

資料編

資 料 編

1 共通対策編

1.1.2.1	防災会議の組織	1
1.1.2.2	川南町防災会議条例	2
1.2.1.1	上水道施設	4
1.2.1.2	下水道施設	4
1.2.2.1	宮崎県防災情報共有システム	5
1.2.2.2	ヘリコプター離着陸場とその設置基準	6
1.2.2.3	消防団の組織体制	7
1.2.2.4	防災拠点の一覧表	8
1.2.2.5	緊急輸送道路ネットワーク計画図	10
1.2.2.6	避難所等一覧	11
1.3.1.1	配備体制	12
1.3.1.2	災害対策本部組織図	13
1.3.1.3	事務分掌	14
1.3.1.4	動員配備計画	17
1.3.2.1	町における被害状況調査の系統	18
1.3.2.2	県災害対策本部において集約する情報収集・伝達の流れ	18
1.3.2.3	事務処理フロー	19
1.3.2.4	被害状況判定基準	20
1.3.2.5	情報収集・伝達系統	23
1.3.3.1	災害派遣の活動範囲	25
1.3.3.2	大震災時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図	26
1.3.4.1	大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー	28
1.3.10.1	県内火葬場一覧	29
1.3.13.1	災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法	30
1.3.13.2	各設備の復旧順位	31
1.3.13.3	N T T 西日本宮崎支店災害対策本部体制図	32
1.3.16.1	「救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	33
1.4.2.1	激甚災害及び適用措置の指定手順	37
1.4.2.2	激甚災害指定基準（本激）	38
1.4.2.3	激甚災害指定基準（局激）	40
1.4.5.1	農林漁業関係の融資	41
1.4.5.2	農林漁業関係融資制度一覧	42

2 地震災害対策編

2.1.1.1	震度分布（日向灘地震）	46
2.1.1.2	被害想定結果（日向灘地震）	47
2.1.1.3	震度分布（えびの・小林地震）	47
2.1.1.4	被害想定結果（えびの・小林地震）	48
2.1.1.5	東南海・南海地震の過去の被害	48
2.1.1.6	震度分布（東南海・南海地震）	49
2.1.1.7	被害想定結果（東南海・南海地震）	49
2.1.1.8	強震断層モデル	50
2.1.1.9	南海トラフ巨大地震（考える最大クラス）	51
2.1.1.10	震度分布（2つのモデルによる地震動）	52
2.1.1.11	宮崎県津波浸水想定 地域海岸	53
2.1.1.12	町内における被害想定	54
2.2.1.1	ため池ハザードマップ	69
2.3.1.1	地震や津波に関する情報の伝達系統	79

3 津波災害対策編

3.2.2.1	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	80
3.2.2.2	津波情報の種類と発表内容	81
3.2.2.3	最大波の観測値の発表内容	82
3.2.2.4	津波予報	83

4 風水害等対策編

4.1.1.1	町内における災害履歴	83
4.1.1.2	日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路	84
4.1.1.3	日向灘沿岸の高潮観測表（高極潮位）	85
4.1.1.4	竜巻の強さと基準（藤田スケール）	86
4.2.1.1	地すべり危険箇所	87
4.2.1.2	急傾斜地危険箇所	88
4.2.1.3	土石流危険箇所	93
4.2.1.4	河川危険箇所	95
4.2.1.5	ため池危険箇所	96
4.2.1.6	重要水防箇所（海岸）	97
4.3.1.1	警報・注意報発表基準一覧表	98
4.3.1.2	特別警報発表基準	98
4.3.1.3	警報注意報基準一覧表の解説	99
4.3.1.4	宮崎県の細分区域図	102

4.3.1.5	気象警報等の伝達系統	103
4.3.1.6	台風情報	104
4.3.1.7	異常現象通報系統	106
 5 南海トラフ地震防災対策推進計画編		
5.2.5.1	南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件.....	106
 6 特殊災害対策編		
6.1.3.1	対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード	108
6.1.3.2	霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル	109
6.1.3.3	霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル	110
6.1.3.4	霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の噴火警戒レベル.....	111
6.1.3.5	霧島山（大幡池）の噴火警戒レベル	112
6.8.2.1	火災警報信号	113
6.8.3.1	空中消火の要請手続き	113
 7 様式集		
7-1	様式 1 緊急通行車両等事前届出済証	114
7-2	様式 2 規制外車両事前届出済証	115
7-3	第 4 号様式（その 1）（被害概況即報）	116
7-4	第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）	118
7-5	災害派遣要請書様式	119
7-6	派遣要請（知事への要求書様式）	120
7-7	撤収要請（知事への要求書様式）	120
7-8	様式 1（標示）	121
7-9	様式 2（標章）	121
7-10	様式 3（証明書）	122
7-11	様式 4（確認申請書）	122
7-12	第 2 号様式（特定の事故）	123
7-13	第 1 号様式（火災）	124

1 共通対策編

資料名	ページ	本編該当ページ
1.1.2.1 防災会議の組織	1	共通：4
1.1.2.2 川南町防災会議条例	2	共通：4
1.2.1.1 上水道施設	4	共通：15
1.2.1.2 下水道施設	4	共通：15
1.2.2.1 宮崎県防災情報共有システム	5	共通：19
1.2.2.2 ヘリコプター離着陸場とその設置基準	6	共通：23
1.2.2.3 消防団の組織体制	7	共通：25
1.2.2.4 防災拠点の一覧表	8	共通：27
1.2.2.5 緊急輸送道路ネットワーク計画図	10	共通：27
1.2.2.6 避難所等一覧	11	共通：31, 105
1.3.1.1 配備体制	12	共通：54
1.3.1.2 災害対策本部組織図	13	共通：54
1.3.1.3 事務分掌	14	共通：55
1.3.1.4 動員配備計画	17	共通：55, 56
1.3.2.1 町における被害状況調査の系統	18	共通：57
1.3.2.2 県災害対策本部において集約する情報収集・伝達の流れ	18	共通：58
1.3.2.3 事務処理フロー	19	共通：58
1.3.2.4 被害状況判定基準	20	共通：58
1.3.2.5 情報収集・伝達系統	23	共通：59
1.3.3.1 災害派遣の活動範囲	25	共通：66
1.3.3.2 大震災時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図	26	共通：66
1.3.4.1 大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー	28	共通：74
1.3.10.1 県内火葬場一覧	29	共通：127
1.3.13.1 災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法	30	共通：134
1.3.13.2 各設備の復旧順位	31	共通：137
1.3.13.3 NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図	32	共通：138
1.3.16.1 「救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	33	共通：149
1.4.2.1 激甚災害及び適用措置の指定手順	37	共通：157
1.4.2.2 激甚災害指定基準（本激）	38	共通：157
1.4.2.3 激甚災害指定基準（局激）	40	共通：157
1.4.5.1 農林漁業関係の融資	41	共通：171
1.4.5.2 農林漁業関係融資制度一覧	42	共通：171

2 地震災害対策編

資料名	ページ	本編該当ページ
2.1.1.1 震度分布（日向灘地震）	46	地震：3
2.1.1.2 被害想定結果（日向灘地震）	47	地震：3
2.1.1.3 震度分布（えびの・小林地震）	47	地震：3
2.1.1.4 被害想定結果（えびの・小林地震）	48	地震：3
2.1.1.5 東南海・南海地震の過去の被害	48	地震：3
2.1.1.6 震度分布（東南海・南海地震）	49	地震：4
2.1.1.7 被害想定結果（東南海・南海地震）	49	地震：4
2.1.1.8 強震断層モデル	50	地震：4
2.1.1.9 南海トラフ巨大地震（考えうる最大クラス）	51	地震：4
2.1.1.10 震度分布（2つのモデルによる地震動）	52	地震：5
2.1.1.11 宮崎県津波浸水想定 地域海岸	53	地震：5
2.1.1.12 町内における被害想定	54	地震：5
2.2.1.1 ため池ハザードマップ	69	地震：16
2.3.1.1 地震や津波に関する情報の伝達系統	79	地震：30

3 津波災害対策編

資料名	ページ	本編該当ページ
3.2.2.1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	80	津波：4
3.2.2.2 津波情報の種類と発表内容	81	津波：4
3.2.2.3 最大波の観測値の発表内容	82	津波：4
3.2.2.4 津波予報	83	津波：4

4 風水害等対策編

資料名	ページ	本編該当ページ
4.1.1.1 町内における災害履歴	83	風水害：1
4.1.1.2 日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路	84	風水害：4
4.1.1.3 日向灘沿岸の高潮観測表（高極潮位）	85	風水害：4
4.1.1.4 竜巻の強さと基準（藤田スケール）	86	風水害：5
4.2.1.1 地すべり危険箇所	87	風水害：8, 19
4.2.1.2 急傾斜地危険箇所	88	風水害：8, 19
4.2.1.3 土石流危険箇所	93	風水害：8, 19, 22
4.2.1.4 河川危険箇所	95	風水害：8, 19, 22
4.2.1.5 ため池危険箇所	96	風水害：8, 22
4.2.1.6 重要水防箇所（海岸）	97	風水害：8, 22
4.3.1.1 警報・注意報発表基準一覧表	98	風水害：14
4.3.1.2 特別警報発表基準	98	風水害：14
4.3.1.3 警報注意報基準一覧表の解説	99	風水害：14
4.3.1.4 宮崎県の細分区域図	102	風水害：14
4.3.1.5 気象警報等の伝達系統	103	風水害：17
4.3.1.6 台風情報	104	風水害：17
4.3.1.7 異常現象通報系統	106	風水害：18

5 南海トラフ地震防災対策推進計画編

資料名	ページ	本編該当ページ
5.2.5.1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件	106	南海トラフ：6

6 特殊災害対策編

資料名	ページ	本編該当ページ
6.1.3.1 対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード	108	特殊災害：5
6.1.3.2 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル	109	特殊災害：5
6.1.3.3 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル	110	特殊災害：5
6.1.3.4 霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の噴火警戒レベル	111	特殊災害：5
6.1.3.5 霧島山（大幡池）の噴火警戒レベル	112	特殊災害：5
6.8.2.1 火災警報信号	113	特殊災害：67
6.8.3.1 空中消火の要請手続き	113	特殊災害：74

7 様式集

資料名		ページ	本編該当ページ
7-1	様式 1 緊急通行車両等事前届出済証	114	共通：28
7-2	様式 2 規制外車両事前届出済証	115	共通：28
7-3	第 4 号様式（その 1）（被害概況即報）	116	共通：58
7-4	第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）	118	共通：58
7-5	災害派遣要請書様式	119	共通：67
7-6	派遣要請（知事への要求書様式）	120	共通：67
7-7	撤収要請（知事への要求書様式）	120	共通：69
7-8	様式 1（標示）	121	共通：86
7-9	様式 2（標章）	121	共通：86
7-10	様式 3（証明書）	122	共通：86
7-11	様式 4（確認申請書）	122	共通：86
7-12	第 2 号様式（特定の事故）	123	特殊災害：49
7-13	第 1 号様式（火災）	124	特殊災害：60, 71

【1.1.2.1 防災会議の組織】

No.	所属	役職	電話	川南町防災会議条例（昭和 39 年 条例第 3 号）第 3 条第 5 項各号
1	国土交通省 宮崎河川国道事務所	所長	0985-24-8221	(1)川南町の区域を管轄する 指定地方行政機関の職員
2	西都児湯森林管理署	署長	0983-43-1377	
3	日向海上保安署	署長	0982-54-4999	
4	陸上自衛隊第 43 普通科連隊 重迫撃砲中隊	中隊長	0986-23-3944	
5	宮崎県児湯農林振興局	局長	0983-22-1362	(2)宮崎県の知事の部内の 職員
6	宮崎県高鍋土木事務所	所長	0983-23-0001	
7	宮崎県高鍋保健所	所長	0983-22-1330	
8	宮崎県児湯福祉事務所	所長	0983-22-1404	
9	宮崎県中部港湾事務所	所長	0985-24-6224	
10	宮崎県高鍋警察署	署長	0983-22-0110	(3)宮崎県警察の警察官
11	川南町	副町長	0983-27-8001	(4)副町長及び教育長
12	川南町	教育長	0983-27-8019	
13	宮崎県東児湯消防組合	消防長	0983-22-1360	(5)消防長及び消防団長
14	川南町消防団	団長	0983-27-8002 (まちづくり課 地域あんしん係)	
15	川南町総務課	課長	0983-27-8001	(6)川南町の職員
16	川南町まちづくり課	課長	0983-27-8002	
17	川南町町民健康課	課長	0983-27-8005	
18	川南町福祉課	課長	0983-27-8007	
19	川南町上下水道課	課長	0983-27-8015	
20	川南町建設課	課長	0983-27-8013	
21	JR 九州宮崎支社 工務所	所長	0985-51-5988	(7)指定公共機関及び指定 地方公共機関の職員
22	九州電力株式会社 高鍋営業所	所長	0120-879-558	
23	一般社団法人 児湯医師会	会長	0983-22-1641	
24	川南郵便局	局長	0983-27-0042	
25	西日本電信電話株式会社 宮崎支店	支店長	0985-78-3908	
26	宮崎県エルピーガス協会 児湯支部	支部長	0983-23-7062	(8)防災に関し知識又は経 験を有する者
27	社会福祉法人 川南町社会福祉協議会	会長	0983-21-3802	
28	NPO 法人宮崎県防災土ネッ トワーク 児湯支部	支部長	0985-55-0447	
29	川南町自治公民館長会	会長	0983-35-4471	
30	川南町各種女性団体連絡協議 会	会長	0983-27-8002 (教育課生涯学 習係)	

【1.1.2.2 川南町防災会議条例】

○川南町防災会議条例

昭和39年6月25日条例第3号

改正

昭和52年10月3日条例第23号

平成12年3月23日条例第1号

平成18年3月24日条例第11号

平成18年12月19日条例第30号

川南町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、川南町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)川南町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)川南町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3)前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者の中から、町長が任命する。

(1)川南町の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

(2)宮崎県の知事の部内の職員

(3)宮崎県警察の警察官

(4)副町長及び教育長

(5)消防長及び消防団長

(6)川南町の職員

(7)指定公共機関及び指定地方公共機関の職員

(8)防災に関し知識又は経験を有する者

6 委員の定数は、30人以内とする。

7 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、川南町の職員、関係指定地方公共機関又は指定地方公共機関の職員及び防災に関し知識又は経験を有する者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月3日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第11号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月19日条例第30号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

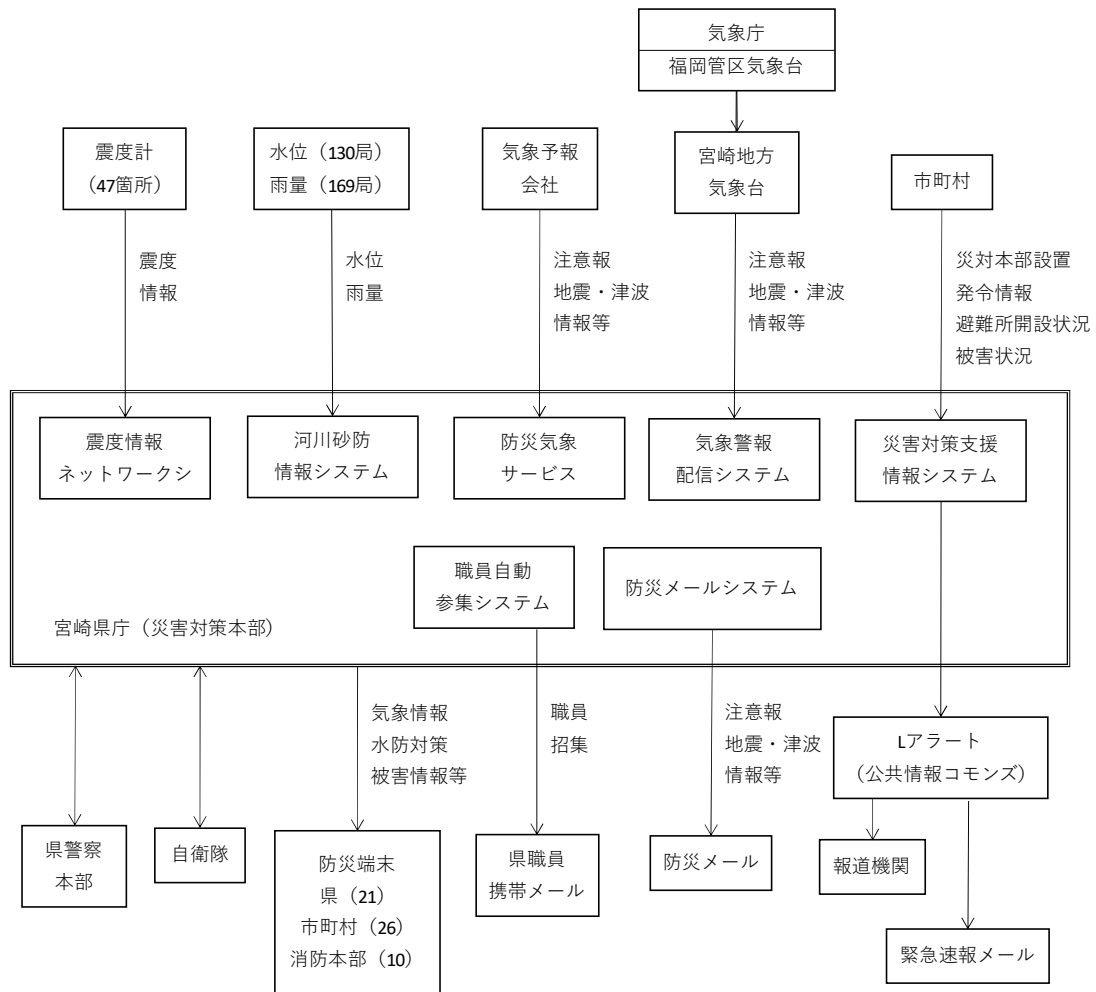
【1.2.1.1 上水道施設】

種別	所在地または取水地	処理能力	管理者	電話番号
上水道	鵜戸ノ本 西ノ別府 掛迫 赤石	7,421	川南町長	27-8015

【1.2.1.2 下水道施設】

団体名	施設名	設置場所	処理能力	処理方法
川南町	川南浄化センター	大字平田 2473-1	2000 m ³ /日	標準脱窒素処理方式 ＋ 高度処理オキシデー ションディッチ法
	川南町漁業集落排水施設（通浜浄化センター）	大字平田 5108-49	627 m ³ /日	回分式活性汚泥法
川南・都農 衛生組合	川南・都農衛生組合 衛生センター	大字川南 11946-3	45 kℓ/日	二段活性汚泥方式

【1.2.2.1 宮崎県防災情報共有システム】（県防引用）



【1.2.2.2 ヘリコプター離着陸場とその設置基準】

■緊急時ヘリコプター離着陸場の設置基準

ヘリコプター離着陸場の設置基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地表面は、平坦でよく整備されていること。
- (2) 回転翼の回転によって、砂じん等が上がらないような場所を指定すること。
- (3) 原則、ヘリコプターの進入区域 50m 以内に高さ 5m 以上の障害物がないこと。
- (4) 緊急時ヘリコプター離着陸場の所要地積目安

機種	昼間	夜間
小型ヘリコプター（2 人乗）	直径 30m	直径 45m
中型ヘリコプター（10 人乗）	直径 50m	直径 75m
大型ヘリコプター（20 人乗）	50m × 75m	75m × 100m
大型ヘリコプター（40 人乗）	100m × 100m	100m × 100m

※ただし、防災救急ヘリコプターは、日没から日の出までは運航できない。

■ヘリコプター離着陸場一覧

県番号	ヘリコプター離着陸場名	適・可 区分
65	川南町運動公園	※適
66	川南小学校グラウンド	適
67	唐瀬原中学校グラウンド	可
68	東小学校グラウンド	適
69	山本小学校グラウンド	適
70	山本公園	適
71	十文字農村公園	適
72	国光原中学校グラウンド	可
73	通山小学校グラウンド	可
	川南町東地区運動公園	
	通山農村公園	

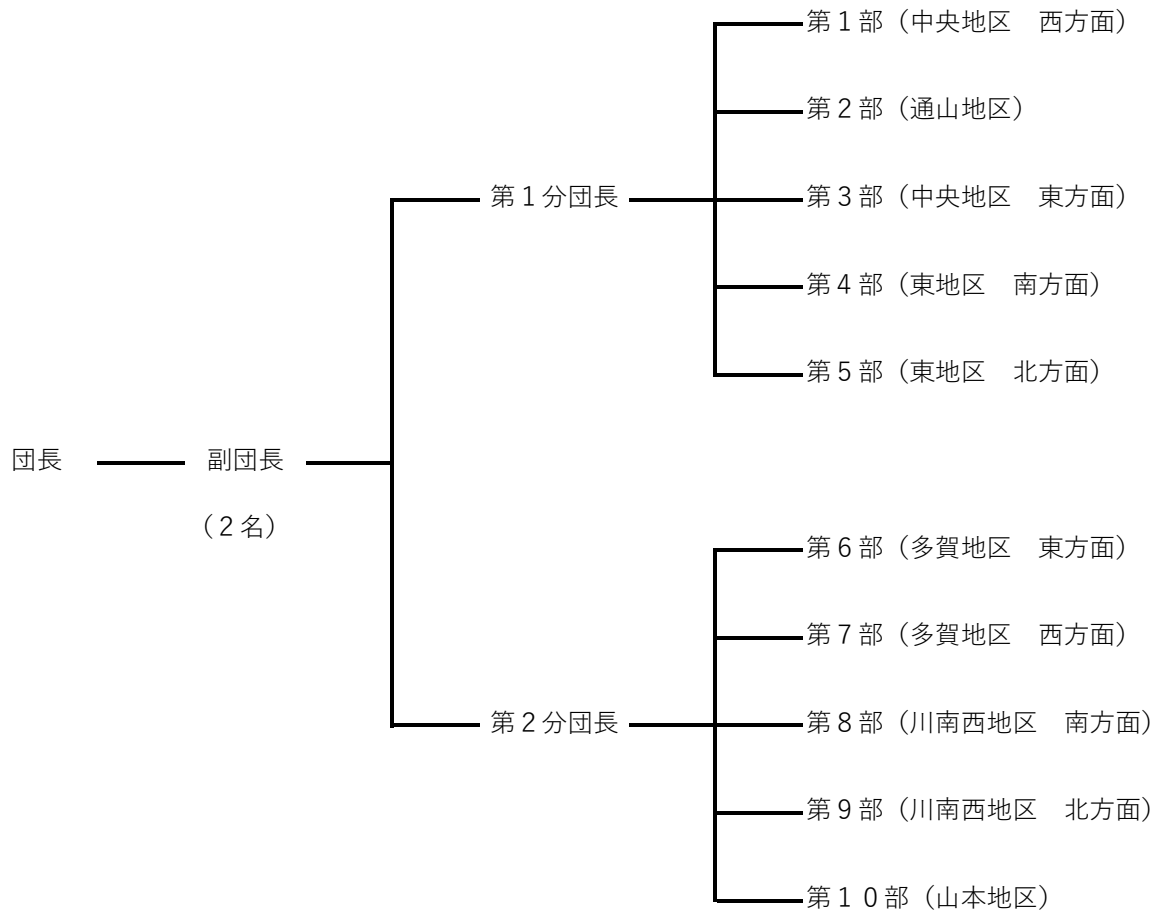
<適・可 区分>

適：離着陸に関して大きな障害はない。

※適については照明灯を使用すれば夜間の離着陸も可能である。

可：離着陸に関して難点がある。

【1.2.2.3 消防団の組織体制】



条例定数：243名

【1.2.2.4 防災拠点の一覧表】（県防引用）

（）重複で内数

拠点種類	拠点名	備 考	拠点数	道路区分	
				第1次	第2次
1. 地方公共団体	県庁舎		1	●	
	地域中心都市の役場	延岡、日向、西都、宮崎、都城、小林、日南	7	●	
	その他の市町村役場 （支庁を含む。）		37		●
	県支庁	西臼杵支庁	1		●
	道路管理事務所等	土木事務所、港湾事務所	17		●
	水道局	宮崎市、延岡市、都城市	3		●
	災害対策本部	宮崎県庁（県庁舎と同じ。）	(1)1		●
	災害対策地方本部	農林振興局、土木事務所、支庁 （支庁、土木事務所と同じ。）	(7)7		●
2. 指定行政機関 ／指定地方行政機 関等	国土交通省	河川国道事務所	2		●
		出張所	14		●
		宮崎港湾・空港整備事務所	1		●
		大阪航空局宮崎空港事務所	1		●
		宮崎地方气象台	1		●
		宮崎海上保安部	1		●
		宮崎運輸支局	1		●
	財務省	宮崎財務事務所	1		●
	農林水産省	九州農政局宮崎県拠点	1		●
	厚生労働省	宮崎労働局（財務事務所と同じ。）	(1)1		●
	警察機関	県警本部	1		●
		警察署	13		●
	消防機関	消防署	13		●
3. 指定公共機関/ 指定地方公共機関 等	日本郵便	宮崎中央郵便局	1		●
		普通郵便局	10		●
	西日本高速道路	高速道路事務所	1		●
	道路公社	宮崎県道路公社	1		●
	ライフライン	電気	9		●
		電話	8		●
		ガス	3		●
	鉄道管理者	J R 九州 総合鉄道事業部	1		●
		J R 九州 保線区	2		●
	放送局	日本放送協会	1		●
		テレビ局（ケーブルテレビ局を含む。）	9		●
		ラジオ局	1		●

拠点種類	拠点名	備 考	拠点数	道路区分	
				第1次	第2次
4. 自衛隊	自衛隊	陸上自衛隊	2		●
		航空自衛隊	1		●
		地方連絡部	1		●
5. 救援物資等の 備蓄拠点または集 積拠点	空港	宮崎空港	1	●	
	ヘリポート	大型ヘリ離着陸可能地	94		●
	港湾、漁港	重要港湾	3	●	
		地方港湾	13		●
		第2種、第3種、第4種漁港	12		●
	鉄道駅前広場	地域中心都市	6		●
	物流拠点	市場	4		●
		トラックターミナル	55		●
	県備蓄保管所	食料、医療品、衣料 （日本赤十字社県支部、延岡土木と同じ。）	(2)7		●
	都市公園空間を利用 した防災拠点	県総合運動公園	1		●
	道路空間を利用した 防災拠点	I. C. S. A P. A	22		●
		道の駅	18		●
6. 災害医療拠点	総合病院等	日本赤十字社	1		●
		基幹災害拠点病院	2		●
		地域災害拠点病院	10		●
		九州保健福祉大学	1		●
		日南総合運動公園	1		●
		その他総合病院等	58		●
		血液センター	1		●
		保健所	9		●
計			(11)51 5		

【1.2.2.6 避難所等一覧】

NO	地区	施設名	住所	指定避難所	指定緊急避難場所	福祉避難所	洪水	土砂	地震	津波	高潮	想定収容人数	備考
1	川南中央地区	川南町農村環境改善センター	大字川南13679番地2	○	○		○	○	○	○	○	480	
2		川南町総合福祉センター	大字川南13680番地1	○	○		○	○		○	○	60	会議室、にぎわい
3		川南西部地区コミュニティセンター	大字川南19301番地1	○	○		○	○	○			60	
4		川南小学校体育館	大字川南13493番地1	○	○		○	○	○			170	
5		川南小学校グラウンド	大字川南13493番地1		○		○	○	○			1750	
6		唐瀬原中学校体育館	大字川南19664番地1	○	○		○	○	○			380	
7		唐瀬原中学校グラウンド	大字川南19664番地1		○		○	○	○			2490	
8		唐瀬原中学校サッカー場	大字川南19664番地6		○		○	○	○			1270	
9		川南町運動公園	大字平田2334番地		○		○	○	○	○		4400	陸上競技場、野球場
10		高森近隣公園	大字平田1708番地1		○		○	○	○	○		4350	
11		川南町保健センター	大字川南13680番地1			○	○	○	○	○	○	100	
12		尾鈴クリニック	大字川南13681番地1			○	○	○	○	○	○	10	
13		養護老人ホーム 福寿園	大字川南13428番地8			○	○	○	○	○	○	10	
14		特別養護老人ホーム 鈴南の里	大字川南12707番地			○	○	○	○	○	○	10	
15		特別養護老人ホーム フェニックス	大字川南17979番地87			○	○	○	○	○	○	10	
16		(有)エコフィールド 湯癒亭	大字平田2379番地1			○	○	○	○	○	○	10	
17	山本地区	山本地区コミュニティセンター	大字川南17741番地	○	○		○	○	○			40	
18		山本小学校体育館	大字川南17741番地1	○	○		○	○	○			110	
19		山本小学校グラウンド	大字川南17741番地1		○		○	○	○			1540	
20		山本公園	大字川南26907番地17		○		○	○	○			800	
21	東地区	東地区コミュニティセンター	大字川南21986番地	○	○		○	○	○	○		40	
22		東小学校体育館	大字川南21909番地1	○	○		○	○	○			120	
23		東小学校グラウンド	大字川南21909番地1		○		○	○	○			1060	
24		川南東地区運動公園	大字川南9361番地1		○		○	○	○			2060	
25	通山地区	通山地区コミュニティセンター	大字平田6838番地	○	○		○	○	○	○	○	40	
26		通山小学校体育館	大字平田6838番地	○	○		○	○	○	○	○	100	
27		通山小学校グラウンド	大字平田6838番地		○		○	○	○	○	○	1300	
28		国光原中学校体育館	大字川南23566番地1	○	○		○	○	○	○	○	320	
29		国光原中学校グラウンド	大字川南23566番地1		○		○	○	○	○	○	1590	
30		通山農村公園	大字平田6655番地4		○		○	○	○	○	○	1620	
31		県道高鍋美々津線道路敷	大字平田5563番地6		○		○			○	○	30	
32	多賀地区	多賀地区コミュニティセンター	大字川南27532番地1	○	○		○	○	○			40	
33		多賀小学校体育館	大字川南15113番地2	○	○		○	○	○			110	
34		多賀小学校グラウンド	大字川南15113番地2		○		○	○	○			1020	
35		十文字農村公園	大字川南1568番地2		○		○	○	○			940	

【1.3.1.1 配備体制】

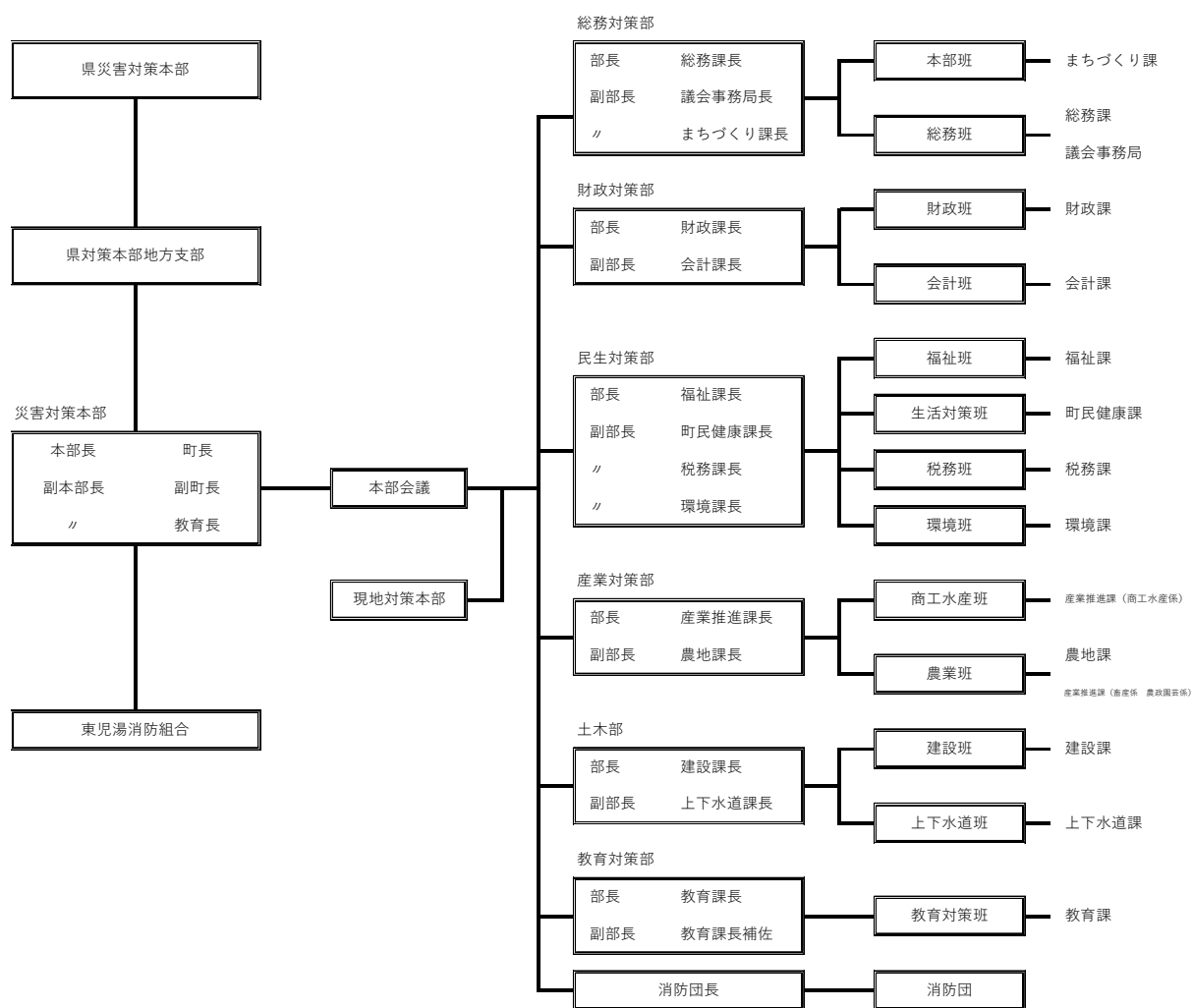
■風水害時の配備体制

		大雨・洪水・土砂災害	台風
		災害状況の例	災害状況の例
情報連絡本部	第1 配備	・大雨警報（浸水害・土砂災害）、洪水警報 が発表されたとき ・まちづくり課長が必要と認めたとき	・台風の接近により、継続的な情報収集の必要があるとき ・まちづくり課長が必要と認めたとき
災害警戒本部	第2 配備	・警戒レベル3（高齢者等避難）相当の気象情報が発表されたとき ・人的または住家等の被害発生が予想されるとき ・副町長が必要と認めたとき	・台風の本町への接近が明確で、事前の対応が必要なとき ・自主避難者が避難すると予想されるとき ・副町長が必要と認めたとき
災害対策本部	第3 配備	・警戒レベル4（避難指示）相当の気象情報が発表されたとき ・町長が必要と認めたとき	・台風が本町を直撃することが明らかとなるとき ・町長が必要と認めたとき

■地震・津波時の配備体制

		地震	津波
		災害状況の例	災害状況の例
情報連絡本部	第1 配備	・町域で震度 4 の地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ・まちづくり課長が必要と認めたとき	・津波注意報が発表されたとき ・まちづくり課長が必要と認めたとき
災害警戒本部	第2 配備	・町域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ・副町長が必要と認めたとき	・津波注意報が発表され被害等が予想されるとき ・副町長が必要と認めたとき
災害対策本部	第3 配備	・町域で震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・町長が必要と認めたとき	・津波警報が以上の警報が発表されたとき ・町長が必要と認めたとき

【1.3.1.2 災害対策本部組織図】



【1.3.1.3 事務分掌】

対策部名	各班名	
総務対策部	本部班	①災害対策本部の運営全般に関すること。
		②災害に関する情報の収集に関すること。
		③災害に関する情報の分析及び通報等に関すること。
		④国、県及び防災関係機関との情報通信並びに調整に関すること。
		⑤避難情報の発令に関すること。
		⑥災害救助活動に関すること。
		⑦自主防災組織との連携に関すること。
		⑧自治会との連絡調整に関すること。
		⑨消防団に関すること。
	総務班	①職員の動員及び任務配置の調整に関すること。
		②公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関すること。
		③支援の受入れや応援団体への支援要請等に関すること。
		④自衛隊、自治体等への災害派遣要請及び受入れに関すること。
		⑤本部長の秘書に関すること。
		⑥報道機関に対する発表に関すること。
		⑦町民への災害情報の発信（広報紙、インターネット等）に関すること。
		⑧被害状況の撮影及び記録に関すること。
		⑨議会関係者との連絡調整に関すること。
財政対策部	財政班	①災害対策の緊急予算及び資金調達に関すること。
		②町有財産の保全に関すること。
		③災害応急資機材の調達に関すること。
		④車両の借り上げ等に関すること。
		⑤緊急車両の登録に関すること。
		⑥食料及び物資の調達及び配給に関すること。
		⑦食料等支援物資の受入れ、仕分け、配給調整及び搬送に関すること。
		⑧その他物資に関すること。
	会計班	①義援金、見舞金品等の保管及び管理に関すること。
		②災害時における市内各金融機関との連絡調整に関すること。

対策部名	各班名	
民生対策部	福祉班	①災害救助法の運用に関する事。
		②福祉施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
		③避難所の開設、管理及び避難に関する事。
		④避難行動要支援者に関する事。
		⑤災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する事。
		⑥日本赤十字社との連絡調整に関する事。
		⑦ボランティアの募集、受付、登録管理及び派遣調整に関する事。
	生活対策班	①医療機関等の被災・稼働状況把握及び災害拠点病院との連絡手段の確保に関する事。
		②保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関する事。
		③応急救護所の設置及び救護対策に関する事。
		④その他医療救護及び保健並びに公衆衛生に関する事。
		⑤被災世帯名簿の作成に関する事。
		⑥町民等からの相談、要望等に関する事。
		⑦死亡者の埋火葬に関する事。
		⑧その他町民の対応に関する事。
	税務班	①家屋の被害調査に関する事。
		②罹災証明の発行に関する事。
		③被災世帯に係る税の減免に関する事。
		④被災者に係る納税の猶予に関する事。
	環境班	①被災地及び避難所のし尿処理に関する事。
		②応急仮設トイレの設置に関する事。
		③環境汚染の調査に関する事。
		④被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関する事。
		⑤廃棄物処分地の確保に関する事。
		⑥その他環境衛生に関する事。
産業対策部	商工水産班	①商工、港湾、運輸、交通、通信等の被害調査及び応急対策に関する事。
		②観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。
		③被災商工業者対策に関する事。
		④観光客への対応に関する事。
		⑤被災漁業者及び水産業者対策に関する事。
		⑥水産施設の災害対策及び被害調査に関する事。
		⑦水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。
		⑧林道、治山施設の被害調査及び復旧に関する事。
		⑨林産物の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。
	農業班	①農産物の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。
		②家畜及び畜産施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。
		③被災農家等の災害対策に関する事。
		④農地及び農業用施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。

対策部名	各班名	
土木部	建設班	①道路、橋梁、河川、堤防、砂防等の被害調査及び応急対策に関する こと。
		②交通規制に関すること。
		③道路の障害物の除去に関すること。
		④道路交通情報に関すること。
		⑤都市計画施設の被害調査及び応急対策に関すること。
		⑥被災住宅の応急危険度判定及び応急修理に関すること。
		⑦町営住宅の被害調査、応急対策に関すること。
		⑧倒壊家屋対策に関すること。
		⑨仮設住宅の建設及び入居に関すること。
	上下水道班	①上水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
		②断水の状況把握に関すること。
		③応急給水に関すること。
		④飲料水及び生活用水の確保に関すること。
		⑤下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
教育対策部	教育対策班	①教育施設や体育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関する こと。
		②児童生徒の避難及び登下校の安全確保に関すること。
		③災害時における児童生徒の保健に関すること。
		④応急教育に関すること。
		⑤被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関すること。
		⑥学校給食施設の被害状況の調査及び炊き出しに関すること。
		⑦関係施設での避難受け入れに関すること。

【1.3.1.4 動員配備計画】

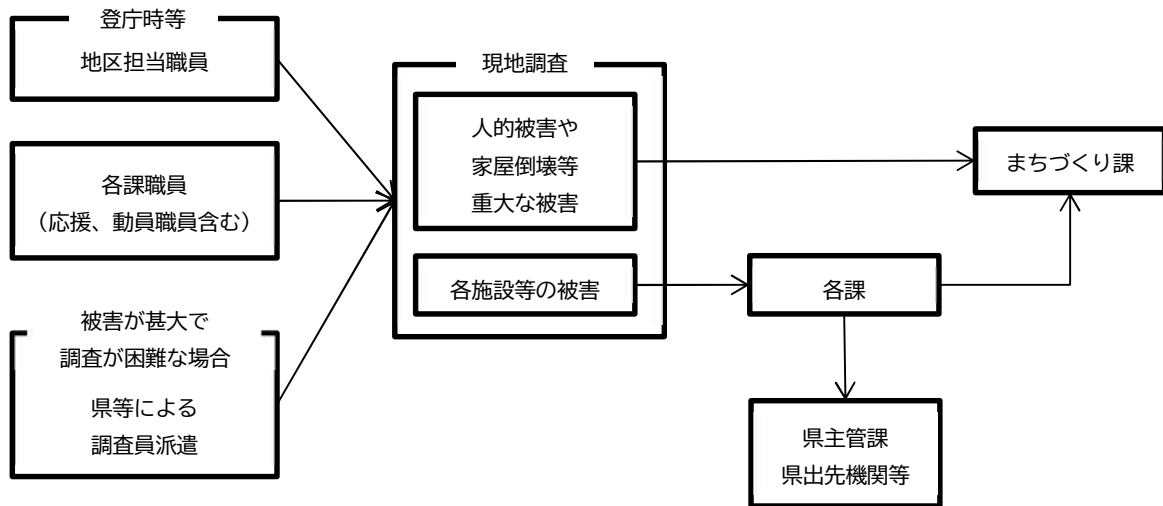
部名	班名	担当部署	第1 配備	第2 配備	第3 配備	
					大雨・洪水 土砂・台風	地震・津波
総務	本部	まちづくり課	○	◎	◎	◎
	総務	総務課		△	○	◎
		議会事務局			△	◎
財政	財政	財政課		△	○	◎
	会計	会計課			△	◎
民生	福祉	福祉課		○	◎	◎
	生活対策	町民健康課		△	○	◎
	税務	税務課		△	○	◎
	環境	環境課		△	△	◎
産業	商工水産	産業推進課 (商工水産係)			△	◎
	農業	農地課	△	○	○	◎
		産業推進課 (畜産係、農政園芸係)			△	◎
土木	建設	建設課	△	○	○	◎
	上下水道	上下水道課	△	○	○	◎
教育対策	教育対策	教育課		△	○	◎

△・・・必要に応じて課の一部の職員が登庁

○・・・課の一部の職員が登庁

◎・・・課の全ての職員が登庁

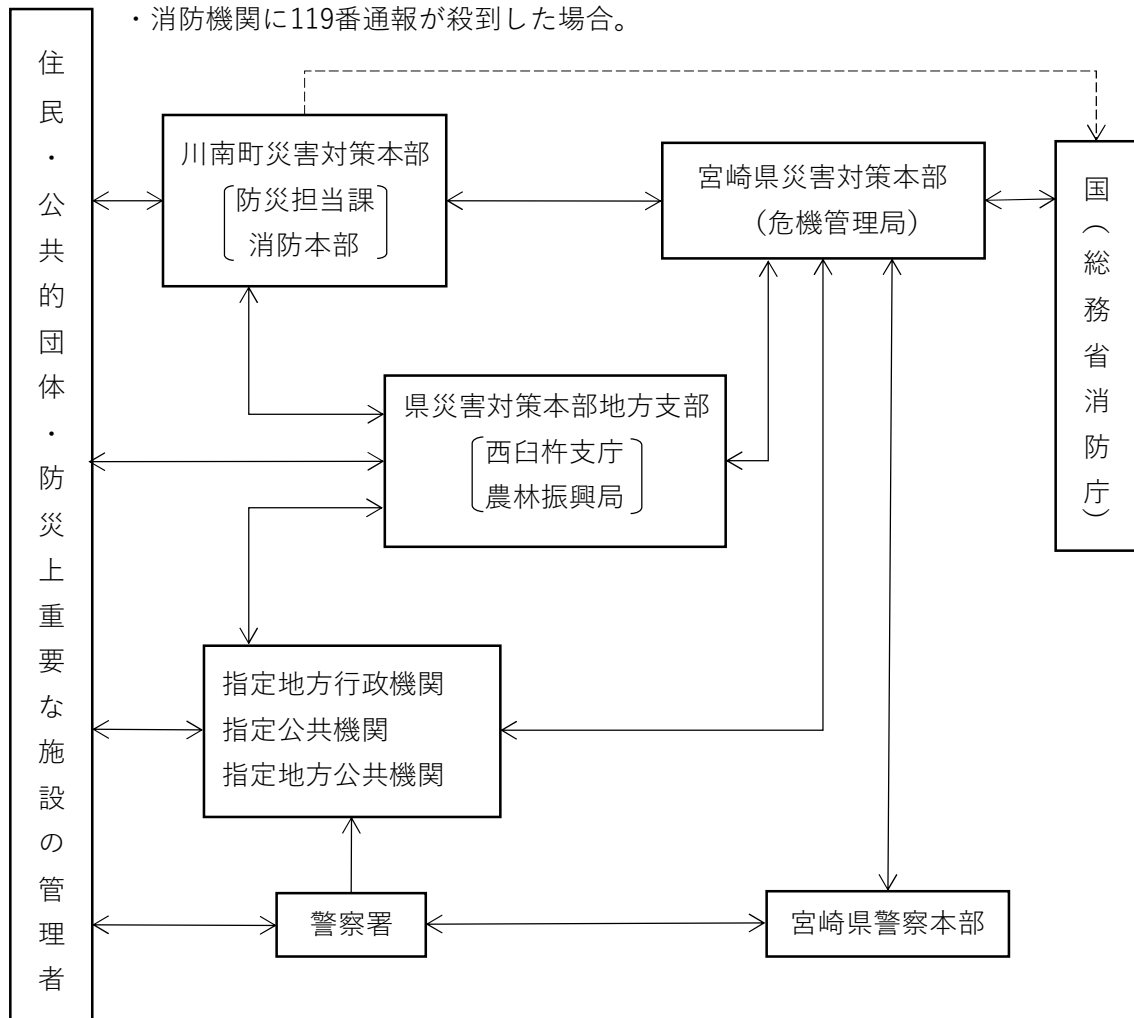
【1.3.2.1 町における被害状況調査の系統】



【1.3.2.2 県災害対策本部において集約する情報収集・伝達の流れ】(県防引用)

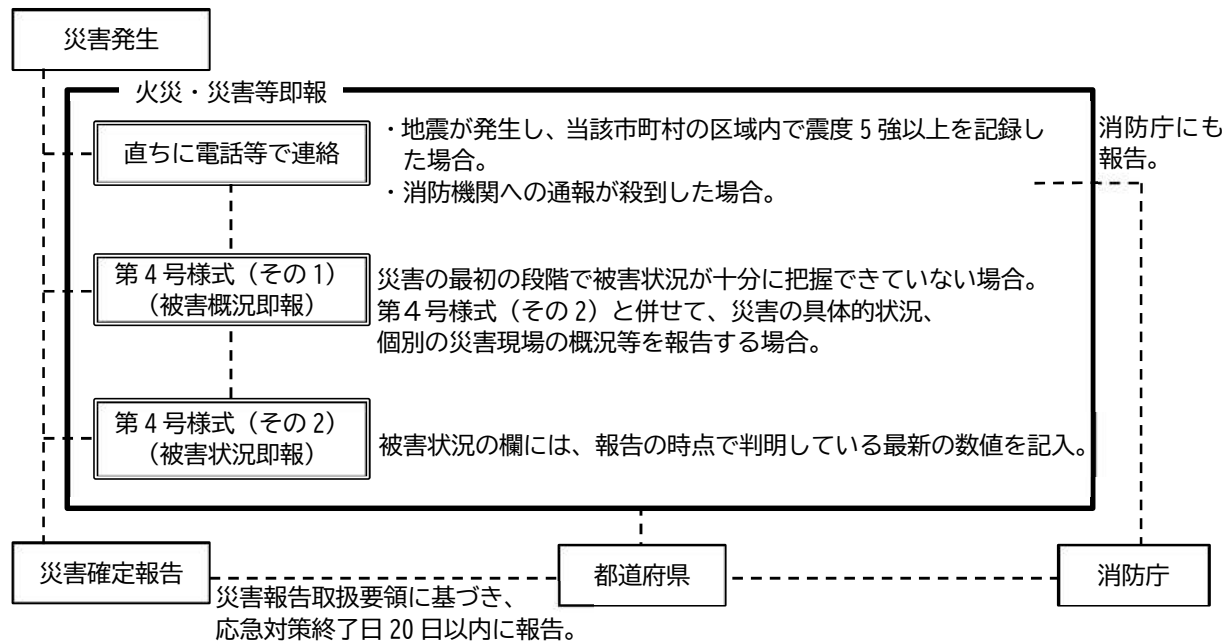
< 情報収集・伝達の流れ >

- ・地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合。
- ・県に報告できない場合。(※)
- ・消防機関に119番通報が殺到した場合。



(※) は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

【1.3.2.3 事務処理フロー】（県防引用）



	平日	夜間・休日
報告先 消防庁	(N T T 回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (F A X) (消防防災無線) 90-49013 90-49033 (F A X) (地域衛星通信ネットワーク) T N-048-500-90-49013 T N-048-500-90-49033 (F A X)	(N T T 回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (F A X) (消防防災無線) 90-49102 90-49036 (F A X) (地域衛星通信ネットワーク) T N-048-500-90-49102 T N-048-500-90-49036 (F A X)

【1.3.2.4 被害状況判定基準】（県防引用）

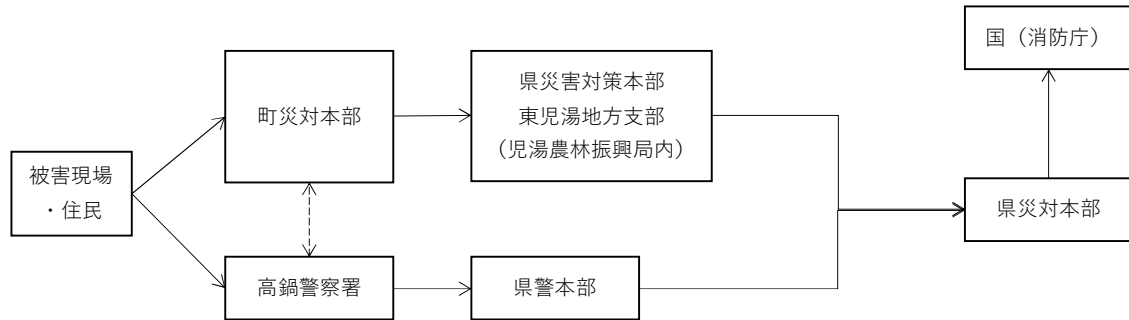
被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽症者	災害のため医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被害区分		判定基準
3 非住家被害	非住宅	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために、可川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第 25 条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。

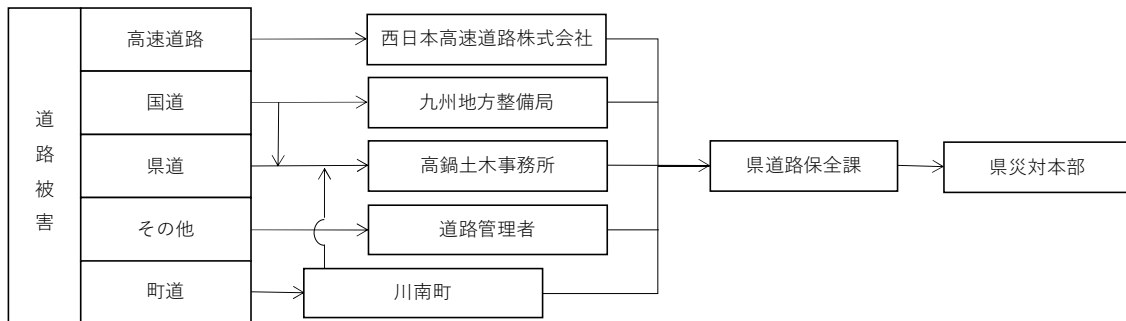
被害区分		判定基準
5 その他の被害	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活の一つにしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震または火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

【1.3.2.5 情報収集・伝達系統】（県防引用）

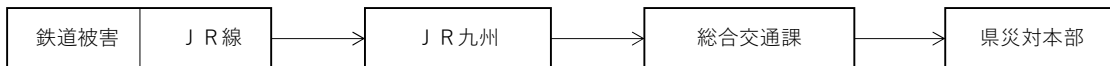
情報収集・伝達系統 1



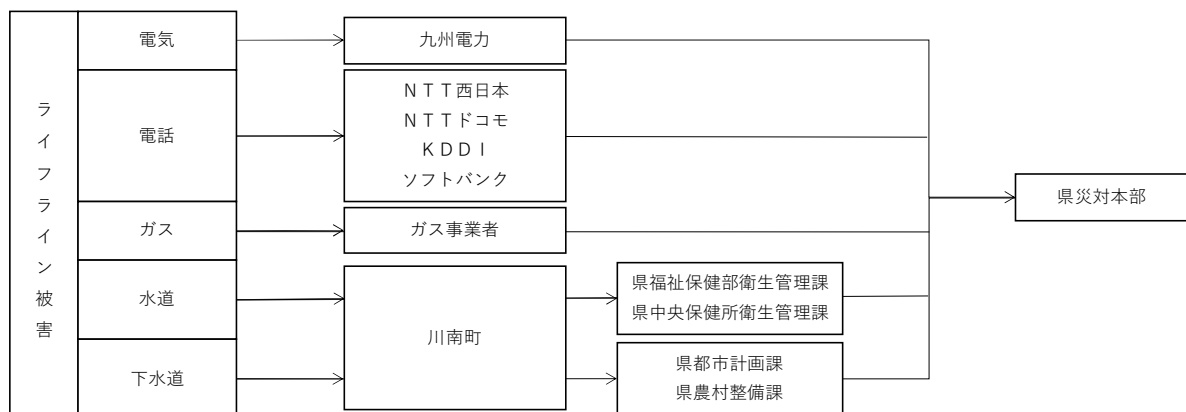
情報収集・伝達系統 2（道路被害）



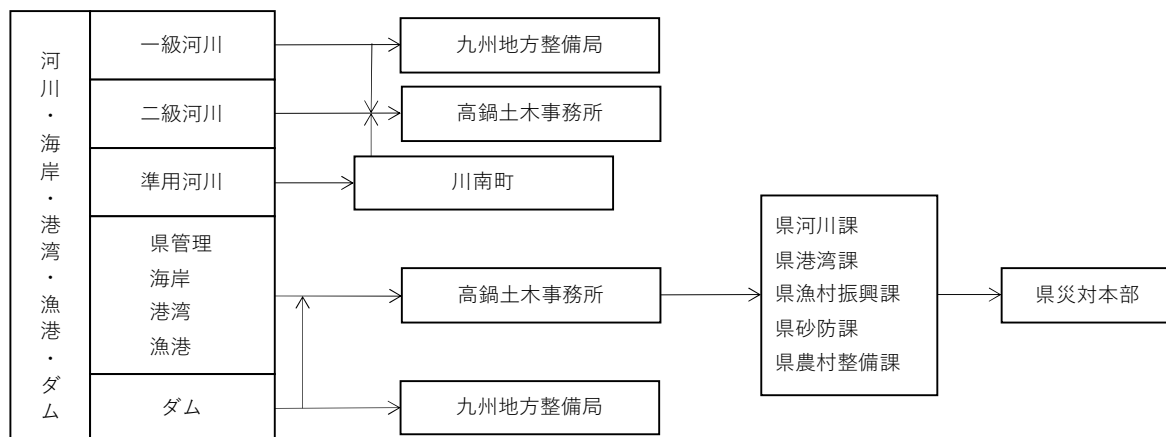
情報収集・伝達系統 3（鉄道被害）



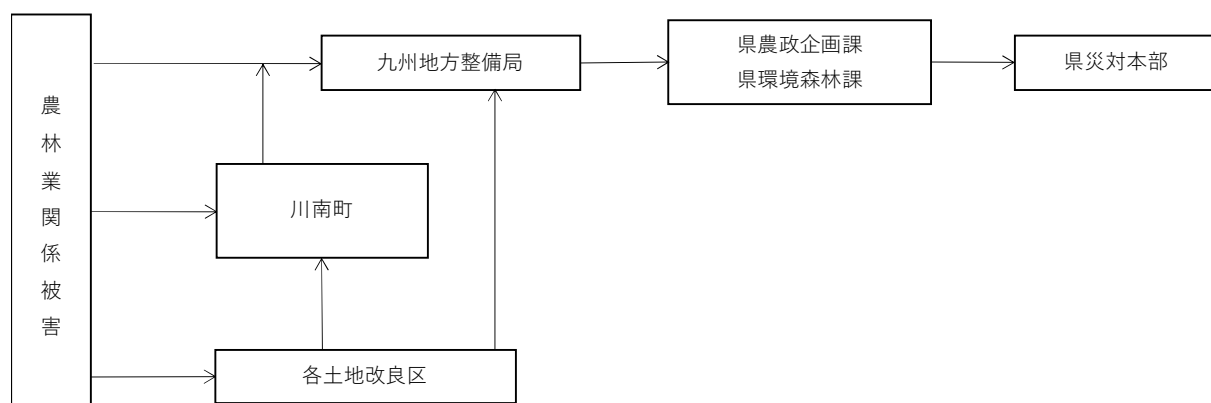
情報収集・伝達系統 4（ライフライン被害）



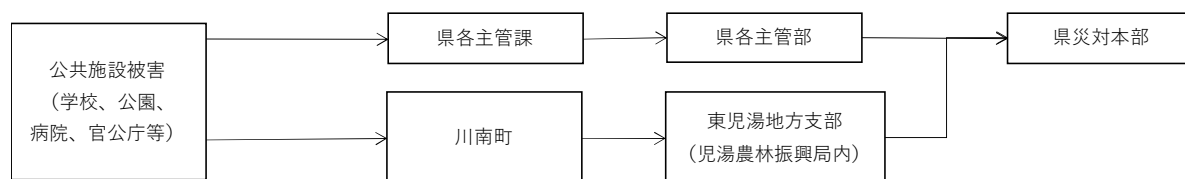
情報収集・伝達系統 5（河川、海岸、港湾、漁港、ダム）



情報収集・伝達系統 6（農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



情報収集・伝達系統 7（その他公共施設）



【1.3.3.1 災害派遣の活動範囲】（県防引用）

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊しまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救護物資の無償貸与または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S.33.総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

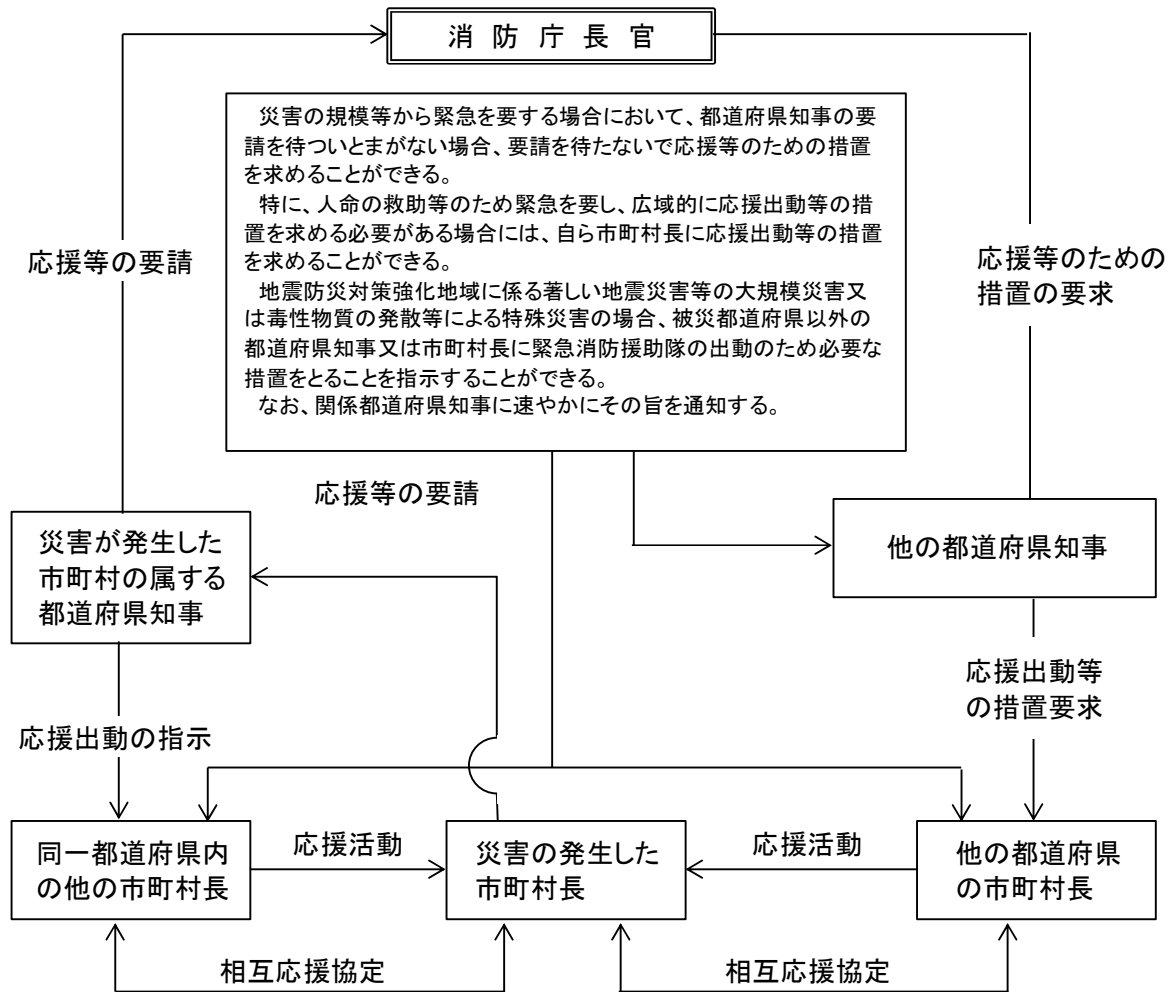
【1.3.3.2 大震災時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図】（県防引用）

自 衛 隊	県 庁	
支 援 内 容	宮崎県災害対策本部	
知事、副知事との連絡調整	秘書広報課	総合政策部
TacCP 等県庁内施設の使用	総務課	総務部
損害賠償事故の処理要請	危機管理局	総務部
物品の管理	総務事務センター	総務部
緊急調達	総務事務センター	総務部
経費負担区分に対する協定	財政課	総務部
記者発表、資料提供	秘書広報課	総合政策部
被害状況全般	危機管理局	総務部
避難者情報、避難指示（命令）状況	危機管理局	総務部
道路被害・復旧情報	道路保全課	県土整備部
緊急輸送ルートの確立	道路保全課	県土整備部
河川被害・復旧情報	河川課	県土整備部
鉄道被害・復旧情報	総合交通課	総合政策部
山崩れ、崖崩れ等被害・復旧情報	危機管理局	総務部
被害情報		警察本部
緊急輸送ルートの決定	危機管理局	総務部
水道断水・復旧情報	衛生管理課	福祉保健部
住宅（仮設住宅等）情報	建築住宅課	県土整備部
電力・ガス被害・復旧情報	危機管理局	総務部
給水・浴場関連情報	衛生管理課	福祉保健部
災害派遣要請等に関する調整	危機管理局	総務部
部隊運用に関する全般調整（県庁全般）	危機管理局	総務部
テント設営のための組み立て足場輸送	危機管理局	総務部
生活必需品等の輸送	危機管理局	総務部
入浴	衛生管理課	福祉保健部
トラックによる遺体輸送	衛生管理課	福祉保健部
自転車の保健所への輸送	福祉保健課	福祉保健部
衛生物資の輸送	福祉保健課	福祉保健部
がれき対策	環境対策推進課	環境森林部

自 衛 隊	県 庁	
支 援 内 容	課	部
食事の運搬	農産園芸課	農政水産部
食事の充実	農産園芸課	農政水産部
医療品の輸送	医療薬務課	福祉保健部
港湾施設災害復旧	港湾課	県土整備部
緊急給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
病院に対する給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
生活用水の供給	衛生管理課	福祉保健部
防塵マスクの輸送		警察本部
崖崩防災点検（陸航空）	道路保全課	県土整備部
	河川課	県土整備部
	砂防課	県土整備部
ヘリポート適地調整	危機管理局	総務部
ヘリによる患者輸送	危機管理局	総務部
避難所巡回診察	福祉保健課	福祉保健部
避難所救護センター医療スタッフ差出	医療薬務課	福祉保健部
患者輸送	医療薬務課	福祉保健部
避難所歯科診療	医療薬務課	福祉保健部
倒壊地域の防疫（消毒）	健康増進課	福祉保健部
医薬品の輸送	医療薬務課	福祉保健部
県庁内電話の構成	営繕課	県土整備部
	危機管理局	総務部
緊急物資等揚陸	港湾課	県土整備部
船舶係留岸壁の調整	港湾課	県土整備部

【1.3.4.1 大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー】（県防引用）

＜大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー＞
（消防組織法第44条関係）



【1.3.10.1 県内火葬場一覧】

名称	所在地	電話番号
宮崎市葬祭センター	宮崎市大字郡司分乙 2356 番地	0985-51-4374
都城市斎場	都城市下長飯町 5453	0986-39-0260
延岡市斎場いのちの杜	延岡市熊野江町 2985	0982-43-1155
日南市葬祭場	日南市梅ヶ浜三丁目 1 番 1 号	0987-31-0110
西諸広域葬祭センター	小林市東方 1046 番地の 30	0984-22-4401
日向地区斎場東郷霊苑	日向市東郷町大字山陰丙 619 番地	0982-69-3147
串間市葬斎場	串間市大字南方 1027-44	0987-72-3000
東諸葬祭場	東諸県郡国富町大字向高 1680 番地	0985-75-6950
西都児湯斎場「再生の杜」	西都市大字南方 6545 番地 1	0983-32-6400
西米良村火葬場	児湯郡西米良村 235-41	0983-36-1974
西臼杵斎場	西臼杵郡高千穂町大字三田井 2178 番地	0982-72-2098

【1.3.13.1 災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法】（県防引用）

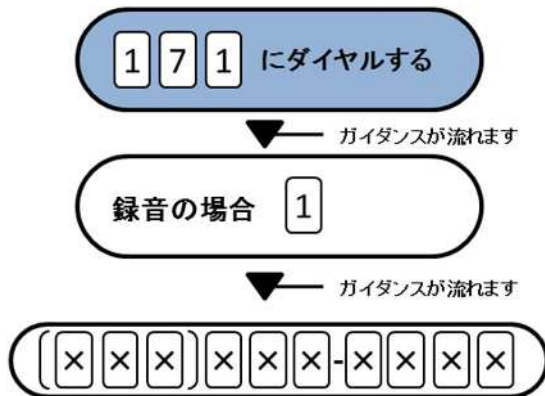
<災害時のお願い>

- ① ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- ② 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- ③ 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- ④ 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かにすませる。

<災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法>

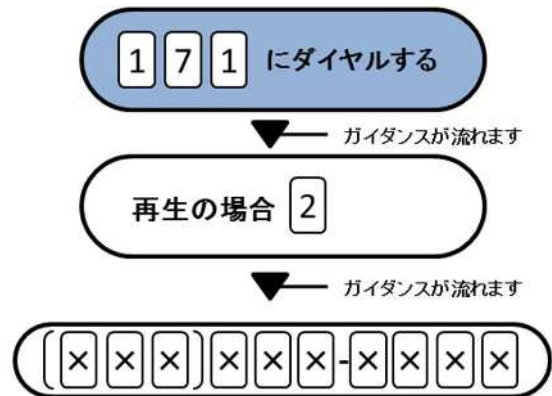
- ① 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- ② サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

伝言の録音方法



※電話番号は市外局番からダイヤルする。

伝言の再生方法

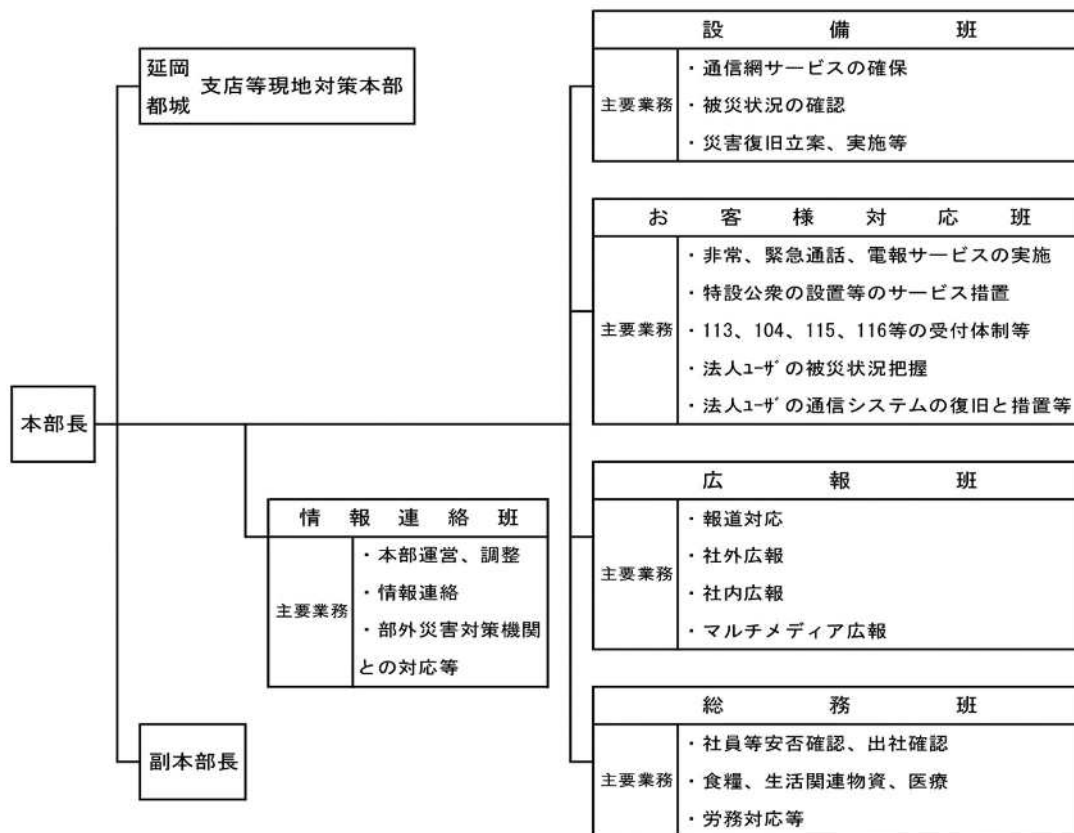


【1.3.13.2 各設備の復旧順位】（県防引用）

設備名	復旧順位
水力発電設備	①系統に影響の大きい発電所 ②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④その他の発電所
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に係る送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所 （この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電用電話回線 ②系統用保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他回線

【1.3.13.3 N T T西日本宮崎支店災害対策本部体制図】（県防引用）

図－N T T西日本宮崎支店災害対策本部体制図



【1.3.16.1 「救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表】（県防引用）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者に供与する。	〈基本額〉 避難所設置費 1人 1日当り 330円以内 〈加算額〉 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	〈基本額〉 避難所設置費 1人 1日当り 331円以内 〈加算額〉 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のための支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の費用として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内。
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住宅に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当り1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

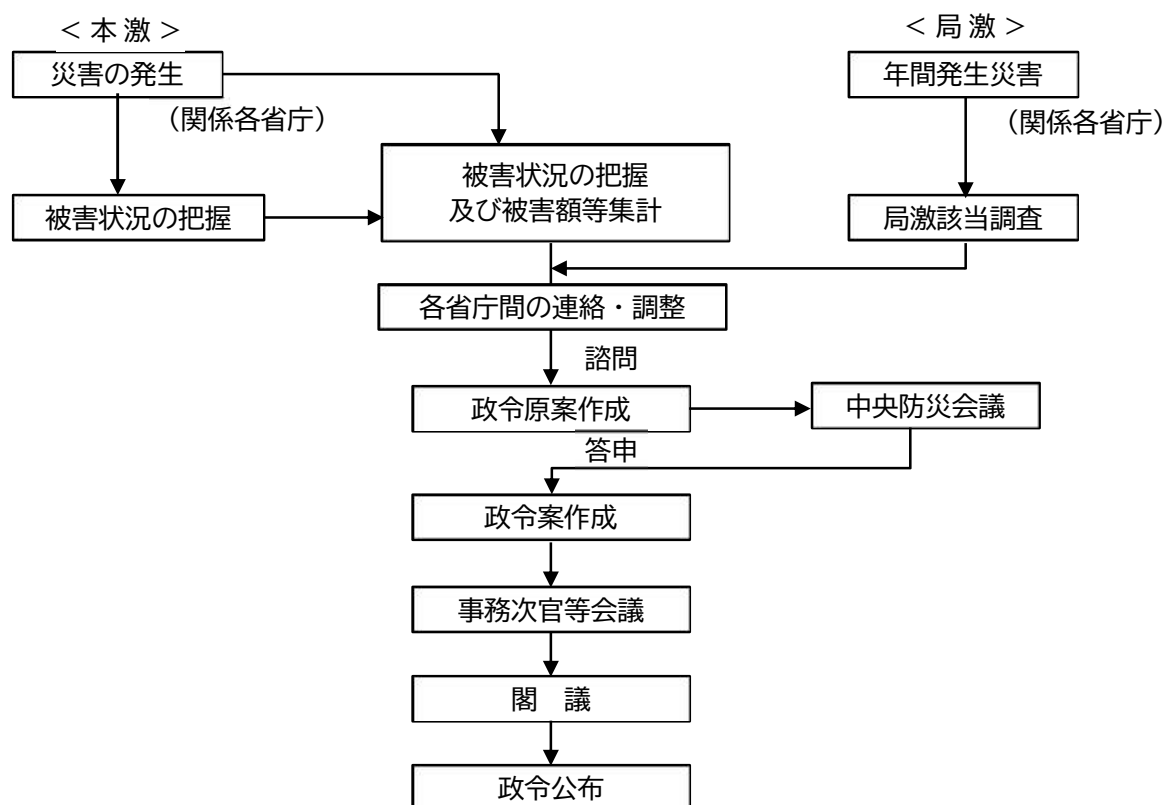
資料編

救助の種類	対象	費用の限度額		期間			備考		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地区における通常の実費		災害発生の日から7日以内			輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具 その他生活必需品の給与または貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上1人増す毎に加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院または診療所 社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内			患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内			妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内			1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急処理	1 住家が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊または半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内		災害発生の日から3カ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部または同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6ヶ月以内）					

資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失半壊(焼)または床上浸水により学用品を喪失または毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材または、正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり 4,500 円 中学校生徒1人当たり 4,800 円 高等学校等生徒 1 人当たり 5,200 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 215,200 円以内 小人 (12 歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存: ○既存建物借上費: 通常の実費 ○既存建物以外: 1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当りの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢化・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県知事等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び貸借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の該当合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				

【1.4.2.1 激甚災害及び適用措置の指定手順】（県防引用）

【1.4.2.2 激甚災害指定基準（本激）】（県防引用）

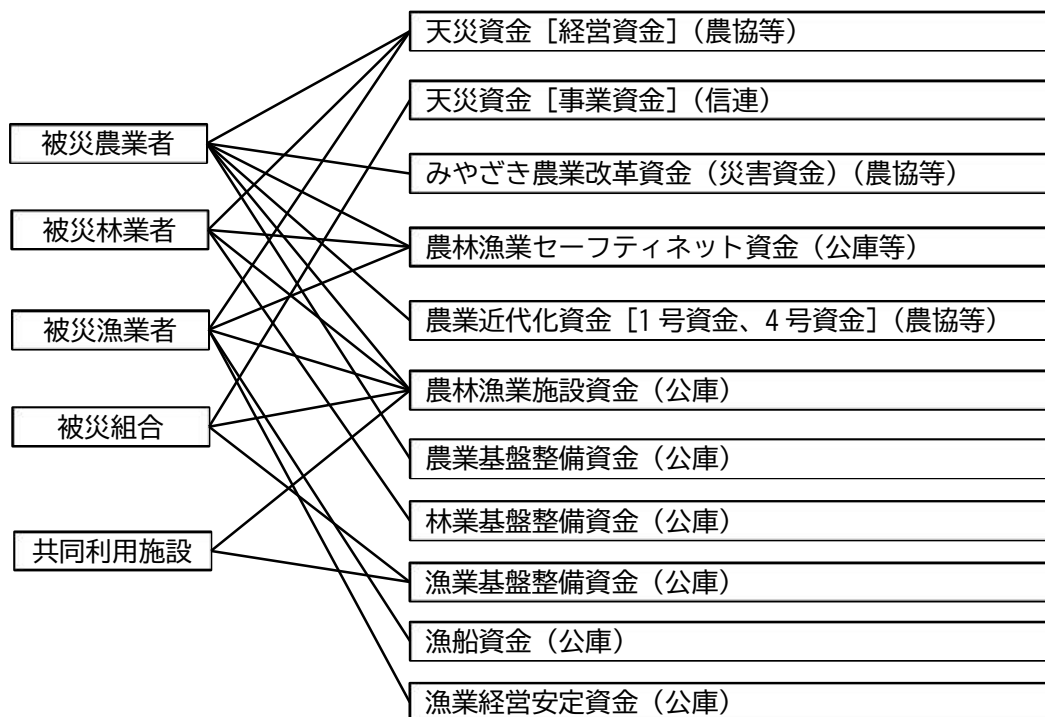
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章 第3条～4条 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% （B 基準） 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% （2）県内市町村の査定総見込額＞県内全市町村の標準税収入×5%
法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B 基準） 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% （2）一の都道府県の査定見込額＞10億円
法第6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の(1)または(2)の要件に該当する災害 （1）法第5条の措置が適用される場合 （2）農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5%で法第8条の措置が適用される場合。ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害にかかる漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 （3）漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% （4）漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で法第8条の措置が適用される場合。ただし、(1)～(4)について、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。
法第8条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 （A 基準） 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B 基準） 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県の農業者×3%
法第11条の2 （森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 ただし、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は、木材生産部門に限る。 （A 基準） 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% （B 基準） 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% （2）一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%
法第12条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% （B 基準） 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次のいずれかの要件に該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% （2）一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合または法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ずることがある。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 16 条 (公立社会教育施設災害復旧事業 に対する補助) 第 17 条 (私立学校施設災害復旧事業の補 助) 第 19 条 (市町村施行の伝染病予防事業に 関する負担の特例)	法第 2 章 (第 3 条及び第 4 条) の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
法第 22 条 (り災者公営住宅建設事業に対す る補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 被災地全域滅失戸数 $\geq$ 4,000 戸 (B 基準) 次の(1)、(2)の要件のいずれかに該当する市町村が 1 以上あるもの ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ 特例的措置を講じることがある。 (1) 被災地全域滅失戸数 $\geq$ 2,000 戸 かつ、 一の市町村の区域内の滅失戸数 $\geq$ 200 戸または住宅戸数の 1 割 (2) 被災地全域滅失戸数 $\geq$ 1,200 戸 かつ、 一の市町村の区域内の滅失戸数 $\geq$ 400 戸または住宅戸数の 2 割
法第 24 条 (小災害債に係る元利償還金の基 準財政需要額への算入等)	法第 2 章 (第 3 条及び第 4 条) または第 5 条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

【1.4.2.3 激甚災害指定基準（局激）】（県防引用）

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 2 章 第 3 条～4 条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する持別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (1) 共通 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 (1 千万円以上) $\text{> 当該市町村の標準税収入} \times 50\%$ ＊ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 (2) 標準税収入が 50 億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 (2.5 億円超) $\text{> 当該市町村の標準税収入} \times 20\%$ (3) 標準税収入 50 億円を超え、100 億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 $\text{> 当該市町村の標準税収入} \times 20\% + (\text{当該市町村の標準税収入} - 50 \text{ 億円}) \times 60\%$ (4) 早期局激 (1) の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて (1) に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第 5 条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 $\text{> 当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が 1,000 万円未満を除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。 (2) (1) の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて (1) に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第 6 条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の例)	次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 $\text{> 当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が 1,000 万円未満を除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。 (2) (1) の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて (1) に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害見込額が当該市町村内の農業被害見込額を超えかつ、当該市町村内の漁船等の被害額 $\text{> 当該市町村の漁業所得推定額} \times 10\%$ (漁船等の被害額が 1,000 万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。
法第 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)	当該市町村内の林業被害見込額 (樹木に係るもの) $\text{> 当該市町村に係る生産林業所得(木材生産部門)推定額} \times 1.5$ (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね 0.05% 未満のものを除く。) かつ、 (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 $\text{> } 300\text{ha}$ または (2) その他の災害にあつては、要復旧見込面積 $\text{> 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)} \times 25\%$
法第 12 条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)	中小企業関係被害額 $\text{> 当該市町村の中小企業所得推定額} \times 10\%$ (被害額が 1 千万円未満を除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。
法第 24 条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	法第 2 章 (第 3 条及び第 4 条) または 5 条の措置が適用される場合

【1.4.5.1 農林漁業関係の融資】（県防引用）



※信連＝宮崎県信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会

公庫＝株式会社日本政策金融公庫

【1.4.5.2 農林漁業関係融資制度一覧】（県防引用）

< 農業 >

資金名	融資対象	資金 使途	融資 限度額	利率	据置 期間	償還期間	償還 方法	貸付原 資負担	備考
天 災 資 金	農業を営む個人及び法人で、政令で指定された天災による農産物の減収量が平年収穫量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業総収入額の10%以上の者	経営資金	【個人】 一般 200 万円 果樹等 500 万円 【法人】 一般 2,000 万円 果樹等 2,500 万円	災 害 の 都 度、政令で 指定 (特別被害 農業者は 3.0%以内)	なし	3～6 年以 内(特別被 害 農 業 者 は 6 年以 内)	原則とし て、元金均 等償還	農協・市 中 銀 行 等 10/10	農業経営支 援課 ※「特別被害農業者」とは、政令で指定された天災による農産物の減収による損失額が平年農業総収入額の50%以上の者または果樹・茶樹・桑樹体の損失額が被害時価額の50%以上の者
み や ぎ 農 業 改 革 資 金 (災害資金)	県が指定した災害による農畜産物の減収見込量が過去3か年の平均収量30%以上、かつ、減収見込額が過去3か年の平均農業総収入額の10%以上であることを市町村長が証明した農業者	経営再 建に要 する営 農経費	300 万円以 内	災 害 の 都 度、県が指 定	3 年 以内	7 年以内 (利子補給 期間は5年 間)	元金均 等償還	農協・市 中 銀 行 等 10/10	農業経営 支援課
農 林 漁 業 セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 資金 [公 庫 資金]	・認定農業者 ・農業所得(法人は農業に係る売上高)が総所得(法人は総売上高)の過半を占めている者または粗収益が200万円以上(法人は1,000万円以上)である者 ・認定就農者または農業経営開始後3年以内の者 ・集落営農組織等	経営再 建資金 及び収 入補填	【一般】 600 万円 【特認】 年間経営 費等の12 分の3以内	0.25%～ 0.35%	3 年 以内	10 年以内	元金均 等 償 還、元 利均等 償還等	公庫 10/10	日本政策 金融公庫

資金名	融資対象	資金 使途	融資 限度額	利率	据置 期間	償還期間	償還 方法	貸付原 資負担	備考
農 業 近 代 化 資 金 (1 号 資 金、4 号 資金)	・認定農業者 ・認定農業者 以外の対象 者 (ただし、復旧 に必要な資金 を除く。)	施設等 の復旧	【個人】 1,800 万円 【法人】 2 億円	0.25% ～0.7% (償還年数 等で異な る)	2～7 年 以内	7～15 年 以内	元金均 等 償 還、元 利均等 償還等	公庫 10/10	日本政策 金融公庫
農 林 漁 業 施 設 資金 〔 公 庫 資金〕	災害等で施設 被害を受けた 農業を営む者、 農協等	施設等 の復旧	貸 付 け を 受 け る 者 の 負 担 す る 額 の 80 % に 相 当する額	0.3% ～0.8%	3 ～ 10 年 以内 等	15～25 年 以内等	元金均 等 償 還、元 利均等 償還等	公庫 10/10	日本政策 金融公庫
農 業 基 盤 整 備 資金 〔 公 庫 資金〕	災害等で農地、 牧野の被害を 受けた農業を 営む者、農協等	農地・ 牧野の 災害復 旧	貸 付 け を 受 け る 者 が 当 該 年 度 に 負 担 する額	0.3% ～ 0.8%	10 年 以 内	25 年以内	元金均 等 償 還、元 利均等 償還等	公庫 10/10	日本政策 金融公庫

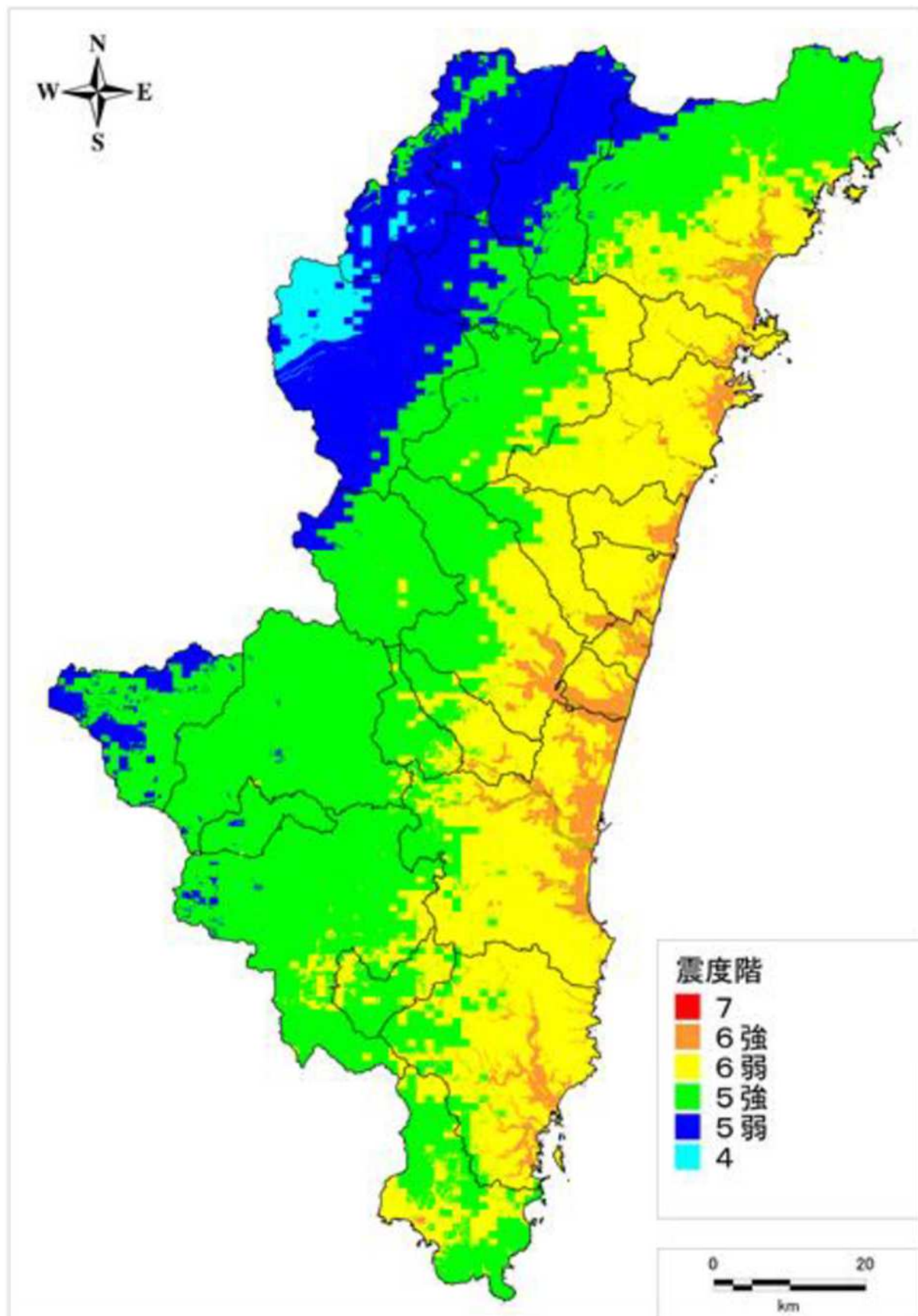
< 林業 >

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付 原資 負担	備考		
林業基盤 整備資金 （造林資金）	復旧造林 （激甚法に 関する法律 施行令で告 示された市 町村の区域 内で行う造 林であり、 かつ、森林 災害復旧事 業取扱要綱 に基づく事 業であるも の）	造林資金	森林組合、森 林組合連合 会、林業者等 （借入者の負 担する額の 80%に相当す る額。ただし、計画森林の 場合は90%）	0.16% ～ 0.20%	20年 以内	補助 30年以内	元利均等 償還、元金 均等償還、 元金不均等 償還のい ずれか最も 適当と認め られる方法	公庫 10/10			
					改善計画 認定者 25年 以内	非補助 35年以内					
						改善計画 認定者補 助 40年以内				非補助 45年以内	
林業基盤 整備資金 （樹苗養成 施設資金）	樹苗養成施設 の復旧	樹苗養成 資金	樹苗養成の 事業を営む 者 （借入者の負 担する額の 80%に相当す る額）		5年以内	15年以内					
林業基盤 整備資金 （林道資金）	林道の復旧	林道資金	森林組合、森 林組合連合 会、林業者等 （借入者の負 担する額の 80%に相当す る額）		3年以内	20年以内					
					改善計画 認定者 7年以内	改善計画 認定者 25年以内					
農林漁業 施設資金 （共同利用 施設のうち 林業施設 資金）	林産物の生産 等に必要な 共同利用施設 等の復旧	林業施設 資金	森林組合等 （借入者の負 担する額の 80%に相当す る額）		3年以内	20年以内					
農林漁業 施設資金 （主務大臣 施設のうち 林業施設 資金）	素材・樹苗・ 特用林産物の 生産等機械・ 施設の復旧		林業を営む 者（1施設当 たり） 一般 300万円 特認 600万円	15年以内							
農林漁業 セーフティ ネット 資金	災害による 被害を受けた 林業者	災害復旧	一般 600万円 特認 年間経費等 の12分の3 以内	0.16%		10年以内					

<水産業>

資金名	融資対象	資金 使途	融資 限度額	利率	据置 期間	償還 期間	償還 方法	貸付原 資負担	備考
漁業災害 対策資金 (新みやぎ 漁業推 進資金)	災害を受けた 施設等の復旧 を行う漁業者、 漁協等	施設等 復旧	個人等 9,000～ 36,000 万円 組合等 12 億円	1.5% た だ し 基 準 金 利 3.0 % ま で	2～3 年以内	5～20 年内	年賦	信漁連 漁協等 10/10	水産政策課
農林漁業 施設資金 (共同利用 施設)	災害を受けた 共同利用施設 の復旧を行う 漁業者、漁協等	施設 復旧	借入者負担 の 80%	0.5% ～1.0%	3 年 以内	20 年 以内		公庫 10/10	
農林漁業 施設資金 (主務大臣 指定施設)	災害を受けた 共同利用施設 の復旧を行う 漁業者、漁協等	施設 等復旧	漁船 1,000 万円 その他施設 300 万円		15 年 以内				
農林漁業 セーフティ ネット 資金	災害による被 害を受けた漁 業者	災害 復旧	600 万円		10 年 以内				
漁船資金	災害を受けた 漁船の復旧 (原則 20 トン 以上)	施設 復旧	借受者負担 の 80%か 漁船 1 隻あ たり 4 億 5 千万 円のいずれ か低い額		2 年 以内	12 年 以内			
漁業基盤 整備資金	災害を受けた 共同利用利用 施設の復旧を 行う漁協等		借入者負担 額の 80%		3 年 以内	20 年 以内			
天災資金 (天災融資 法が発動 された場 合に限る)	天災により被 害を受けた漁 業者が経営資 金を必要とす る場合	経営 資金	※融資限度額、利率、据置期間、償還期間に ついては、その都度政令で定められる。					漁協・ 市中 銀行等 10/10	

【2.1.1.1 震度分布（日向灘地震）】（県防引用）



【2.1.1.2 被害想定結果（日向灘地震）】（県防引用）

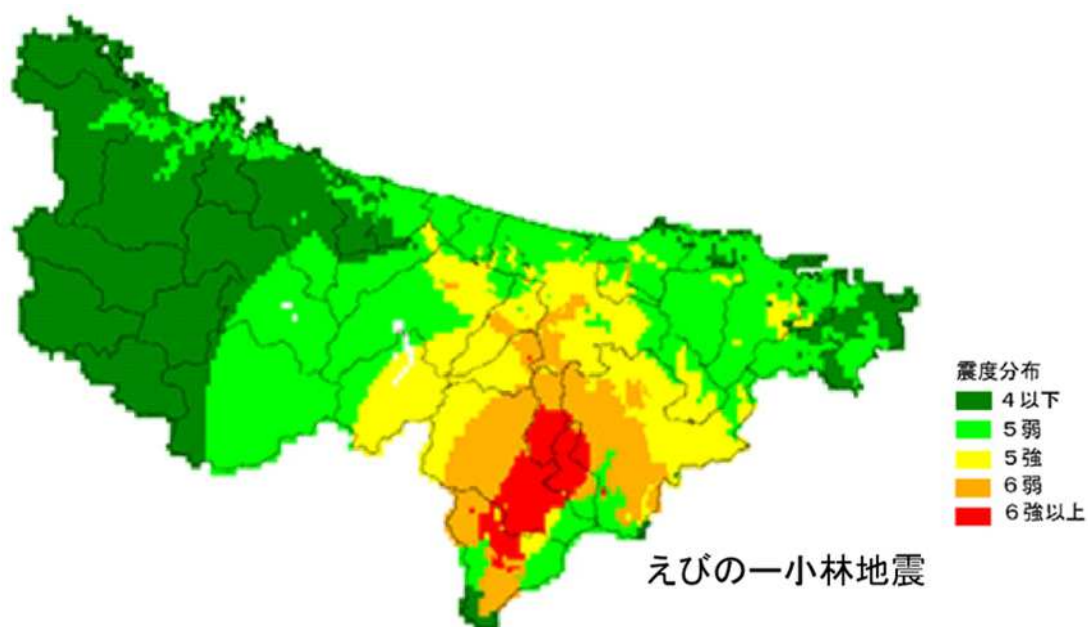
■想定震度及び最大津波高

想定震度	最大津波高
震度 6 強	6m

■想定被害

項目	日向灘北部地震	日向灘南部地震
建物被害（全壊棟数）	約 13,000 棟	約 16,000 棟
人的被害（死者数）	約 1,700 人	約 90 人

【2.1.1.3 震度分布（えびの・小林地震）】（県防引用）

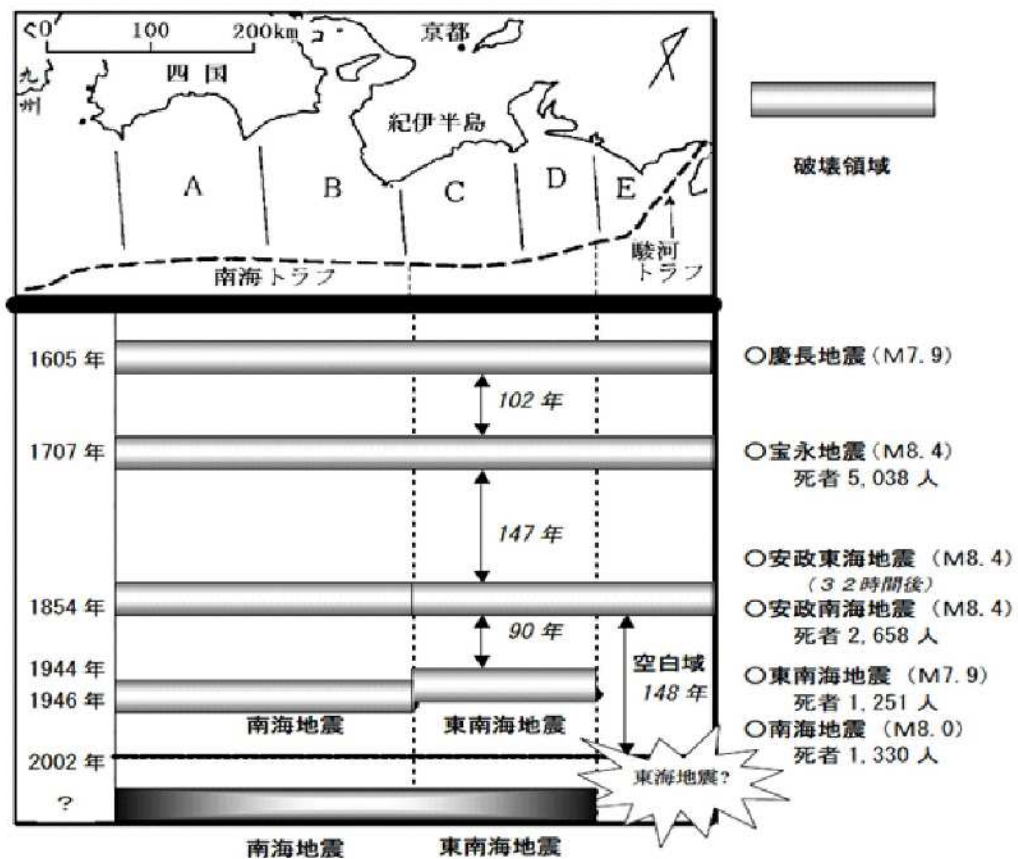


【2.1.1.4 被害想定結果（えびの・小林地震）】（県防引用）

最大震度			震度 6 強
津波の高さ			—
人的被害	死者数	揺れによるもの	約 110 名
		※津波によるもの	—
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約 4,400 棟
		※津波によるもの	—

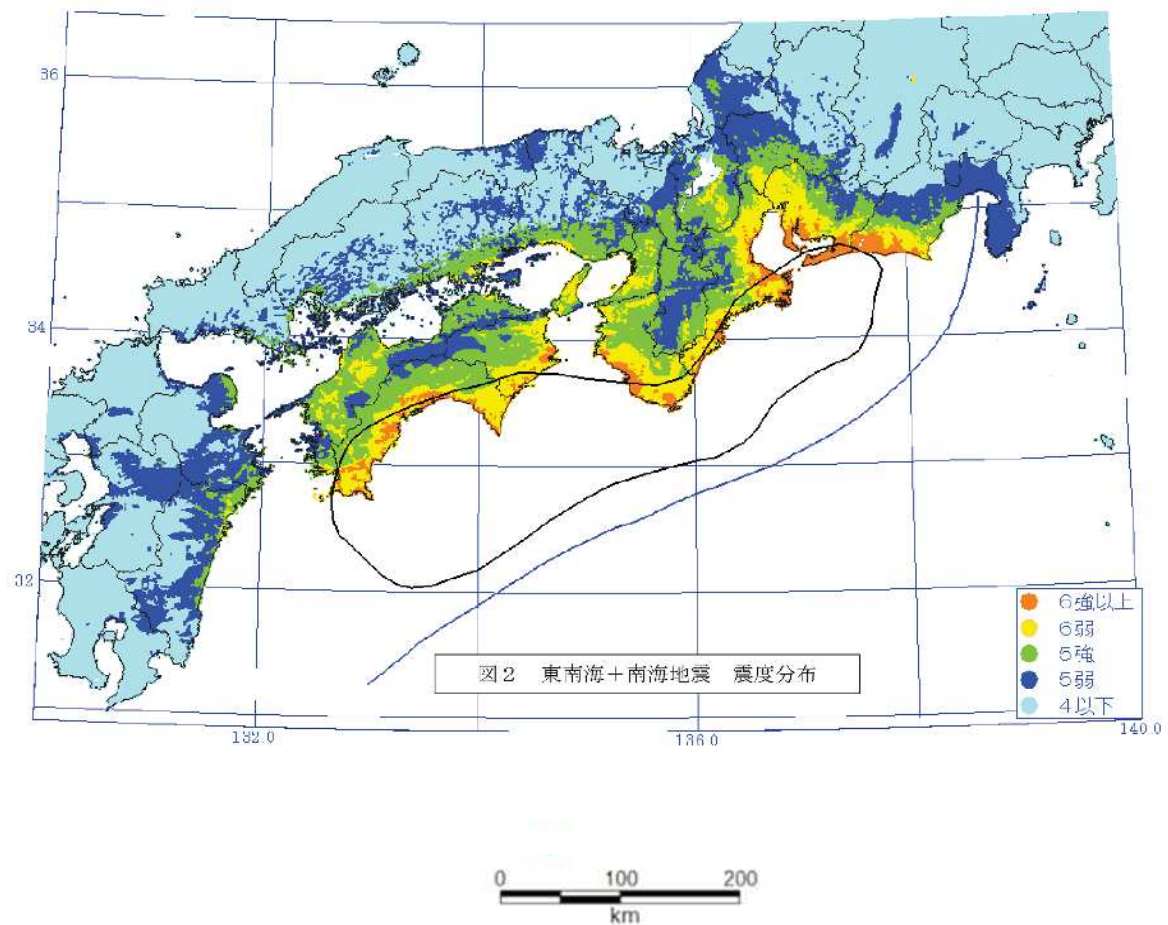
資料：宮崎県「平成 18 年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

【2.1.1.5 東南海・南海地震の過去の被害】（県防引用）



資料：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」（2003）

【2.1.1.6 震度分布（東南海・南海地震）】（県防引用）

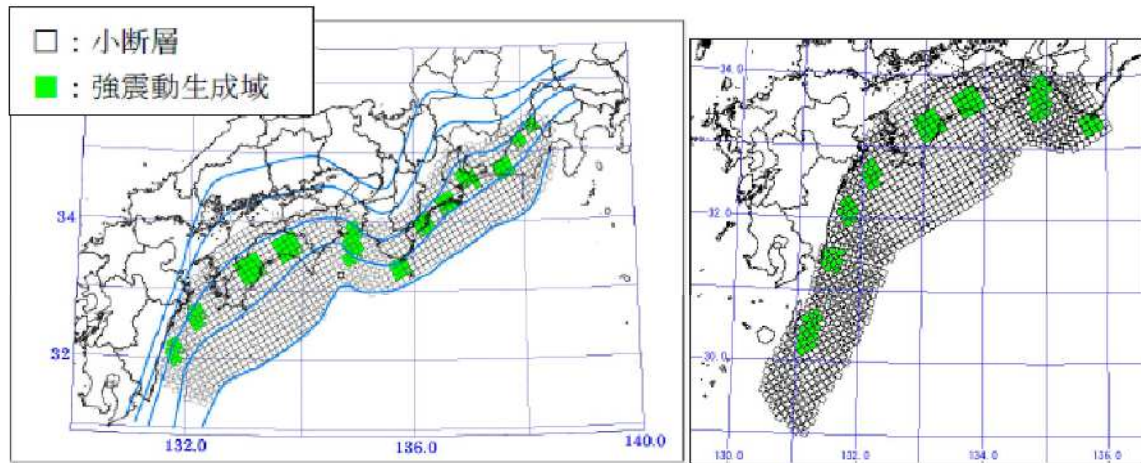


【2.1.1.7 被害想定結果（東南海・南海地震）】（県防引用）

最大震度			震度 6 強
津波の高さ			約 6m
人的被害	死者数	揺れによるもの	約 20 名
		※津波によるもの	約 670 名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約 700 棟
		※津波によるもの	約 5,200 棟

資料：中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」による。

※ただし、津波による被害（人的・建物）は、宮崎県「平成 18 年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

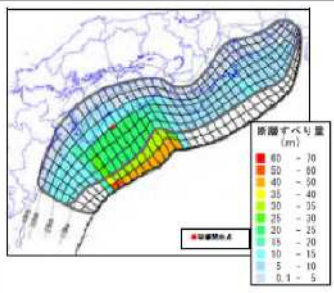
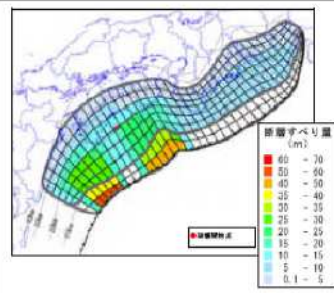
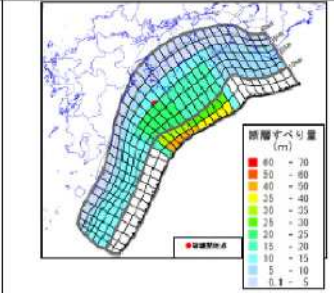
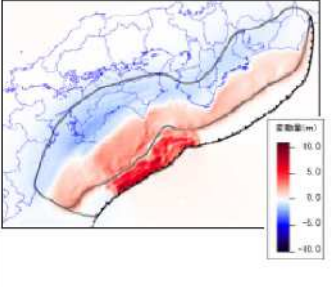
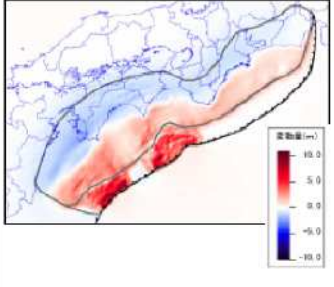
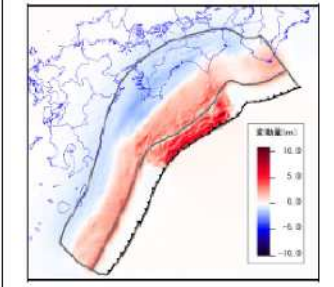
【2.1.1.8 強震断層モデル】（県防引用）

強震断層モデル （左）内閣府モデル（M9.0）

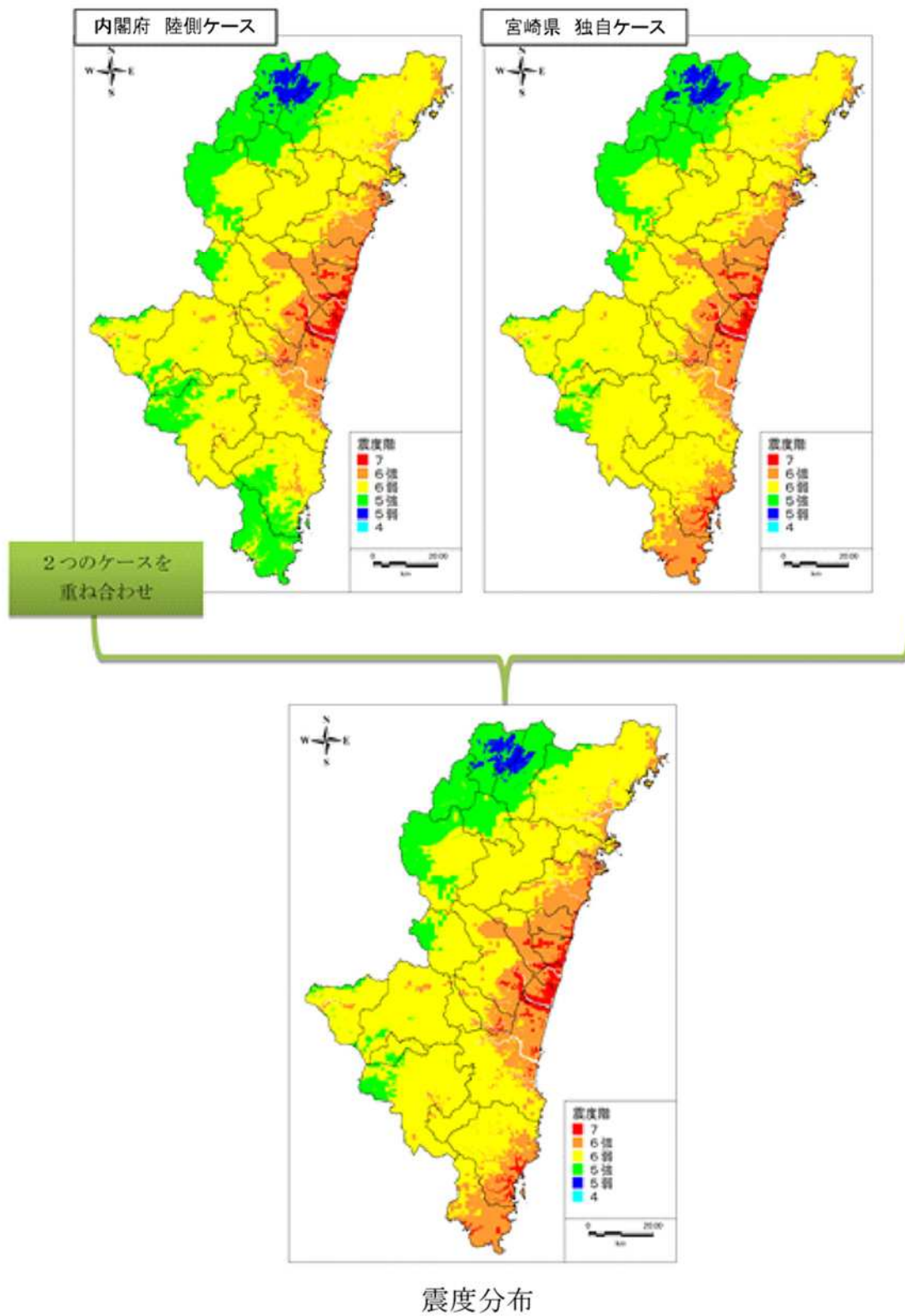
（右）宮崎県独自モデル（M8.9）

※強震動生成域：強い地震はを発生させるところ

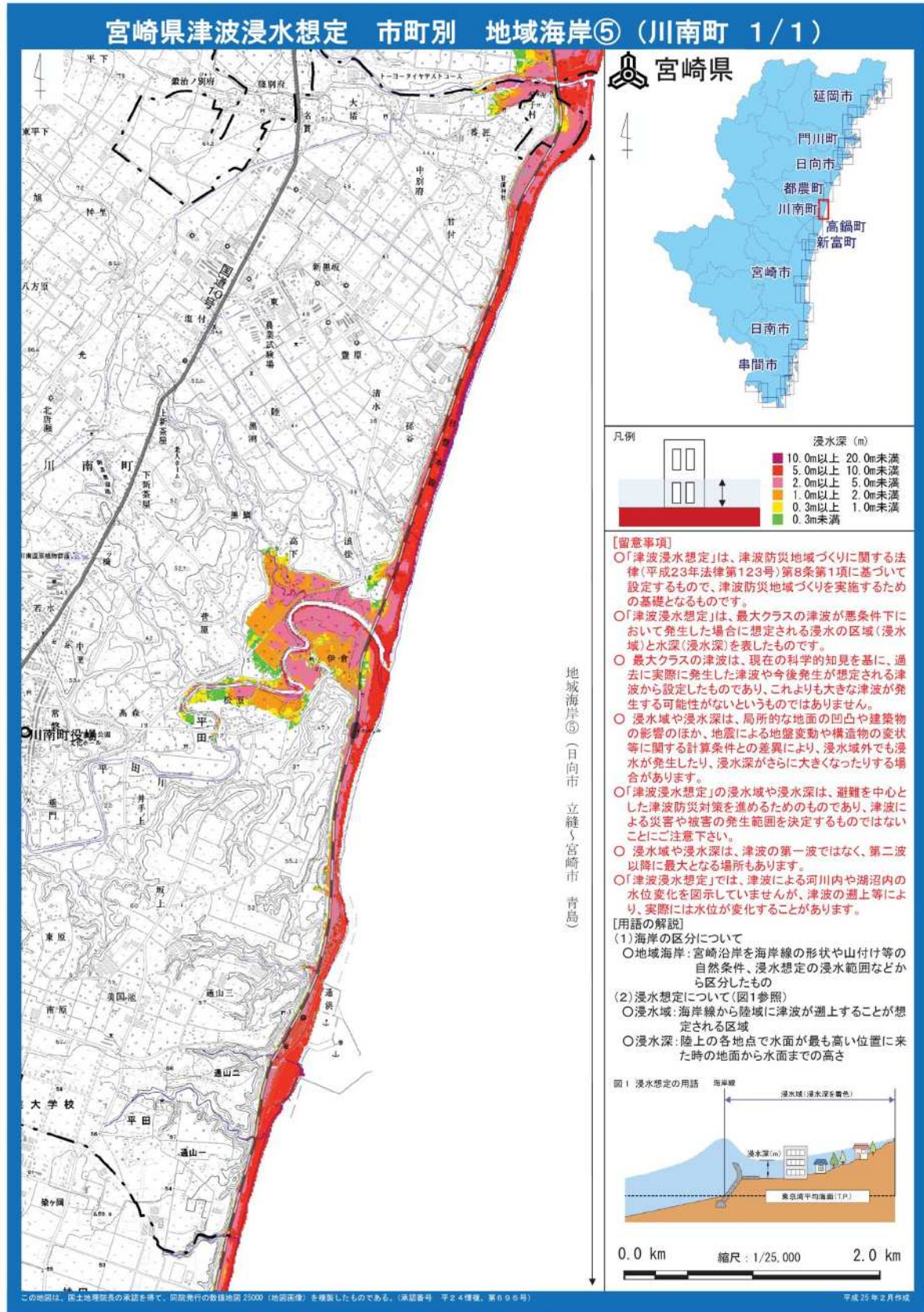
【2.1.1.9 南海トラフ巨大地震（考える最大クラス）】（県防引用）

南海トラフの巨大地震（考える最大クラス）				
対象 津波	「南海トラフの巨大地震モデル検討会」 公表（H24.8.29）による想定地震津波		「宮崎県独自モデル」 による想定地震津波	
	（ケース④）	（ケース⑪）		
マグニ チュード	Mw = 9.1		Mw = 9.1	
使用 モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告） モデル （以下、内閣府モデル）		宮崎県独自モデル	
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波として想定。		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域（セグメント）まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。
	震源域			
	地盤の鉛直方向変動量分布			

津波断層モデル

【2.1.1.10 震度分布（2つのモデルによる地震動）】（県防引用）

【2.1.1.11 宮崎県津波浸水想定 地域海岸】(資料引用：宮崎県)



【2.1.1.12 町内における被害想定】（資料引用：宮崎県）

① 想定ケース①②冬 18 時（建物被害）

全半壊棟数

シナリオ	季節・時間	エリア	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災	合計	
			全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・ 焼失 (棟)	半壊 (棟)
想定ケース①	冬 12 時	町	—	約 20	約 2,700	約 2,200	—	約 10	約 170	約 70	約 20	約 2,900	約 2,300
		県内全域	約 5,600	約 28,000	約 41,000	約 65,000	約 430	約 860	約 30,000	約 20,000	約 3,000	約 80,000	約 113,000
想定ケース②	冬 12 時	町	—	約 20	約 2,600	約 2,200	—	約 10	約 150	約 60	約 20	約 2,800	約 2,300
		県内全域	約 5,600	約 28,000	約 48,000	約 69,000	約 450	約 920	約 21,000	約 20,000	約 3,400	約 78,000	約 118,000

—：わずか

（注 1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

② 想定ケース①②（人的被害 死傷者数）

死傷者数（総括表）

県内全域

シナリオ	季節・時間	建物崩壊				急傾斜地崩壊		津波		火災		ブロック塀他		合計	
		死者(人)	(家具)(人)	負傷者(人)	(家具)(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)
想定ケース①	冬深夜	約3,000	約160	約17,000	約2,200	約50	約60	約12,000	約1,300	約50	約80	約0	約0	約15,000	約18,000
	夏12時	約1,800	約70	約13,000	約1,400	約20	約20	約7,800	約1,000	約30	約100	約10	約360	約9,700	約15,000
	冬18時	約2,500	約100	約13,000	約1,500	約30	約40	約6,900	約990	約110	約250	約30	約880	約9,500	約16,000
想定ケース②	冬深夜	約3,500	約180	約18,000	約2,500	約50	約60	約10,000	約1,500	約70	約110	約0	約0	約14,000	約20,000
	夏12時	約2,000	約80	約14,000	約1,500	約20	約20	約7,600	約1,100	約40	約120	約10	約360	約9,700	約16,000
	冬18時	約2,800	約110	約15,000	約1,700	約30	約40	約6,900	約1,100	約140	約290	約30	約900	約9,900	約17,000

死傷者数（総括表）

県内全域

シナリオ	季節・時間	建物崩壊				急傾斜地崩壊		津波		火災		ブロック塀他		合計	
		死者(人)	(家具)(人)	負傷者(人)	(家具)(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)
想定ケース①	冬深夜	約180	約10	約760	約90	—	—	約340	約10	—	—	—	—	約520	約770
想定ケース②	冬深夜	約170	約10	約750	約80	—	—	約350	約10	—	—	—	—	約520	約760

—：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

③ 想定ケース①②（人的被害 要救助者数）

要救助者数（自力脱出困難者数）

シナリオ	エリア	揺れによる建物崩壊に伴う要救助者数(人)			津波による要救助者数(人)			合計(人)		
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
想定ケース①	町	約420	約230	約120	—	—	—	約420	約230	約120
	県内全域	約10,000	約6,100	約7,700	約14,000	約11,000	約12,000	約24,000	約18,000	約20,000
想定ケース②	町	約410	約220	約290	—	—	—	約410	約220	約290
	県内全域	約11,000	約6,600	約8,500	約11,000	約8,800	約9,200	約22,000	約15,000	約18,000

—：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

④ 想定ケース①②（ライフライン被害 上水道）

シナリオ	エリア	給水人口(人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
			断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)
想定ケース①	町	約15,000	約15,000	100%	約15,000	99%	約13,000	87%	約5,500	36%
	県内全域	約1,068,000	約1,027,000	96%	約909,000	85%	約680,000	64%	約244,000	23%
想定ケース②	町	約15,000	約15,000	100%	約15,000	99%	約13,000	86%	約5,500	36%
	県内全域	約1,068,000	約1,034,000	97%	約927,000	87%	約691,000	65%	約234,000	22%

（注1）断水率は各市町村の給水人口に占める断水人口の割合としました。

（注2）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑤ 想定ケース①②（ライフライン被害 下水道）

シナリオ	エリア	処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
			支障人口(人)	機能支障率(%)	支障人口(人)	機能支障率(%)	支障人口(人)	機能支障率(%)	支障人口(人)	機能支障率(%)
想定ケース①	町	約4,500	約4,400	99%	約3,900	87%	約1,300	29%	約760	17%
	県内全域	約706,000	約672,000	95%	約535,000	76%	約348,000	49%	約315,000	45%
想定ケース②	町	約4,500	約4,400	99%	約3,900	87%	約1,300	29%	約740	17%
	県内全域	約706,000	約672,000	95%	約509,000	72%	約249,000	35%	約208,000	29%

（注1）断水率は各市町村の給水人口に占める断水人口の割合としました。

（注2）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑥ 想定ケース①②（ライフライン被害 電力）

シナリオ	エリア	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
			停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)
想定ケース①	町	約8,700	約8,600	98%	約7,200	83%	約2,500	29%	約670	8%
	県内全域	約644,000	約584,000	91%	約359,000	56%	約119,000	18%	約59,000	9%
想定ケース②	町	約8,700	約8,600	98%	約7,300	83%	約2,500	29%	約670	8%
	県内全域	約644,000	約591,000	92%	約372,000	58%	約114,000	18%	約47,000	7%

（注1）停電率は各市町村の電灯軒数に占める停電軒数の割合としました。

（注2）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑦ 想定ケース①②（ライフライン被害 通信）

シナリオ	エリア	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
			不通回 線数(回 線)	不通回 線率(%)	不通回 線数(回 線)	不通回 線率(%)	不通回 線数(回 線)	不通回 線率(%)	不通回 線数(回 線)	不通回 線率(%)
想定 ケー ス①	町	約 5,300	約 5,200	98%	約 4,400	83%	約 520	10%	約 130	2%
	県内 全域	約 337,000	約 307,000	91%	約 193,000	56%	約 47,000	14%	約 23,000	7%
想定 ケー ス②	町	約 5,300	約 5,200	98%	約 4,400	84%	約 520	10%	約 120	2%
	県内 全域	約 337,000	約 311,000	92%	約 200,000	59%	約 38,000	11%	約 18,000	5%

シナリオ	エリア	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
		停波基地 局率(%)	不通ラン ク	停波基地 局率(%)	不通ラン ク	停波基地 局率(%)	不通ラン ク	停波基地 局率(%)	不通ラン ク
想定 ケー ス①	町	14%	A	97%	A	43%	C	22%	—
	県内 全域	13%	A	69%	A	32%	—	22%	—
想定 ケー ス②	町	14%	A	98%	A	43%	C	22%	—
	県内 全域	13%	A	71%	A	31%	—	21%	—

—：わずか

（注1）停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合としました。

（注2）携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい

（注3）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑧ 想定ケース①②（交通施設被害）

道路

シナリオ	エリア	津波浸水域被害 (箇所)	津波浸水域外被害 (箇所)	計(箇所)
想定ケース①	町	—	約 30	約 40
	県内全域	約 260	約 1,200	約 1,500
想定ケース②	町	—	約 40	約 40
	県内全域	約 320	約 1,200	約 1,500

—：わずか

（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

漁港

シナリオ	種別	名称	岸壁		その他係留施設	
			岸壁数 (箇所)	被害数 (箇所)	施設数 (箇所)	被害数 (箇所)
想定ケース①	2	川南漁港	4	4	9	9
		県内漁港	71	38	214	107
想定ケース②	2	川南漁港	4	4	9	9
		県内漁港	71	53	214	164

※種別については、漁港漁場整備法第 5 条及び第 19 条の 3 に示す漁港の種別を特定するためのコードを表しています。

漁港 防波堤

シナリオ	種別	名称	防波堤延長(m)	被災防波堤延長(m)
想定ケース①	2	川南漁港	約 1,600	約 1,300
		県内漁港	約 23,000	約 18,000
想定ケース②	2	川南漁港	約 1,600	約 1,300
		県内漁港	約 23,000	約 19,000

※種別については、漁港漁場整備法第 5 条及び第 19 条の 3 に示す漁港の種別を特定するためのコードを表しています。

⑨ 想定ケース①②（鉄道施設被害）

道路（想定ケース①）

路線	津波浸水域被害(箇所)	津波浸水域外被害(箇所)	計(箇所)
日豊本線	約 100	約 270	約 370
日南線	約 20	約 140	約 160
吉都線		約 110	約 110
肥薩線		約 20	約 20
宮崎空港線	—	—	—
合計	約 120	約 540	約 660

—：わずか

（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、線路別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

道路（想定ケース②）

路線	津波浸水域被害(箇所)	津波浸水域外被害(箇所)	計(箇所)
日豊本線	約 90	約 280	約 370
日南線	約 30	約 180	約 210
吉都線		約 120	約 120
肥薩線		約 20	約 20
宮崎空港線	—	—	—
合計	約 110	約 610	約 720

—：わずか

（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、線路別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑩ 想定ケース①②（生活への影響 避難者）

シナリオ	エリア	被災１日後			被災１週間後			被災１ヶ月後		
		避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外
想定ケース①	町	約 5,900	約 3,600	約 2,300	約 7,900	約 4,300	約 3,600	約 8,700	約 2,600	約 6,100
	県内全域	約 307,000	約 196,000	約 112,000	約 370,000	約 234,000	約 135,000	約 361,000	約 108,000	約 253,000
想定ケース②	町	約 5,800	約 3,600	約 2,300	約 7,800	約 4,300	約 3,500	約 8,500	約 2,600	約 6,000
	県内全域	約 301,000	約 190,000	約 110,000	約 368,000	約 225,000	約 143,000	約 364,000	約 109,000	約 254,000

ー：わずか

（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑪ 想定ケース①②（生活への影響 帰宅困難者）

シナリオ	エリア	就業者・通学者数(人)	帰宅困難者数(人)
想定ケース①	町	約 7,500	約 860
	県内全域	約 558,000	約 46,000
想定ケース②	町	約 7,500	約 860
	県内全域	約 558,000	約 46,000

（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑫ 想定ケース①②（生活への影響 物資需要量）

シナリオ	エリア	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
		食料 (食)	飲料水 (L)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (L)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (L)	毛布 (枚)
想定ケース①	町	約 13,000	約 45,000	約 7,400	約 16,000	約 40,000	約 6,800	約 9,300	約 17,000	約 3,600
	県内 全域	約 705,000	約 2,726,000	約 323,000	約 844,000	約 2,039,000	約 351,000	約 390,000	約 731,000	約 154,000
想定ケース②	町	約 13,000	約 45,000	約 7,200	約 15,000	約 39,000	約 6,600	約 9,200	約 16,000	約 3,500
	県内 全域	約 686,000	約 2,782,000	約 311,000	約 810,000	約 2,074,000	約 325,000	約 393,000	約 702,000	約 149,000

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑬ 想定ケース①②（生活への影響 医療機能）

シナリオ	エリア	人的被害			要転院 患者数 (人)	医療需要	
		死者 (人)	負傷者 (人)	重症者 (人)		要入院 (人)	要外来 (人)
想定ケース①	町	約 520	約 770	約 430	約 120	約 600	約 340
	県内全域	約 15,000	約 18,000	約 10,000	約 3,900	約 15,000	約 8,300
想定ケース②	町	約 520	約 760	約 430	約 120	約 590	約 330
	県内全域	約 14,000	約 20,000	約 11,000	約 4,000	約 16,000	約 9,100

ー：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑭ 想定ケース①②（災害廃棄物）

シナリオ	エリア	災害廃棄物(万トン)		
		産業廃棄物	津波堆積物	計
想定ケース①	町	約 40	約 10	約 50
	県内全域	約 1,200	約 330	約 1,500
想定ケース②	町	約 40	約 10	約 40
	県内全域	約 1,100	約 360	約 1,500

ー：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑮ 想定ケース①②（その他の被害 要配慮者）

シナリオ	エリア	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
		避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外
想定ケース①	町	約1,700	約1,000	約650	約2,200	約1,200	約1,000	約2,400	約730	約1,700
	県内全域	約68,000	約43,000	約25,000	約81,000	約52,000	約30,000	約79,000	約24,000	約55,000
想定ケース②	町	約1,600	約1,000	約630	約2,200	約1,200	約990	約2,400	約720	約1,700
	県内全域	約67,000	約43,000	約25,000	約83,000	約51,000	約31,000	約82,000	約24,000	約57,000

ー：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑯ 想定ケース①②（その他の被害 要配慮者 1週間後の避難所避難者に占める）

シナリオ	エリア	65歳以上の単身高齢者 (人)	5歳未満の乳幼児 (人)	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)	要介護認定者 (要支援者を除く) (人)	難病患者 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)
想定ケース①	町	約500	約170	約280	約50	約20	約170	約20	約30	約40
	県内全域	約17,000	約10,000	約13,000	約1,900	約1,200	約9,400	約2,000	約2,000	約1,100
想定ケース②	町	約490	約170	約280	約50	約20	約170	約20	約30	約40
	県内全域	約17,000	約9,600	約13,000	約2,000	約1,200	約9,200	約1,900	約1,900	約1,100

ー：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑰ 想定ケース①②（その他の被害 孤立集落）

シナリオ	エリア	総数 (人)	農業集落 (人)	漁業集落 (人)	計 (人)
想定ケース①	町	1	1	0	1
	県内全域	557	41	30	71
想定ケース②	町	1	1	0	1
	県内全域	557	53	40	93

（注１）孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査 内閣府平成 26 年」において、孤立可能性のあるとされた集落を対象としています。

⑱ 想定ケース①②（経済被害 資産等の被害）

（単位：兆円）

分類	被害	シナリオ	
		南海トラフ	宮崎県独自
建物被害	建物被害額	3.2	3.1
	家財資産被害額	0.1	0.1
	事業所償却資産被害額	0.5	0.4
	事業所棚卸資産被害額	0.2	0.2
ライフライン・インフラ 施設被害	上水道被害額	0.0	0
	下水道被害額	0.1	0.1
	電気被害額	0.0	0
	通信被害額	0.0	0
	ガス被害額	0.0	0
	道路被害額	0.1	0.1
	鉄道被害額	0.0	0
	港湾被害額	0.2	0.2
	漁港被害額	0.1	0.1
その他土木施設被害	河川・海岸施設、空港等	0.2	0.2
土地の損壊・損失	農地被害額	0.1	0.1
災害廃棄物処理	災害廃棄物被害額	0.3	0.3
計		5.0	4.9

（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

⑭ 想定ケース①②（経済被害 生産・サービス低下による影響）

（単位：百億円）

産業	シナリオ	
	南海トラフ	宮崎県独自
農林水産業	1.4	1.4
鉱業	0.1	0.1
建設業	3.3	3.2
卸売・小売業	6.5	6.2
金融・保険業	7.9	7.6
不動産業	7.2	6.9
運輸・通信業	6.3	6.2
電気・ガス・水道業	3.0	2.8
サービス業	39.6	39.3
輸送機械製造業	0.7	0.7
食料品製造業	3.3	3.2
その他製造業	6.9	6.6
合計	86.1	84.1

（注１）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

②⑩ 想定ケース①②（経済被害 交通寸断による影響）

（単位：百億円）

項目		復旧完了までに 要する時間	想定ケース①	想定ケース②
道路	人流	1ヶ月の場合	1.1	1.1
		6ヶ月の場合	6.0	6.1
	物流	1ヶ月の場合	27.7	27.8
		6ヶ月の場合	103.4	90.1
鉄道	人流	1ヶ月の場合	0.0	0.0
		6ヶ月の場合	0.2	0.2
空港	人流・物流	1ヶ月の場合	0.2	0.2
合計		道路・鉄道が6ヶ月 停止する場合	88.6	90.7
【参考】港湾	物流	1年間	1.0	1.1

（注1）港湾機能停止による損失額は、コンテナ貨物は代替港湾に陸送し、バラ貨物は輸送を取りやめると仮定して推計しており、参考値として記載します。

（注2）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

② 想定ケース①②（減災効果 全半壊棟数）

シナリオ	エリア	季節・時間	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		津波		火災 焼失 (棟)	合計	
			全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)		全壊・ 焼失 (棟)	半壊 (棟)
想定ケース① 現状耐震化率約80%	町	冬18時	—	約20	約2,700	約2,200	—	約10	約170	約70	約20	約2,900	約2,300
	県内全域	冬18時	約5,600	約28,000	約41,000	約65,000	約430	約860	約30,000	約20,000	約3,000	約80,000	約113,000
想定ケース① 耐震化率90%	町	冬18時	—	約20	約1,200	約1,700	—	約10	約220	約70	約20	約1,400	約1,800
	県内全域	冬18時	約1,600	約27,000	約19,000	約37,000	約470	約970	約35,000	約22,000	約3,000	約59,000	約87,000
想定ケース② 現状耐震化率約80%	町	冬18時	—	約20	約2,600	約2,200	—	約10	約150	約60	約20	約2,800	約2,300
	県内全域	冬18時	約5,600	約28,000	約48,000	約69,000	約450	約920	約21,000	約20,000	約3,400	約78,000	約118,000
想定ケース② 耐震化率90%	町	冬18時	—	約20	約1,200	約1,600	—	約10	約200	約60	約20	約1,400	約1,700
	県内全域	冬18時	約1,600	約27,000	約22,000	約41,000	約500	約1,000	約25,000	約22,000	約3,200	約52,000	約91,000

—：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

（注2）本想定では、被害要因の重複を避けるため、「液状化→揺れ→急傾斜地崩壊→津波→火災焼失」の順で想定することとしました。

よって、耐震化によって「揺れ」による全壊が免れても、その後の「津波」によって全壊する場合もあり、耐震化によって、津波による被害が増える結果になりました。

② 想定ケース①②（減災効果 死傷者数）

シナリオ	エリア	季節・時間	建物崩壊				急傾斜地崩壊		津波		火災		ブロック塀		合計	
			死者(人)	(家具)(人)	負傷者(人)	(家具)(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)	死者(人)	負傷者(人)
想定ケース①A	町	冬深夜	約180	約10	約760	約50	—	—	約340	約10	—	—	—	—	約520	約770
	県内全域	冬深夜	約3,000	約160	約17,000	約2,200	約50	約60	約44,000	約6,500	約50	約80	—	—	約47,000	約23,000
想定ケース①B	町	冬深夜	約180	約10	約760	約760	—	—	約340	約10	—	—	—	—	約520	約770
	県内全域	冬深夜	約3,000	約160	約17,000	約2,200	約50	約60	約12,000	約1,300	約50	約80	—	—	約15,000	約18,000
想定ケース①C	町	冬深夜	約80	—	約480	約50	—	—	約20	—	—	—	—	—	約100	約480
	県内全域	冬深夜	約1,500	約90	約9,600	約1,400	約50	約60	約1,200	約150	約30	約50	—	—	約2,700	約9,900
想定ケース②A	町	冬深夜	約170	約10	約750	約80	—	—	約350	約10	—	—	—	—	約520	約760
	県内全域	冬深夜	約3,500	約180	約18,000	約2,500	約50	約60	約33,000	約7,100	約70	約110	—	—	約37,000	約26,000
想定ケース②B	町	冬深夜	約170	約10	約750	約80	—	—	約350	約10	—	—	—	—	約520	約760
	県内全域	冬深夜	約3,500	約180	約18,000	約2,500	約50	約60	約10,000	約1,500	約70	約110	—	—	約37,000	約26,000
想定ケース②C	町	冬深夜	約70	—	約470	約50	—	—	約20	—	—	—	—	—	約100	約470
	県内全域	冬深夜	約1,500	約100	約11,000	約1,600	約50	約60	約1,400	約150	約40	約60	—	—	約3,200	約11,000

—：わずか

(注1) A：津波避難ビル無、B：津波避難ビル有 耐震化率 80%

C：津波避難ビル有 耐震化率 90% 早期避難者比率高+呼びかけ

(注2) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。

また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

[illegible]

●地震・豪雨によるため池決壊のメカニズム

もし、ため池が潰壊したら…

- ・大規模の水や1秒が崩壊となって、低地に押し寄せます。
- ・道路や農家に押し流されていきます。
- ・道路や住宅地、田畑は土砂に埋まります。

豪雨によるため池の被災メカニズム

地震によるため池の被災メカニズム

クラック

●境界の岩石面にクラック(亀裂)が発生する場合があります。

●湖底の土砂が崩壊して生じるクラックは湖底の水もろみともなり、クラックの急増します。

沈下

●湖底の形状を破壊し、クラック(亀裂)などを生じ、湖底が崩壊して土砂が流出します。

●多量に、多量に、地震で発生します。

斜面崩壊

●堤体表面の土砂が崩壊し、下層は崩壊して、堤体崩壊の危険があります。

斜面すべり

●地震により、湖底の土砂がすべり、堤体崩壊の危険があります。

崩壊

●湖底や堤体が土砂に崩壊し、崩壊する場合があります。

●湖底に土砂が崩壊し、堤体や湖底の土砂が崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

湖底決壊

●豪雨により、湖底が急激に崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

●湖底に土砂が崩壊し、堤体や湖底の土砂が崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

浸透破壊

●堤体の土砂が崩壊し、水が湖底に浸透し、湖底の土砂が崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

●湖底に土砂が崩壊し、堤体や湖底の土砂が崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

すべり破壊

●堤体の土砂が崩壊し、水が湖底に浸透し、湖底の土砂が崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

●湖底に土砂が崩壊し、堤体や湖底の土砂が崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

湖底決壊

●豪雨により、湖底が急激に崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

●湖底に土砂が崩壊し、堤体や湖底の土砂が崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

堤体決壊

●堤体の土砂が崩壊し、水が湖底に浸透し、湖底の土砂が崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

●湖底に土砂が崩壊し、堤体や湖底の土砂が崩壊し、堤体崩壊の危険があります。

●状況に応じた避難をしよう

※ため池決壊による浸水の深さを想定した避難の流れ

【状況を確認】	【浸水の深さ】	【判断】	【どこへ】	【どうやって?】
● 知らないうちに浸水の深さが増えて、気づかずに浸水している可能性がある。 ● 浸水のせいで、土の崩れや、土の落下、土の崩れによる浸水の深さが増える可能性がある。	3m以上浸水 浸水がひどい場合は、浸水が浅い場所へ避難し、安全なところまで移動する必要がある。	必ず 浸水が浅い場所へ避難し、安全なところまで移動する必要がある。	浸水が浅い場所へ避難し、安全なところまで移動する必要がある。	● 歩いて逃げよう ● オートバイで逃げよう ● 舟やボートなどの浮き道具で逃げよう ● 舟にのりて逃げよう
	0.5～3m 浸水の深さ 浸水が浅い場合は、浸水が浅い場所へ避難し、安全なところまで移動する必要がある。	必ず 浸水が浅い場所へ避難し、安全なところまで移動する必要がある。	浸水が浅い場所へ避難し、安全なところまで移動する必要がある。	● 歩いて逃げよう ● オートバイで逃げよう ● 舟やボートなどの浮き道具で逃げよう ● 舟にのりて逃げよう
	0.5m 未満の浸水 浸水が浅い場合は、浸水が浅い場所へ避難し、安全なところまで移動する必要がある。	必ず 浸水が浅い場所へ避難し、安全なところまで移動する必要がある。	浸水が浅い場所へ避難し、安全なところまで移動する必要がある。	● 歩いて逃げよう ● オートバイで逃げよう ● 舟やボートなどの浮き道具で逃げよう ● 舟にのりて逃げよう

●「警戒レベル」で全員が安全な場所に避難しましょう

避難情報が発令された場合には、さまざまな手段で住民のみなさんに伝達します。

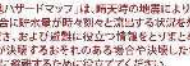
但し、土砂災害や洪水など、甚大な被害は危険性の高まりに応じて、避難情報が発令しますので、避難開始の参考としてください。

町避難所等 ●テレビ ●ラジオ ●インターネット

[illegible]

川南町ため池ハザードマップ

この「ため池ハザードマップ」は、新天守の地面により、ため池が決壊した場合に洪水がいつ何時とも起こる状況を知りたい方、堤防面や深さ、および堤防に役立つ情報をとりまとめたものです。ため池が決壊するおそれのある場合や決壊した場合に、迅速かつ安全に避難するために役立ててください。



堤防以外にも堤防面や堤防が壊滅した場合、土砂災害、洪水の氾濫、河川、湖、池、水たまりの決壊が考えられます。お住まいの地域が、様々な災害にさらされている可能性があります。様々な災害に備えるために役立ててください。

内野田溜池

うちのだもれい池

≫いざというときの緊急連絡先

消防	火事・救助など	119 (市外局)
警察	事件・事故の捜索	110 (市外局)
川南町役場		0883-27-8801
東濃消防組合		0883-27-1360
東濃消防組合 川南消防所		0883-27-0578
消防署 救急		0883-22-0110
消防署 警備 市南交番		0883-27-0336
九戸警察 市南警察所		0120-956-793
NTT西日本	インターネット	115 (市外局)

≫インターネットによる最新情報の入手先

川南町役場

<http://www.town.kawabuchi.gifu.jp/>
https://twitter.com/town_kawabuchi
<https://www.facebook.com/town.kawabuchi>

・防災情報
 ・緊急連絡先

岐阜県防災・危機管理情報

<https://www.pref.gifu.lg.jp/safety/safety.html>

・岐阜県災害情報
 ・防災情報
 ・防災の用語・お役など

知事庁（岐阜県九戸集約）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/safety/safety.html>

・防災情報
 ・緊急連絡先
 ・防災の用語・お役など

[illegible][illegible]

●「警戒レベル」で全員が安全な場所に避難しましょう

避難情報が発令された場合には、さまざまな手段で注意のみならず伝達します。但し、土砂災害や洪水など、他の災害では危険性の高まりに応じて、避難経路を命令しますので、避難路地の参考としてください。

川南町 避難情報 町選機関等

防災行政無線(戸別受信機) 川南メール エリアメール 広報車 消防団 テレビ ラジオ インターネット

住居のみでせん

注 記

警戒レベル 5 既に「災害が発生または切迫」している状況です。命の危険、直ちに安全確保を。

警戒レベル 4 危険な場所から避難先へ避難を完了してください。緊急避難経路までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自らのより安全な場所に避難しましょう。

警戒レベル 3 避難に時間を要する人(高齢の方、身体の不自由な方、乳幼児等)とその支援者(家族等)をまじえ、その他の人は、避難の手順を踏ましましょう。

警戒レベル 2 ハザードマップで避難行動を導きましょう。

警戒レベル 1 災害への心構えを高めよう。

[illegible]

川南町ため池ハザードマップ この「ため池ハザードマップ」は、新天寿の地図により、ため池が浸水した場合に貯水量が貯え切れず溢出す状況を想定した浸水範囲や深さ、および事前に役立つ情報をまとめたものです。ため池が決壊するおそれのある場合や決壊した場合に、迅速かつ安全に避難するために役立ててください。 ※地盤は経年によって固まるおそれがあります。 ※土砂災害、内水氾濫、河川氾濫などとの状況が重なると被害が大きくなります。 ※様々な気象現象が重なると被害を拡大します。	須田久保溜池 すだくぼためいち ≫ いざというときの緊急連絡先 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>消防</td> <td>市本部救急隊</td> <td>119 (全国共通)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>市本部警備課</td> <td>110 (全国共通)</td> </tr> <tr> <td>川南町役場</td> <td></td> <td>0983-27-8901</td> </tr> <tr> <td>東濃消防団第5分団</td> <td></td> <td>0983-27-1360</td> </tr> <tr> <td>東濃消防団第6分団</td> <td>川南分団所</td> <td>0983-27-7585</td> </tr> <tr> <td>西濃警察署</td> <td></td> <td>0983-22-0104</td> </tr> <tr> <td>西濃警察署 市南交番</td> <td></td> <td>0983-27-0335</td> </tr> <tr> <td>九郎薬房・養神堂薬局</td> <td></td> <td>0720-956-793</td> </tr> <tr> <td>NTT西日本（須田）</td> <td></td> <td>115 (近畿圏)</td> </tr> </tbody> </table>	消防	市本部救急隊	119 (全国共通)	警察	市本部警備課	110 (全国共通)	川南町役場		0983-27-8901	東濃消防団第5分団		0983-27-1360	東濃消防団第6分団	川南分団所	0983-27-7585	西濃警察署		0983-22-0104	西濃警察署 市南交番		0983-27-0335	九郎薬房・養神堂薬局		0720-956-793	NTT西日本（須田）		115 (近畿圏)	インターネットによる最新情報への入手先 川南町役場 http://www.kawasumi-city.jp/po/po.html e-mail: goshinbu@city.kawasumi.nagano.jp ◎ 防災担当 ◎ 危機管理担当 気象庁(宮城県大気象台) https://www.jma.go.jp/mf/jma/index.php?lang=jpn ◎ 気象予報士 ◎ 気象予報士会 ◎ 気象予報士の会
消防	市本部救急隊	119 (全国共通)																											
警察	市本部警備課	110 (全国共通)																											
川南町役場		0983-27-8901																											
東濃消防団第5分団		0983-27-1360																											
東濃消防団第6分団	川南分団所	0983-27-7585																											
西濃警察署		0983-22-0104																											
西濃警察署 市南交番		0983-27-0335																											
九郎薬房・養神堂薬局		0720-956-793																											
NTT西日本（須田）		115 (近畿圏)																											

●地震・豪雨によるため池決壊のメカニズム

もし、ため池が潰壊したら…

- 大規模の水や1秒が流れ込んで、堤防に押し寄せます。
- 堤防を押し潰されず。
- 豪雨や住宅地、田畑は2秒に壊れず、

景南によるため池の被災メカニズム

地震によるため池の被災メカニズム

クラック

- 堤防の形が歪にクラック(亀裂)が發生する場合があります。
- 堤防の上の土が崩れに陥るクラック(亀裂)は水が染み入るとなり、堤防の崩壊を誘います。

沈下

- 堤防の形が歪に陥り、クラック(亀裂)などを生じ、水が染み入るとなり、堤防の崩壊を誘います。
- 多いと、堤防の崩壊を誘います。

斜面崩壊

- 堤防正面の土が崩れ、下層が崩れ、堤防の形が歪に陥り、クラック(亀裂)などを生じ、水が染み入るとなり、堤防の崩壊を誘います。

斜面すべり

- 堤防正面より堤防の後面がすべり、堤防の形が歪に陥り、クラック(亀裂)などを生じ、水が染み入るとなり、堤防の崩壊を誘います。

陥没

- 堤防の正面が陥没し、堤防の形が歪に陥り、クラック(亀裂)などを生じ、水が染み入るとなり、堤防の崩壊を誘います。

豪雨によるため池の被災メカニズム

浸透破壊

- 堤防正面が浸透し、水が染み入るとなり、堤防の形が歪に陥り、クラック(亀裂)などを生じ、水が染み入るとなり、堤防の崩壊を誘います。

すべり破壊

- 堤防正面より堤防の後面がすべり、堤防の形が歪に陥り、クラック(亀裂)などを生じ、水が染み入るとなり、堤防の崩壊を誘います。

細粒破壊

- 豪雨により、雨水が堤防に押し、堤防の正面が浸透し、水が染み入るとなり、堤防の形が歪に陥り、クラック(亀裂)などを生じ、水が染み入るとなり、堤防の崩壊を誘います。

●状況に応じた避難をしよう

※ため池決壊による浸水の深さを想定した避難の流れ

【マフラを確認】	【浸水の深さ】	【判断】	【どこへ】	【どうやって?】
●歩いていくとき 浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。足に履いた靴は、浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。 ●車やバイクで避難するとき 浸水の深さによって、エンジンが止まる可能性がある。また、水がエンジンに浸入する可能性がある。	3m以上の浸水 ●3m以上の浸水 ●浸水の深さは、浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。また、水がエンジンに浸入する可能性がある。	【判断】 ●浸水の深さは、浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。また、水がエンジンに浸入する可能性がある。	【どこへ】 ●浸水の深さは、浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。また、水がエンジンに浸入する可能性がある。	【どうやって?】 ●歩いていくとき ●ボートで避難 ●浮き輪や浮き枕で避難
	0.5~3m 浸水の深さ ●0.5~3m 浸水の深さ ●浸水の深さは、浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。また、水がエンジンに浸入する可能性がある。	●浸水の深さは、浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。また、水がエンジンに浸入する可能性がある。	●浸水の深さは、浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。また、水がエンジンに浸入する可能性がある。	●歩いていくとき ●ボートで避難 ●浮き輪や浮き枕で避難
	0.5m 未満の浸水 ●0.5m 未満の浸水 ●浸水の深さは、浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。また、水がエンジンに浸入する可能性がある。	●浸水の深さは、浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。また、水がエンジンに浸入する可能性がある。	●浸水の深さは、浸水の深さによって、足が沈む可能性がある。また、水がエンジンに浸入する可能性がある。	●歩いていくとき ●ボートで避難 ●浮き輪や浮き枕で避難

●「警戒レベル」で全員が安全な場所に避難しましょう

避難情報が発表された場合には、さまざまな手段で住民のみなさんに伝えます。
但し、土砂災害や洪水など、性質の異なる危険性の高まりに応じて、避難経路を発生しますので、避難経路の発生としてください。

川町 避難情報

防災行状無線(戸別受信機)
川町メール
エリアメール
広報車 消防団

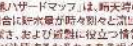
町道機関等 テレビ ラジオ インターネット

住居のみで安全

[illegible]

川南町ため池ハザードマップ

この「ため池ハザードマップ」は、新天竺の地盤により、ため池が浸水した場合に貯水容量が貯え切れず溢出す状況や貯水した水が氾濫や深さ、および氾濫時に役立つ情報をとりまとめたものです。ため池が決壊するおそれのある場合や決壊した場合に、迅速かつ安全に避難するために役立ててください。



地盤が弱く、大雨の際に溢水するおそれがあるため池
 本町は、地盤が弱い。大雨の際、ため池の決壊が起きる可能性があります。
 様々な状況があるため注意して対策をお願いします。

浪掛溜池

》いざというときの緊急連絡先

消防	市東部消防隊	119 (市外局番)
警察	市中央警察署	110 (市外局番)
川南町役場		0983-27-8801
東条川消防団		0983-27-1360
東井原消防団	川南分団	0983-27-0578
高橋町会		0983-22-0104
高橋町会	市東支所	0983-27-0356
九井電力	営業課	0120-956-703
NTT南日本	103部	116 (市外局番)

》インターネットによる最新情報の手引き

川南町役場

<http://www.kawanami-city.jp/kyoku/kyoku/kyoku/kyoku/kyoku/>
<http://www.kawanami-city.jp/kyoku/kyoku/kyoku/kyoku/kyoku/>

お問い合わせ
 お問い合わせ先

気象庁(気象庁ホームページ)

<http://www.data.kishou.go.jp/kyokan/kyokan/kyokan/kyokan/kyokan/>
<http://www.data.kishou.go.jp/kyokan/kyokan/kyokan/kyokan/kyokan/>

気象庁
 気象庁ホームページ
 気象庁ホームページ

気象庁(気象庁ホームページ)

気象庁(気象庁ホームページ)

気象庁(気象庁ホームページ)

気象庁(気象庁ホームページ)

●地震・豪雨によるため池決壊のメカニズム

もし、ため池が潰壊したら…

- ・大規模の水や1秒に約10メートル、毎時約1センチ増えます。
- ・道路や住宅地、田畑は1秒に潰れます。
- ・豪雨や住宅地、田畑は1秒に潰れます。

地震によるため池の被災メカニズム

クラック

●地盤の不安定なためにクラック（亀裂）が生ずる場所があります。

●地震の揺れで池底に生じたクラックは、池底の水を漏らすことになり、池底の強度が弱まります。

沈下

●湖底の形状を緩やかに、クラック（亀裂）などを生じながら沈下する場合があります。

●沈下は、池の底・湖底を弱めます。

斜面崩壊

●堤防斜面の土が水で下り、下部が弱くなり、変形が生じる場合があります。

斜面すべり

●地震により、湖底の土がすべり、池底が弱まる場合があります。

崩壊

●湖底の形状が急激に変化し、崩壊する場合があります。

●湖底が急激に変化すると、堤防や湖底の土が崩壊し、池底が弱まります。

浸透破壊

●堤防の内部が水で浸透し、水を通る場所が広がり、堤防の強度が弱まります。

●水が堤防の内部に浸透し、堤防の強度が弱まります。

●水が堤防の内部に浸透し、堤防の強度が弱まります。

すべり破壊

●堤防の土と湖底が湖底の中に沈下し、湖底の土が湖底の中に沈下し、湖底の強度が弱まります。

●堤防の土と湖底が湖底の中に沈下し、湖底の土が湖底の中に沈下し、湖底の強度が弱まります。

●堤防の土と湖底が湖底の中に沈下し、湖底の土が湖底の中に沈下し、湖底の強度が弱まります。

細流破壊

●湖底より、水が湖底に浸透し、湖底の強度が弱まります。

●湖底より、水が湖底に浸透し、湖底の強度が弱まります。

●湖底より、水が湖底に浸透し、湖底の強度が弱まります。

●状況に応じた避難をしよう

※ため池決壊による浸水の深さを想定した避難の流れ

【マップを確認】	【浸水の深さ】	【判断】	【どうやって】
●浸水が10mを超えれば、浸水の深さによって、避難の要がある。 ●浸水の範囲で、浸水の深さによって、避難の要がある。	3m以上浸水 浸水が10mを超えれば、浸水の深さによって、避難の要がある。	必ず、浸水の範囲で避難する。	●浸水が10mを超えれば、浸水の深さによって、避難の要がある。 ●浸水の範囲で、浸水の深さによって、避難の要がある。
	0.5~3m 水かさの浅い ●浸水の範囲で、浸水の深さによって、避難の要がある。	必ず、浸水の範囲で避難する。	●浸水が10mを超えれば、浸水の深さによって、避難の要がある。 ●浸水の範囲で、浸水の深さによって、避難の要がある。
	0.5m 未満の浸水 ●浸水の範囲で、浸水の深さによって、避難の要がある。	必ず、浸水の範囲で避難する。	●浸水が10mを超えれば、浸水の深さによって、避難の要がある。 ●浸水の範囲で、浸水の深さによって、避難の要がある。

●「警戒レベル」で全員が安全な場所に避難しましょう

避難情報が発令された場合には、さまざまな手段・方法のみならず、任意に避難します。但し、土砂災害や洪水など、他の災害では危険性の高まりに応じて、避難経路を合意しますので、避難経路の合意としてください。

川南町 避難情報

防災行政無線(戸別受信機)
川南メール
エリアメール
広報車 消防団

町避難関係

テレビ ラジオ インターネット

住居のみでせん

警戒レベル 5 既に災害が発生または切迫している状況です。命の危険、直ちに安全確保を。

警戒レベル 4 危険な場所から避難先へ避難を完了してください。緊急避難時までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅のより安全な場所に避難しましょう。

警戒レベル 3 避難に時間を要する人(ご高齢の方、身体の不自由な方、乳幼児等)とその支援者 避難をせよとします。その他の人は、避難の準備を済ませよう。

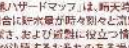
警戒レベル 2 バゲンドマークで避難行動を導きます。避難への心構えを確認します。

警戒レベル 1 災害への心構えを確認します。

[illegible]

川南町ため池ハザードマップ

この「ため池ハザードマップ」は、新天寿の地図を用い、ため池が浸水した場合に貯水容量の割合と流出する状況を知りたい場合の傾向や深さ、および事前に役立つ情報をとまとめたものです。ため池が決壊するおそれのある場合や決壊した場合に、迅速かつ安全に避難するために役立ててください。



堤は浸水しても周囲の土地が浸水しない。
 土地が浸水、砂防の浸水、川堤、川筋、池の堤防が浸水する可能性がある。

新茶屋溜池

》いざというときの緊急連絡先

消防	市本部消防隊	119 (市外局番)
警察	市本部警察署	110 (市外局番)
川南町役場		0983-27-8901
東濃消防団		0983-27-1360
東濃消防団 川南分団		0983-27-7585
市警察署		0983-22-0101
市警察署 市南交番		0983-27-0335
九郎薬 吉田製薬所		0720-956-793
NTT南日本	0989	115 (市外局番)

》インターネットによる最新情報への入手

川南町役場

<http://www.kawanami-city.jp/kyokai/kyokai.html>
<http://www.kawanami-city.jp/kyokai/kyokai.html>

町民センター
 町民センター

災害防衛・危機管理情報

<https://www.city.kawanami.nagasaki.jp/kyokai/kyokai.html>
<https://www.city.kawanami.nagasaki.jp/kyokai/kyokai.html>

災害防衛情報
 災害防衛情報
 災害防衛情報

気象庁(気象庁気象台)

<http://www.jma.go.jp/mf/jma/index.html>
<http://www.jma.go.jp/mf/jma/index.html>

気象庁
 気象庁
 気象庁

●地震・豪雨によるため池決壊のメカニズム

もし、ため池が潰壊したら…

- ・大規模の水や1秒に数メートルになって、嵐風に押し寄せます。
- ・道路や住宅が押し流されます。
- ・崖崩れや住宅地、田畑は1秒に埋まります。

景南によるため池の被災メカニズム

地震によるため池の被災メカニズム

クラック

- 堤防の形状などによってクラックが起きる場所が異なります。
- 地震の方向によって起きるクラックは堤防の水側からなるものと、堤防の土質の異なる点があります。

沈下

斜面崩壊

- 堤防の形状と土質の水質、下層が崩壊して、堤防の崩壊の危険があります。

斜面すべり

- 堤防の形状と土質の水質、下層が崩壊して、堤防の崩壊の危険があります。

崩壊

- 堤防の形状と土質の水質、下層が崩壊して、堤防の崩壊の危険があります。

景南によるため池の被災メカニズム

景南によるため池の被災メカニズム

景南によるため池の被災メカニズム

景南によるため池の被災メカニズム

●状況に応じた避難をしよう

※ため池決壊による浸水の深さを想定した避難の流れ

【マフラを確認】	【浸水の深さ】	【判断】	【どこへ】	【どうやって?】
●避難しにくい場所の浸水が深くなるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	3m以上の浸水 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	【判断】 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	【どこへ】 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	【どうやって?】 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。
●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	0.5~3m 浸水の深さ ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	【判断】 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	【どこへ】 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	【どうやって?】 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。
●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	0.5m 未満の浸水 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	【判断】 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	【どこへ】 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。	【どうやって?】 ●浸水の深さが増えるにつれて、避難しにくい場所へ避難する。

●「警戒レベル」で全員が安全な場所に避難しましょう

避難情報が発令された場合には、さまざまな手段・方法のみならず、住居に滞在します。但し、土砂災害や洪水など、他の災害では危険性の高まりに応じて、避難経路を合意しますので、避難経路の合意としてください。

川南町 避難情報

防災行政無線(戸別受信機)
川南メール
エリアメール
広報車 消防団

町避難所等

テレビ ラジオ インターネット

住居のみでせん

[illegible]

[illegible]

●「警戒レベル」で全員が安全な場所に避難しましょう

避難情報が発令された場合には、さまざまな手段で住民のみなさんに伝達します。但し、土砂災害や洪水など、他の災害では危険性の高まりに応じて、避難指示を発令しますので、避難開始の要請としてください。

川南町 避難情報 町道機関等

防災行政無線(戸別受信機)
川南メール
エリアメール
広報車
消防団
テレビ
ラジオ
インターネット

住民のみなさん

警戒レベル 5 既に災害が発生または切迫している状況です。命の危険、直ちに安全確保を。

警戒レベル 4 危険な場所から避難先へ避難を完了してください。緊急避難時までの移動が困難と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅のより安全な場所に避難しましょう。

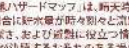
警戒レベル 3 避難に時間を要する人(ご高齢の方、身体の不自由な方、乳幼児等)とその支援者(同居親族をのぞく)は、その他の人とは、避難の準備を整えましょう。

警戒レベル 2 バゲッドまでで避難行動を開始しましょう。

警戒レベル 1 災害への備えを完了しましょう。

川南町ため池ハザードマップ

この「ため池ハザードマップ」は、新天寿の地図により、ため池が浸水した場合に貯水容量が貯水割合と出たときの状況を想定した浸水範囲や深さ、および事前に役立つ情報をまとめたものです。ため池が決壊するおそれのある場合や決壊した場合に、迅速かつ安全に避難するために役立ててください。



**堤は浸水しても周囲の地盤が隆起する。水が
 土砂に流れ、堤の周辺に浸水し、堤の崩壊などの状況が
 発生する可能性があります。**
 浸水が収束した後も堤に近づいての近所を歩かないこと。

市 納 溜 池

いちいちため池は

≫ いざというときの緊急連絡先

消防	市安全事務課	119 (火災など)
警察	市安全課の窓口	110 (犯罪など)
川南町役場		0983-27-8901
東濃消防団		0983-27-1360
東濃消防団 川南分団		0983-27-7585
西濃警察署		0983-22-0104
西濃警察署 市南交番		0983-27-0335
九郎薬工 薬剤部		0720-956-793
NTT西日本	114 (通話)	115 (通話)

≫ インターネットによる最新情報への入手

川南町役場

<http://www.kawanami-city.jp/kyaku>
<http://www.kawanami-city.jp/kyaku/ponds/index.html>

町民ページ
 町民ページなど



災害防衛・危機管理情報

<https://www.pref.mie.go.jp/safety/prefinfo/kyaku>
<https://www.pref.mie.go.jp/safety/prefinfo/kyaku/kyaku>

災害発生情報
 の関係ページ
 最新の情報のほかなど



気象庁 (気象庁気象台)

<https://www.jma.go.jp/mf/jma/kago/>

気象予報
 気象庁の気象予報
 気象庁の気象予報など



[illegible]

●状況に応じた避難をしよう

※ため池決壊による浸水の深さを想定した避難の流れ

【状況を確認】	【浸水の深さ】	【判断】	【どこへ】	【どうやって?】
●おたけの入り口 堤防の崩壊に よって、おたけの 入り口が水に 浸る場合 ●おたけの入り口 で、おたけの 入り口が水に 浸る場合	3m以上の浸水 ●おたけの入り口が 浸る場合、おたけの 入り口から避難する 品物がある	【判断】 おたけの入り口が 浸る場合、おたけの 入り口から避難する 品物がある	【どこへ】 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合	【どうやって?】 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合
●おたけの入り口 で、おたけの 入り口が水に 浸る場合	0.5～3m おたけの浸水 ●おたけの入り口が 浸る場合、おたけの 入り口から避難する 品物がある	【判断】 おたけの入り口が 浸る場合、おたけの 入り口から避難する 品物がある	【どこへ】 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合	【どうやって?】 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合
●おたけの入り口 で、おたけの 入り口が水に 浸る場合	0.5m おたけの浸水 ●おたけの入り口が 浸る場合、おたけの 入り口から避難する 品物がある	【判断】 おたけの入り口が 浸る場合、おたけの 入り口から避難する 品物がある	【どこへ】 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合	【どうやって?】 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合 ●おたけの入り口 から避難する 品物がある 場合

●「警戒レベル」で全員が安全な場所に避難しましょう

避難情報が発令された場合には、さまざまな手段・方法のみならず、任意に避難します。但し、土砂災害や洪水など、他の災害では危険性の高まりに応じて、避難経路を合意しますので、避難経路の合意としてください。

川南町 避難情報

防災行政無線(戸別受信機)
川南メール
エリアメール
広報車 消防団

町避難関係

テレビ ラジオ インターネット

住居のみでせん

警戒レベル 5 既に災害が発生または切迫している状況です。命の危険、直ちに安全確保を。

警戒レベル 4 危険な場所から避難先へ避難を完了してください。緊急避難時までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅のより安全な場所に避難しましょう。

警戒レベル 3 避難に時間を要する人(ご高齢の方、身体の不自由な方、乳幼児等)とその支援者 避難をせよとします。その他の人は、避難の準備を済ませよう。

警戒レベル 2 バゲッドまでで避難行動を開始しましょう。

警戒レベル 1 災害への心構えを確認しよう。

[illegible]

[illegible]

●「警戒レベル」で全員が安全な場所に避難しましょう

避難指示が発令された場合には、さまざまな手段で住民のみならずに伝達します。

但し、土砂災害や洪水など、甚大な災害では危険度の高まりに応じて、避難指示を発令しますので、避難開始の準備としてください。

川南町 避難情報 町道機関等

●防災行政無線（戸別受信機）
●川南メール
●エリアメール
●広報車 ●消防団

●テレビ ●ラジオ ●インターネット

住民のみぞん

※ 既に災害が発生または切迫している状況です。命の危険、直ちに安全確保を

危険な場所から避難先へ避難を完了してください。

緊急避難時までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅のより安全な場所に避難しましょう。

避難に時間を要する人（高齢の方、身体の不自由な方、乳幼児等）とその支援者（避難を支援し、その他の人は、避難の手配を担えましょう。

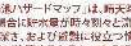
警戒レベル 1 バゲッド準備で避難行動を準備しましょう。

警戒レベル 2 実害への心構えを強めましょう。

資料編 - 77 -

川南町たため池バザードマップ

このたため池バザードマップは、新天寿の地形により、たため池が連続した場合に貯水容量が町を割々と減退する状況を想定した溝の断面や深さ、および断崖に立付く植樹などによってまとめたもので、たため池が決壊するおそれがある場合や決壊した場合にも、迅速かつ安全に避難するために役立ててください。



川南町と新天寿の境界を示す地図

新 橋 溜 池

しんばしちめいけ

>> いざというときの緊急連絡先

消防	消防本部	119 (消防)
警察	本部警務課	110 (警察)
川南町役場		0883-27-8001
新天寿消防組合		0883-22-1360
同見連消防組合 川南分団所		0883-27-0578
川南警察署		0883-22-0110
新天寿警察署 川南交番		0883-27-0336
大井町 支庁管理課		0120-956-793
NTT西日本	0384	115 (救急)

>> インターネットによる最新情報の手引き

川南町役場

<http://www.town.kawananishi.pref.saitama.jp/>
<http://www.town.kawananishi.pref.saitama.jp/portal/>

● 町民向け
● 町民サービス



災害備防安全危機管理情報

<https://www.city.kawananishi.pref.saitama.jp/safety/>
<https://www.city.kawananishi.pref.saitama.jp/safety/01/>

● 災害発生時
● 避難誘導
● 災害の被害の軽減など



気象庁(気象庁気象台)

<https://www.jma.go.jp/gcc/cgc/>

● 気象予報
● 気象警報・注意報
● 気象の解説など



●状況に応じた避難をしよう

※ため池決壊による浸水の深さを想定した避難の流れ

【浸水が浅い場合】	【3m以上浸水】	【0.5m～3m 浸水の状況】	【0.5m 未満の浸水】
●避難しなくてはならない場合によって、状況に応じて避難しよう。 ●浸水が浅い場合、浸水が深くなる可能性がある場合は、浸水が深くなる前に避難しよう。	●浸水が3m以上ある場合は、浸水が深くなる前に避難しよう。 ●浸水が3m以上ある場合は、浸水が深くなる前に避難しよう。	●浸水が0.5m～3mある場合は、浸水が深くなる前に避難しよう。 ●浸水が0.5m～3mある場合は、浸水が深くなる前に避難しよう。	●浸水が0.5m未満の場合は、浸水が深くなる前に避難しよう。 ●浸水が0.5m未満の場合は、浸水が深くなる前に避難しよう。

●避難が完了したら避難所へ避難しよう

●地震・豪雨によるため池決壊のメカニズム

もし、ため池が潰壊したら…

- ・大堤の水位・土が崩壊となって、堤防に押し寄せます。
- ・堤防や堤内に押し流れていきます。
- ・崖崩や土砂崩、田畑は土砂に埋まります。

地震によるため池の被災メカニズム

クラック

- 堤防の断面に亀裂(クラック)が發生する場合があります。
- 堤防の下の地盤に生じるクラックは堤防の水を漏らすこととなり、貯水能力を減弱させます。

沈下

- 堤防の形状を破壊するクラック・陥没などを招きながら堤防が沈下する場合があります。
- また、堤防・地盤が沈下し潰れます。

斜面崩壊

- 堤防正面の土砂が下がり、下部はほとんど、変形する場合があります。

斜面すべり

- 地震により、堤防の斜面がすべりが発生する場合があります。

陥没

- 堤防や地盤が急に大きく沈下し、破損する場合があります。
- 堤防に亀裂が生じると、堤防や堤防下の地盤に土砂が流れ込み、堤防が崩壊します。

豪雨によるため池の被災メカニズム

浸透破壊

- 堤防の斜面が浸透して、水を越える場所が生じ、堤防が崩壊します。
- 水は土に押し寄せ水がたまり、土質を弱くします。

ハートビークール(水たまり)

- 豪雨により、堤防から水が溢れ、堤防の上部にたまり、浸透する恐れがあります。

すべり破壊

- 傾斜した堤防や堤防の斜面の中に浸透し、堤防の下の地盤が弱くなり、堤防の斜面が崩壊する恐れがあります。また、堤防下のすべり破壊、崩壊する恐れがあります。

越流破壊

- 豪雨により、水が堤防を越えて押し、堤防を越えて流れ出し、堤防が崩壊する場合があります。
- また、堤防の下の地盤に土砂が流れ込み、堤防が崩壊します。

●「警戒レベル」で全員が安全な場所に避難しましょう

避難情報が発せられた場合には、さまざまな手段で住民のみなさんに伝達します。

但し、土砂災害や洪水など、甚大な被害では危険性の高まりに応じて、避難指示を発令しますので、避難開始の參考としてください。

川南町 避難情報

- 防災行政無線(戸別受信機)
- 川南メール
- エリアメール
- 広報車 ●消防団
- テレビ ●ラジオ ●インターネット

住居のみなさん

品 倉庫止

- 警戒レベル 5**
既に**災害が発生または切迫**している状況です。**命の危険、直ちに安全確保**を要する場合があります。
- 警戒レベル 4**
危険な場所から避難先へ避難を完了してください。
緊急時対応まで全ての機能が利用と見られる場合は、近くの安全な場所や、自宅のより安全な場所に避難しましょう。
- 警戒レベル 3**
避難に時間を要する人(高齢の方、身体の不自由な方、乳幼児等)とその受援者は避難を中止し、その他の人は、避難の準備を整えましょう。

倉庫止

- 警戒レベル 2**
バゲードマッパで避難行動を確認しましょう。
- 警戒レベル 1**
災害への心構えを高めましょう。

他

川南町ため池 ハザードマップ

しずかにため池

新橋溜池

このマップは、特定地域の地図であり、治水や防災に活用され、どのような場合に、新橋溜池が決壊し、貯水容量が徐々に減少する状況を示す。貯水容量が徐々に減少する状況を示す。貯水容量が徐々に減少する状況を示す。

災害の状況によっては、被害が生じる可能性があるため、注意が必要である。

凡例

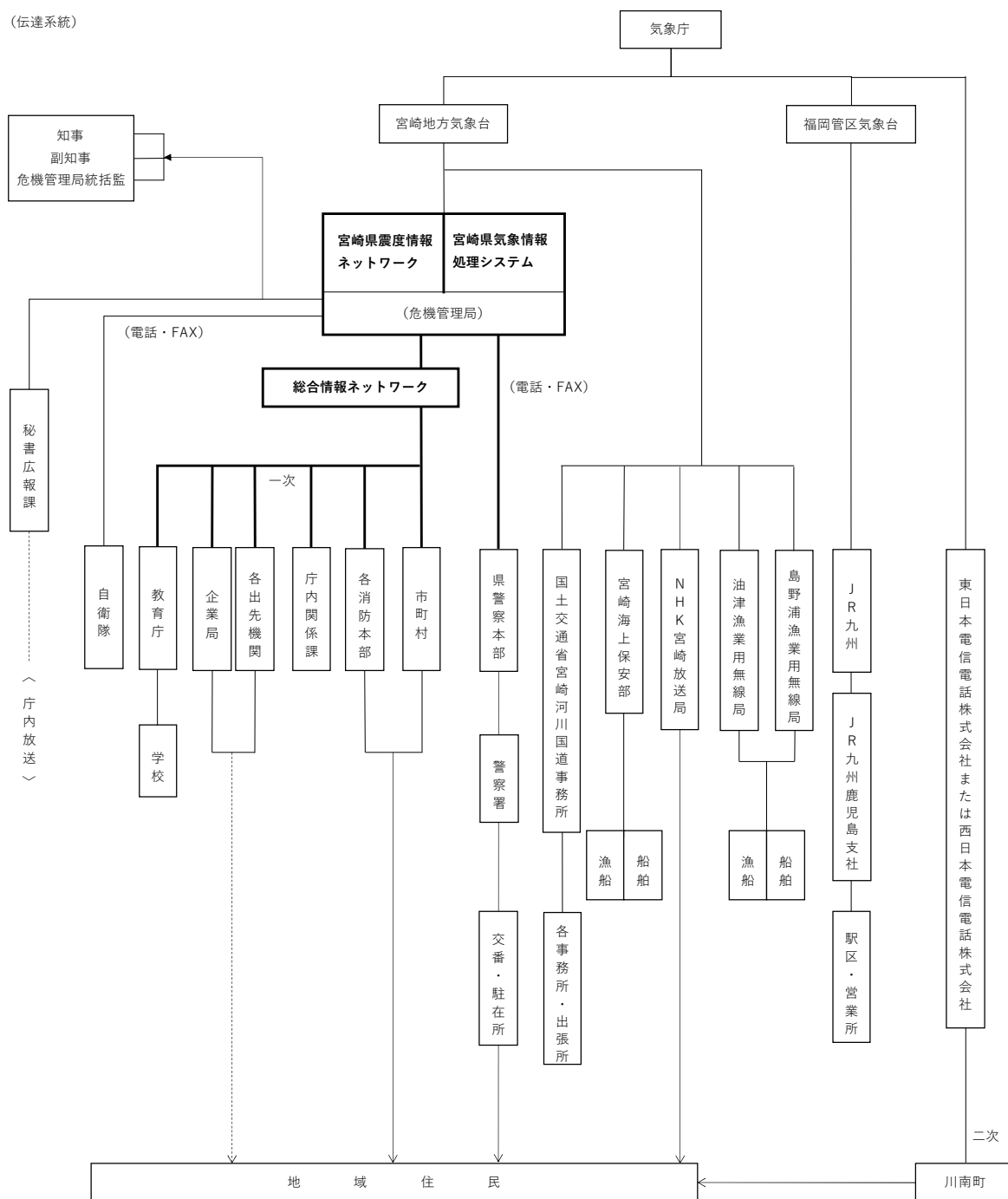
- 貯水容量が100%以上の状態
- 貯水容量が50%以上の状態
- 貯水容量が20%以上の状態
- 貯水容量が10%以上の状態
- 貯水容量が5%以上の状態
- 貯水容量が0%の状態

治水の深さ

- 3m以上
- 2m以上
- 1m以上
- 0.5m以上
- 0.2m以上
- 0.1m以上
- 0.05m以上
- 0.02m以上
- 0.01m以上
- 0.005m以上
- 0.002m以上
- 0.001m以上
- 0.0005m以上
- 0.0002m以上
- 0.0001m以上
- 0.00005m以上
- 0.00002m以上
- 0.00001m以上
- 0.000005m以上
- 0.000002m以上
- 0.000001m以上
- 0.0000005m以上
- 0.0000002m以上
- 0.0000001m以上
- 0.00000005m以上
- 0.00000002m以上
- 0.00000001m以上
- 0.000000005m以上
- 0.000000002m以上
- 0.000000001m以上
- 0.0000000005m以上
- 0.0000000002m以上
- 0.0000000001m以上
- 0.00000000005m以上
- 0.00000000002m以上
- 0.00000000001m以上
- 0.000000000005m以上
- 0.000000000002m以上
- 0.000000000001m以上
- 0.0000000000005m以上
- 0.0000000000002m以上
- 0.0000000000001m以上
- 0.00000000000005m以上
- 0.00000000000002m以上
- 0.00000000000001m以上
- 0.000000000000005m以上
- 0.000000000000002m以上
- 0.000000000000001m以上
- 0.0000000000000005m以上
- 0.0000000000000002m以上
- 0.0000000000000001m以上
- 0.00000000000000005m以上
- 0.00000000000000002m以上
- 0.00000000000000001m以上
- 0.000000000000000005m以上
- 0.000000000000000002m以上
- 0.000000000000000001m以上
- 0.0000000000000000005m以上
- 0.0000000000000000002m以上
- 0.0000000000000000001m以上
- 0.00000000000000000005m以上
- 0.00000000000000000002m以上
- 0.00000000000000000001m以上
- 0.000000000000000000005m以上
- 0.000000000000000000002m以上
- 0.000000000000000000001m以上
- 0.0000000000000000000005m以上
- 0.0000000000000000000002m以上
- 0.0000000000000000000001m以上
- 0.00000000000000000000005m以上
- 0.00000000000000000000002m以上
- 0.00000000000000000000001m以上
- 0.000000000000000000000005m以上
- 0.000000000000000000000002m以上
- 0.000000000000000000000001m以上
- 0.0000000000000000000000005m以上
- 0.0000000000000000000000002m以上
- 0.0000000000000000000000001m以上
- 0.00000000000000000000000005m以上
- 0.00000000000000000000000002m以上
- 0.00000000000000000000000001m以上
- 0.000000000000000000000000005m以上
- 0.000000000000000000000000002m以上
- 0.000000000000000000000000001m以上
- 0.0000000000000000000000000005m以上
- 0.0000000000000000000000000002m以上
- 0.0000000000000000000000000001m以上
- 0.00000000000000000000000000005m以上
- 0.00000000000000000000000000002m以上
- 0.00000000000000000000000000001m以上
- 0.000000000000000000000000000005m以上
- 0.000000000000000000000000000002m以上
- 0.000000000000000000000000000001m以上
- 0.0000000000000000000000000000005m以上
- 0.0000000000000000000000000000002m以上
- 0.0000000000000000000000000000001m以上
- 0.00000000000000000000000000000005m以上
- 0.00000000000000000000000000000002m以上
- 0.00000000000000000000000000000001m以上
- 0.000000000000000000000000000000005m以上
- 0.000000000000000000000000000000002m以上
- 0.000000000000000000000000000000001m以上
- 0.0000000000000000000000000000000005m以上
- 0.0000000000000000000000000000000002m以上
- 0.0000000000000000000000000000000001m以上
- 0.00000000000000000000000000000000005m以上
- 0.00000000000000000000000000000000002m以上
- 0.00000000000000000000000000000000001m以上
- 0.000000000000000000000000000000000005m以上
- 0.000000000000000000000000000000000002m以上
- 0.000000000000000000000000000000000001m以上
- 0.0000000000000000000000000000000000005m以上
- 0.0000000000000000000000000000000000002m以上
- 0.0000000000000000000000000000000000001m以上
- 0.00000000000000000000000000000000000005m以上
- 0.00000000000000000000000000000000000002m以上
- 0.00000000000000000000000000000000000001m以上
- 0.000000000000000000000000000000000000005m以上
- 0.000000000000000000000000000000000000002m以上
- 0.000000000000000000000000000000000000001m以上
- 0.0000000000000000000000000000000000000005m以上
- 0.0000000000000000000000000000000000000002m以上
- 0.0000000000000000000000000000000000000001m以上
- 0.0000000

【2.3.1.1 地震や津波に関する情報の伝達系統】（県防引用）

（伝達系統）



【3.2.2.1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】（資料引用：気象庁）

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

【3.2.2.2 津波情報の種類と発表内容】（資料引用：気象庁）

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、3.2.2.1（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1） この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2） 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【3.2.2.3 最大波の観測値の発表内容】（資料引用：気象庁）

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※３）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 以上	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m未満	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸からの距離が100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【3.2.2.4 津波予報】（資料引用：気象庁）

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

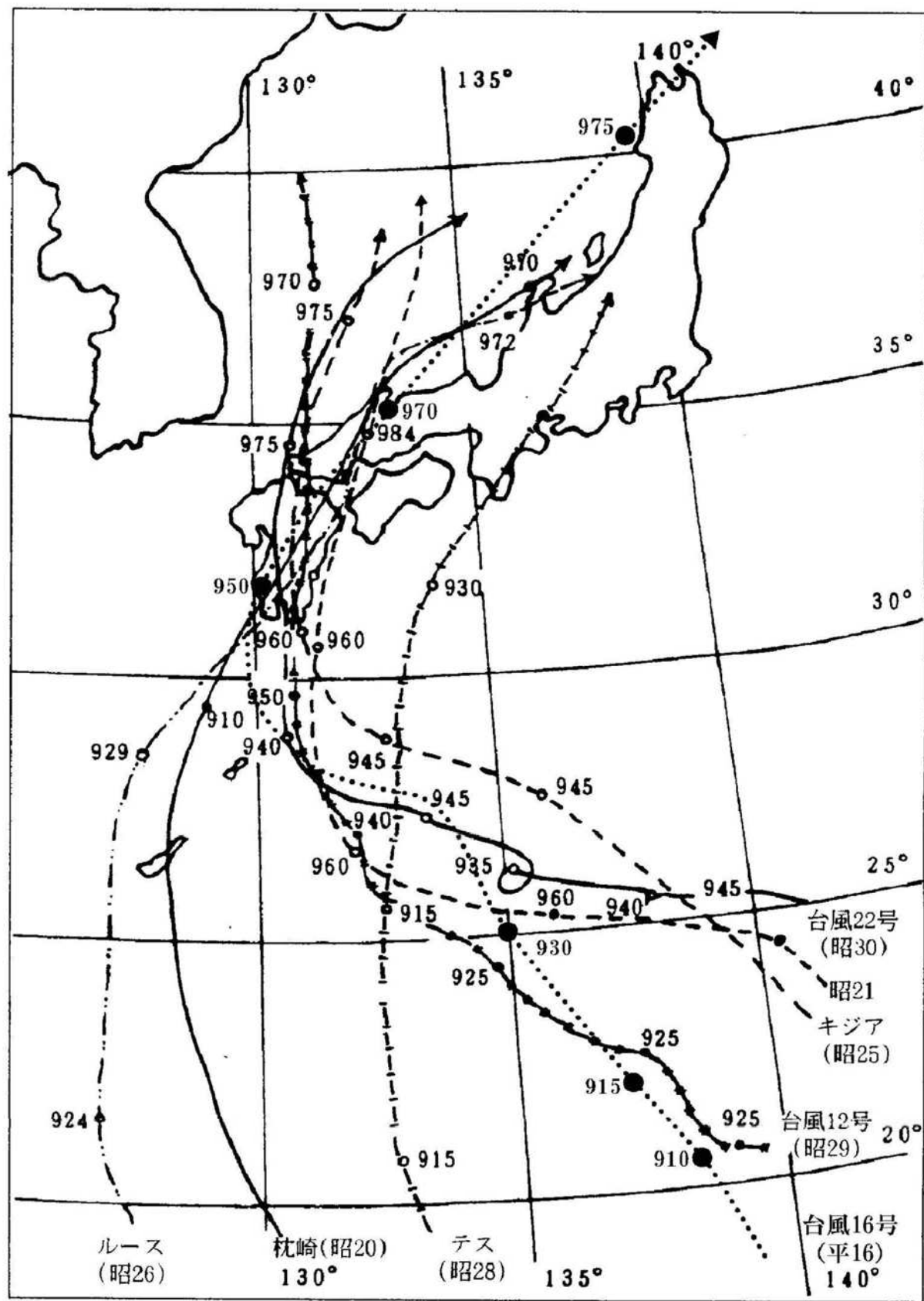
（注）「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」または「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。

【4.1.1.1 町内における災害履歴】（資料引用：宮崎県）

宮崎県災異誌で公開されている、平成 18 年～令和 2 年の情報のうち、川南町内で被害が発生した事象を抽出。

	人的被害(人)				住家被害(人)					非住家被害(棟)	
	死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			重症	軽症							
平成 18 年 7 月 20 日～23 日にかけての梅雨前線による大雨											1
平成 19 年 8 月 1 日～3 日にかけての台風第 5 号による大雨				1			2		1	12	
平成 20 年 9 月 18 日の雷害							1				
平成 20 年 8 月 8 日の雷害							1				
平成 21 年 11 月 10 日～14 日にかけての低気圧による大雨（突風含む）							3				
平成 24 年 6 月 23 日～25 日 梅雨前線豪雨									1		
平成 26 年 6 月 3 日～5 日 梅雨前線による大雨								3	13		6
平成 27 年 8 月 24 日～25 日 台風第 15 号						1				3	
平成 28 年 4 月 14 日及び 16 日 熊本地震				1							
平成 30 年 9 月 29 日～30 日 台風第 24 号							16				

【4.1.1.2 日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路】（県防引用）



【4.1.1.3 日向灘沿岸の高潮観測表（高極潮位）】（県防引用）

台風名	最低気圧	最大風速		最高潮位		潮位偏差		備 考
		宮崎	油津	細島	油津	細島	油津	
	hpa	m/s	m/s	cm	cm	cm	cm	
S20.9.17 (枕崎)	943.9	SSE 39.2	—	272	—	—	—	細島港にウネリ 100cm
S25.9.13 (キジア)	968.4	E 23.8	S 26.5	299	302	63	36	再水浸地の最高潮位は、地面上 120cm
S28.9.25 (13 号)	989.7	NNE 13.0	N 18.4	273	302	45	38	県北海岸に高潮
S29.9.13 (12 号)	960.7	ESE26.1	SE 25.1	307	288	71	(42)	台風通過後の干潮時で、潮位の瞬間最高 305cm
S38.8.9 (9 号)	976.1	NE 18.0	NE 19.2		294		60	
S38.9.24 (20 号)	954.2	ESE 29.2	ESE 24.7		337		80	
S49.8.18 (14 号)	997.4	ENE 13.0	NNE 22.5		299		35	
H16.8.30 (16 号)	969.0	ESE 21.4	SE 37.0		203		100	注) 3
H17.9.6 (14 号)	975.1	ESE 21.1	SE 32.0		204		102	過去最高潮位、注) 3

注) 1. 最低気圧：宮崎地方気象台観測値

2. 最高潮位基準：細島港（宮崎県 or 国土地理院）

油津港（気象庁）観測基準面（平成 9 年 3 月以前）

標高（平成 9 年 4 月以降）

3. 油津の潮位は、平成 9 年 3 月以前は平滑値を、

平成 9 年 4 月以降は 3 分平均値を用いている。

4. () の数字：目視観測

5. 潮位偏差＝実測潮位－推算潮位

【4.1.1.4 竜巻の強さと基準（藤田スケール）】（県防引用）

階級	風速 (3 秒平均)		主な被害の状況（参考）
JEF0	25-38	m/s	・物置が転倒する ・自動販売機が転倒する。 ・樹木の枝が折れる。
JEF1	39-52	m/s	・木造の住宅の粘土瓦が比較的広い範囲で浮き上がったりはく離する。 ・軽自動車や普通自動車が横転する。 ・針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53-66	m/s	・木造の住宅の小屋組（屋根の骨組み）が損壊したり飛散する。 ・ワンボックスの普通自動車や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・墓石が転倒する。 ・広葉樹の幹が折損する。
JEF3	67-80	m/s	・木造の住宅が倒壊する。 ・アスファルトがはく離したり飛散する。
JEF4	81-94	m/s	・工場や倉庫の大規模な庇の屋根ふき材がはく離したり脱落する。
JEF5	95-	m/s	・低層鉄骨系プレハブ住宅が著しく変形したり倒壊する。

【4.2.1.1 地すべり危険箇所】（資料引用：宮崎県）

地すべり

市町村名 川南町

番	号	箇所名	河川名			位置		危険区域の現況				活動の状況		区域内の保全対象現況					工事の状況		地すべりの有無指定地	危険度	備考		
			水系名	幹川名	溪流名	郡市	市町村	大字	面積	勾配	地質	地質の種類	クラックの状況等	陥没及び隆起	地すべりの発生	過去	河川への影響	住家	耕地	公共的建築物の種類の数				その他	着手
市町村																									
1		通山坂下				児湯郡	川南町	平田	ha 0.05	度 30	砂利層	四	無			m ²	戸	ha	県道 200m		○			C	H15.6.3再調査 A→C変更
3		細				児湯郡	川南町	川南	0.03	50	砂利層	四	無				4		県道 50m 町道 50m		○			C	S61.6.17 急傾斜4を編入 土木（Ⅱ-1-6208）
5		孫谷				児湯郡	川南町	川南	0.02	60	砂利層	四	無	55					鉄道 200m 県道 200m		○			C	
8		尾脇				児湯郡	川南町	川南	0.02		砂利層	四	無				2		尾脇公民館 町道 100m		○			C	S61.6.17追加
9		通浜				児湯郡	川南町	平田	0.05		砂利層	四	無	59			10		鉄道 100m		○			B	31580 急傾斜地8から変更 S62.6 A→B S62.6.15追加
11		中の別府				児湯郡	川南町	川南	0.03		砂礫層	四	無				1				○			C	
12		込の口				児湯郡	川南町	川南		26			有	H15			5		県道 200m		○			A	H15.6.3追加 土木（Ⅱ-1-6210）

【4.2.1.2 急傾斜地危険箇所】（資料引用：宮崎県）

急傾斜地（自然がけ）

市町村名 川南町

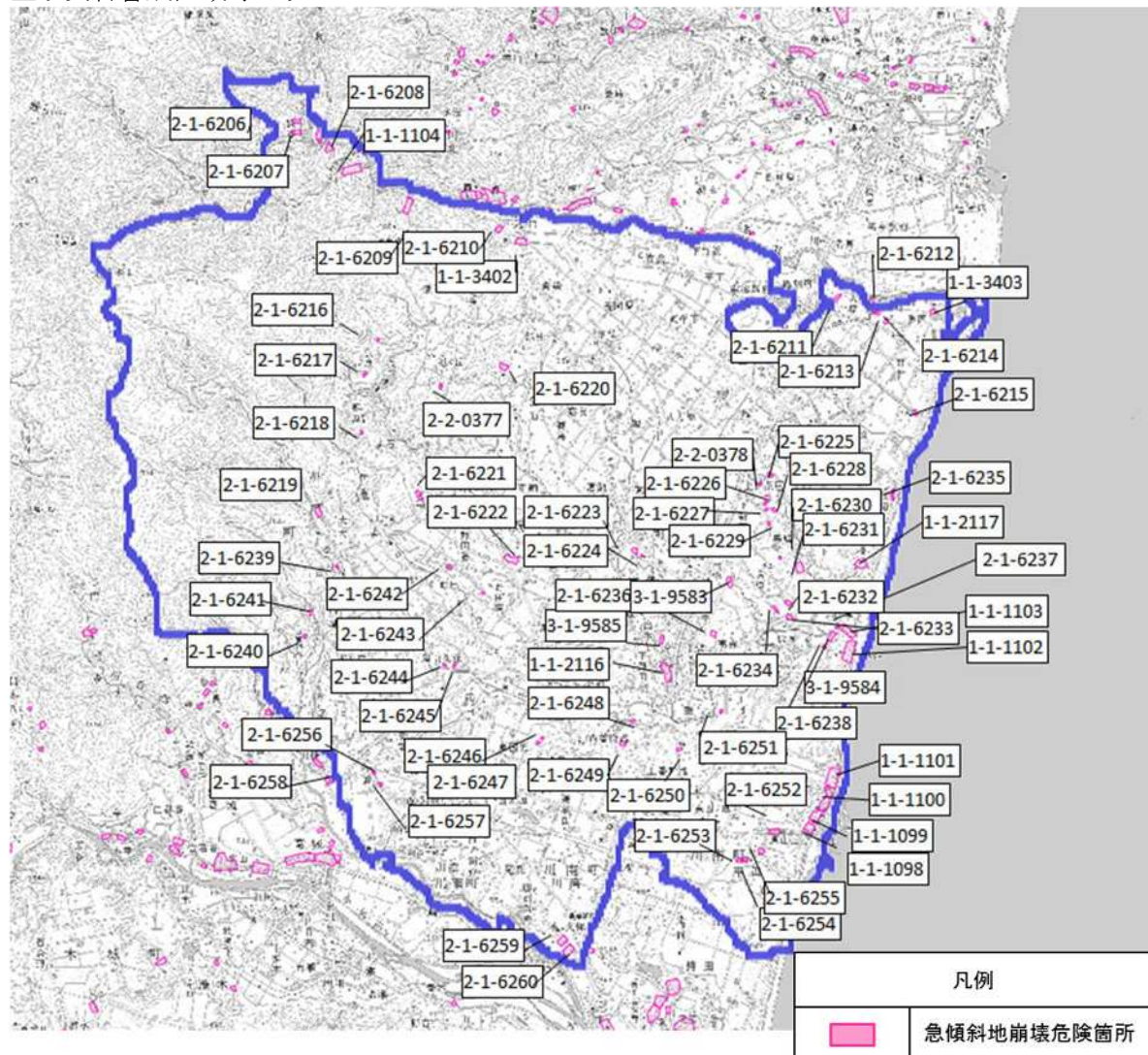
番 号	箇 所 名	位 置		地 形		オ ー バ の 有 無 ハ ン グ	地 質		湧 水 等 の 有 無	崩 壊 の 有 無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸	公共的建物		公共施設		以 が 内 の 高 と 同 戸 距 離	区 域 事 業 指 定 の 地 域	急 傾 斜 地 区 域 の 日 の 数	危 険 度	備 考
		大字	小字	傾斜 (度)	長さ (m)		高さ (m)	種 類					表 土 の 厚 さ	種 類	数	種 類					
1	通浜2	川南	通山坂下	50	190	40	ハ	a	有	無	裸地1	15	1	鉄道 県道	190m 190m	25	急傾	S52	A	土木 (Ⅰ-1-1099) H21 B→A 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	
2	通浜3	川南	通山坂下	45	340	46	ハ	a	有	有	裸地1 草地4 林 B5	35		鉄道 県道	340m 340m	10	急傾	S52	A	土木 (Ⅰ-1-1100) H21 B→A 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	
3	伊倉1	平田	大久保	55	300	33	ハ	a	有	有	林 A3 他 7	7		鉄道 県道	300m 300m	9	急傾	S52	A	土木 (Ⅰ-1-1102)	
4	波 掛	平田	波掛	32	180	11	イ	a	有	有		5		町道	100m	7	急傾	H14	A	土木 (Ⅰ-1-2117) 平成16年度追加	
5	番 匠	川南	南肥	53	60	27	イ	b	無	有		2	公民館 神社	町道	30m		急傾	H14	A	土木 (Ⅰ-1-3403) 平成16年度追加	
6	伊倉2	平田	大久保	30	210	25	ハ	a	有	有	林 B8 他 7	13		県道	210m	15	急傾	S52	B	土木 (Ⅰ-1-1103)	
7	通浜4	平田	通山坂下	30	270	38	ハ	a	有	有	林 A	30		鉄道 県道	270m 270m	11	急傾	S52	A	土木 (Ⅰ-1-1101)	
8	村 上	川南	村上		42	30						1		町道	80m	1		H14	A	土木 (Ⅱ-1-6206) 平成16年度追加	
9	通浜1	平田	通山坂下	32	95	45	ハ	a	有	有	裸地2 草地4 林 A4	8		鉄道 県道	95m 95m	14	急傾	S52	B	土木 (Ⅰ-1-1098) H13 A→B	
10	込の口	川南	村上	30	200	15	ハ	a	無	有	他 10	3		鉄道 県道	140m 140m	5	急傾	S52	B	土木 (Ⅰ-1-3402)	
11	細	川南	細	30	100	90	ハ	a	有	無	林 B6 他 4	2	集会場	県道	100m	2	急傾	S52	A	土木 (Ⅰ-1-1104)	
12	大 猪	川南	岩下 大猪の久保	45	220	20	ハ	a	有	有	裸地6 林 B4	3		用水路	220m	4	急傾	H14	A	S62.12 土木 (Ⅱ-1-6212)	
13	甘 付	川南	磯道	40	50	20	ハ	a	有	無	林 9 他 1	3	神社	町道	30m	3			A	H20.5.30	
14	村 上	川南	村上	35	60	20	ハ	a	有	無	林 6 草地4	3				3			C	S63.5.25	
15	登り口	川南	明野	30	40	30	ハ	a	有	無	林 10	4				4			C	S63.5.25	
16	赤 石	川南	赤石	35	50	30	ハ	a	有	無	林 10	6				6			C	S63.5.25	
17	鵜戸の本	川南	鵜戸の本	30	20	15	ハ	a	有	無	林 10	2				2			C	S63.5.25	
18	野 田	川南	内野田	30	30	15	ハ	a	有	無	林 8 他 2	4				4			C	S63.5.25	
19	須田久保	川南	須田久保	30	40	15	ハ	a	有	無	林 9 他 1	4				4			C	土木 (Ⅱ-1-6245)	

番 号	簡所名	位 置		地 形			オーパ のバ 有 無 ハ ン グ	地 質		湧 水 等 の 有 無	崩 壊 の 有 無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸	公 共 的 建 物		公 共 施 設		以 が 内 け の 高 さ と 同 下 戸 距 離	他 区 域 事 業 指 定 の 地	急 傾 斜 地 区 年 間 の 土 砂 崩 壊 の 日 数	危 険 度	考 備
		大字	小字	傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種 類	表 土 の 厚 さ					種 類	数	種 類	数					
20	小 池	川南	小池	30	30	15	無	ハ	a	有	無	林 8	3				3				C	S63.5.25
21	下野田	川南	下田	30	30	20	無	ハ	a	有	無	林 8 他 2	2				2				C	S63.5.25
22	鬼ヶ久保	川南	鬼ヶ久保	32	80	50	無	ハ	a	有	無	林 6 他 3 裸地1	5								A	H2.5.15 地すべりから編入
23	伊 倉	川南	伊倉	47	50	14	無	ハ	a	有	有	林 7 他 3	4			県 道	50m	4	無		B	H4.5.29 A→B
24	通 山	平田	連御坂	80	500	20	無	ハ	a	有	有	林 4 他 3 裸地3	2			鉄 道	500m				A	H4.5.29 追加
25	仲 原	川南	仲原	60	302	16	無	ハ	a	有	無	林 8 他 2	1	病院	2	町 道	100m				A	土木 (I-1-2116) H21 C→A
26	鬼ヶ久保	川南	鬼ヶ久保	45	80	50	無	ハ	a	有	無	林 10	2								A	土木 (II-1-6260)
27	通 山	平田	北の久保	45	50	15	有	ハ	a	無	有	林 9 他 1									A	土木 (II-1-6254) H21.5.29
28	村 上	川南	村上		60								1					1			A	土木 (II-1-6207) 平成16年度追加
29	村 上	川南	村上		66								2					2			A	土木 (II-1-6209) 平成16年度追加
30	名 貴	川南	坂下		100		無			無	無		1			用 水 路	100m	1			B	土木 (II-1-6211) 平成16年度追加
31	大 猪	川南	大猪の久保		45		無			無	無		1								B	土木 (II-1-6213) 平成16年度追加
32	大 猪	川南	大猪の久保		45		無			無	無										B	土木 (II-1-6214) 平成16年度追加
33	宮ノ尻	川南	宮ノ尻		30																B	土木 (II-1-6215) 平成16年度追加
34	青 鹿	川南	青鹿		20								1								B	土木 (II-1-6216) 平成16年度追加
35	青 鹿	川南	青鹿		30								1								B	土木 (II-1-6217) 平成16年度追加
36	椎 原	川南	椎原		20								1								B	土木 (II-1-6218) 平成16年度追加
37	住 吉	川南	住吉		75								1								B	土木 (II-1-6219) 平成16年度追加
38	宮 田	川南	宮田		50								1								B	土木 (II-1-6220) 平成16年度追加
39	鶴戸の本	川南	鶴戸の本		45								1								B	土木 (II-1-6221) 平成16年度追加
40	市 納	川南	市納		200								3								B	土木 (II-1-6222) 平成16年度追加

番 号	農 林 省	箇 所 名	位 置		地 形			オ ー の 有 無 ハ ン グ	地 質		湧 水 等 の 有 無	崩 壊 の 有 無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸	公 共 的 建 物		公 共 施 設		以 が 内 け の 高 さ と 同 戸 距 離	他 区 域 事 業 指 定 の 日	急 傾 斜 地 区 年 月 日 の 竣	危 険 度	考 備
国 土 交 通 省	農 林 省	大字	小字	傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)			種 類	表 土 の 厚 さ					種 類	数	種 類	数					
41		下唐瀬	川南	45	60	15		有	ハ	a	無	無		1								A	土木 (Ⅱ-1-6223) H21. B→A
42		下唐瀬	川南	40	50	15		無	ハ	a	無	無		2								B	土木 (Ⅱ-1-6224) H21. 5. 29
43		塩 付	川南		65									2								C	土木 (Ⅱ-1-6225) H20. 5. 30
44		黒 鯛	川南	45	105	10		無			有	無		3								A	土木 (Ⅱ-1-6226) 平成16年度追加
45		黒 鯛	川南		30									1								B	土木 (Ⅱ-1-6227) 平成16年度追加
46		黒 鯛	川南		70									1								B	土木 (Ⅱ-1-6229) 平成16年度追加
47		菅 原	平田		20									1								B	土木 (Ⅱ-1-6230) 平成16年度追加
48		菅 原	平田		140									2								B	土木 (Ⅱ-1-6231) 平成16年度追加
49		菅 原	平田	30	65	10		無			無	無		2								B	土木 (Ⅱ-1-6232) 平成16年度追加
50		菅 原	平田	45	50	10		無			無	無		1								B	土木 (Ⅱ-1-6233) 平成16年度追加
51		菅 原	平田	45	90	5		有			有	無		2								B	土木 (Ⅱ-1-6234) 平成16年度追加
52		孫 谷	平田		90			無			無	無										B	土木 (Ⅱ-1-6235) 平成16年度追加
53		高 森	平田	30	45	5		無			有	有		1								A	土木 (Ⅱ-1-6236) 平成16年度追加
54		伊 倉	平田		60			有			有	有		1								A	土木 (Ⅱ-1-6237) 平成16年度追加
55		伊 倉	平田		40			無			有	無		2								A	土木 (Ⅱ-1-6238) 平成16年度追加
56		大 内	川南		25									1								B	土木 (Ⅱ-1-6239) 平成16年度追加
57		白 蟻	川南		35									1								B	土木 (Ⅱ-1-6240) 平成16年度追加
58		白 蟻	川南		85									1								B	土木 (Ⅱ-1-6241) 平成16年度追加
59		野 田	川南		50									1								B	土木 (Ⅱ-1-6242) 平成16年度追加
60		野 田	川南		25									1								B	土木 (Ⅱ-1-6243) 平成16年度追加
61		須田久保	川南		20																	B	土木 (Ⅱ-1-6244) 平成16年度追加

番 号	簡所名	位 置		地 形			オ ー の バ 有 無 ハ ン グ	地 質		湧 水 等 の 有 無	崩 壊 の 有 無	地 被 物 の 状 況	住 家 戸	公 共 的 建 物		公 共 施 設		以 が 内 け の 高 さ と 同 距 離 数 値	区 他 域 事 業 指 定 の	急 傾 斜 地 区 の 日 本 の 義	危 険 度	考 備
		大字	小字	傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種 類	表 土 の 厚 さ					種 類	数	種 類	数					
62	把言田	川南	把言田		30								1								B	土木 (Ⅱ-1-6246) 平成16年度追加
63	把言田	川南	把言田		30								1								B	土木 (Ⅱ-1-6247) 平成16年度追加
64	下野田	川南	岩河		30								1								B	土木 (Ⅱ-1-6248) 平成16年度追加
65	番野地	川南	番野地		75								1								B	土木 (Ⅱ-1-6249) 平成16年度追加
66	番野地	川南	番野地		40								3								B	土木 (Ⅱ-1-6250) 平成16年度追加
67	井手の上	川南	下ノ古場		40								1								B	土木 (Ⅱ-1-6251) 平成16年度追加
68	通 山	平田	新通山		115								3								B	土木 (Ⅱ-1-6252) 平成16年度追加
69	通 山	平田	平鈴	50	400	20	有	ハ	a	有	有		3								A	土木 (Ⅱ-1-6253) H21 B→A
70	通 山	平田	通山村		30								1								B	土木 (Ⅱ-1-6255) 平成16年度追加
71	西光原	川南	西光原		35								1								B	土木 (Ⅱ-1-6256) 平成16年度追加
72	西光原	川南	西光原		35								1								B	土木 (Ⅱ-1-6257) 平成16年度追加
73	湯 迫	川南	前原		35								1								B	土木 (Ⅱ-1-6258) 平成16年度追加
74	鬼ヶ久保	川南	鬼ヶ久保		70								1								A	土木 (Ⅱ-1-6259) 平成16年度追加 平成18年度調査 B→Aに変更
75	二つ橋	平田	二橋		150																C	土木 (Ⅲ-1-9583) 平成16年度追加
76	伊 倉	平田	伊倉		130		無			無	無										B	土木 (Ⅲ-1-9584) 平成16年度追加
77	出 水	川南	出水		110																C	土木 (Ⅲ-1-9585) 平成16年度追加
78	黒鯛	川南	小迫	45		10	無			有	有		1								A	S61. 6. 17追加 土木 (Ⅱ-1-6228) 平成17年度 地すべり7を編入
79	尾脇	川南		45		10	無			有	有		2								A	S61. 6. 17追加 土木 (Ⅱ-1-6228) 平成17年度 地すべり8を編入

土砂災害警戒区域等マップ



本サイトの地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図50000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)を複製及び数値地図(空間データ基盤)を使用したものです。(承認番号 平18総複、第103号)(承認番号 平18総使、第63号)

【4.2.1.3 土石流危険箇所】（資料引用：宮崎県）

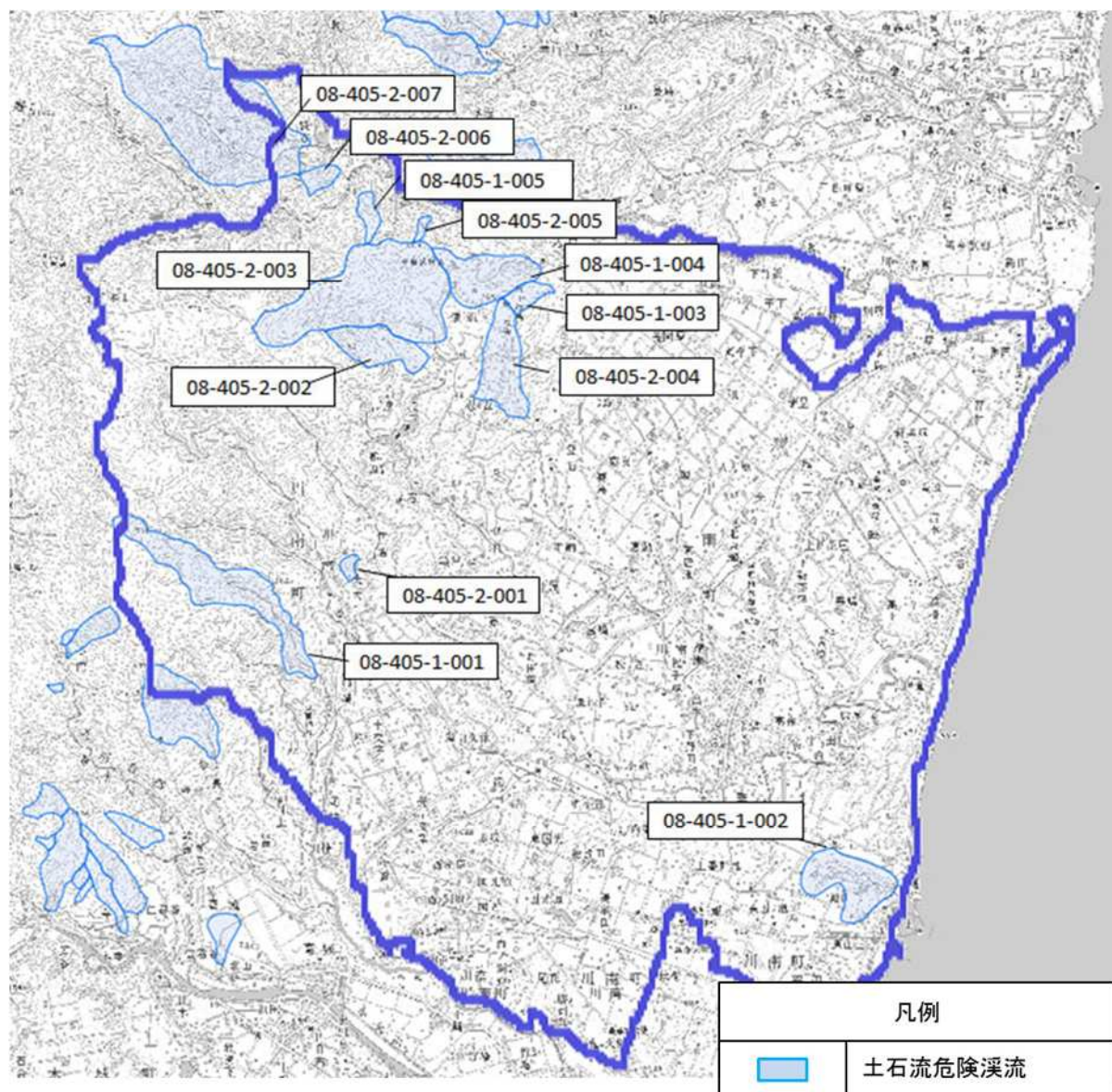
土 石 流

市町村名 川南町

番 号	河川名	水系名	溪流名	溪流所在地			流域概況			危険度 分類	保全対象		備 考
				郡 市 町 村	字		溪流長 (Km)	流域面積 (km ²)	流下部 平均勾配 (度)		人家戸数 (戸)	公共施設 等	
1	B03005 切原川	B03 小丸川	B0300801 白鬚川	児湯郡 川南町	白 鬚		3.25	(0.77) 1.61	10	A	4		土木 (08-405-1001) 農林 (405-60) S60年土石流危険標識板設置
2	B26001 名貫川	B26 名貫川	B2600106 水無川	児湯郡 川南町	袋 谷		2.66	(1.46) 2.64	17	C	1	1	牧平公民館 土木 (08-405-2007)
3	B26001 名貫川	B26 名貫川	B2600107 細 川	児湯郡 川南町	細		0.53	(0.11) 0.11	23	C	2		S60年土石流危険標識板設置 土木 (08-405-1005)
4	B26001 名貫川	B26 名貫川	B2600104 谷 川	児湯郡 川南町	込の口		1.55	0.61	7	C	6	1	S60年土石流危険標識板設置 土木 (08-405-1004) 農林 (405-140)
5	B26001 名貫川	B26 名貫川	B2600104 谷 川	児湯郡 川南町	込の口		0.5	(0.06) 0.11	12	B	4		S60年土石流危険標識板設置 土木 (08-405-1003)
6	B03005 切原川	B03 小丸川	B03005 住吉川	児湯郡 川南町	住 吉		0.12	0.05	10	C	2		S60年土石流危険標識板設置 土木 (08-405-2001)
7	大谷川	大谷川	B9904401 大谷川	児湯郡 川南町	通 浜		1.75	0.59	2	A	14		S60年土石流危険標識板設置 土木 (08-405-1002)
8	B27 平田川	B27 平田川	B2700 西掛迫川	児湯郡 川南町	掛 迫		1.3	0.43	13	B	1		土木 (08-405-2002) 農林 (405-110)
9	甘付川	甘付川	B9904001 甘付川	児湯郡 川南町	宮ノ尻		0.35		15	C			S63.5.25追加 農林 (405-10)
10	B27 平田川	B27 平田川	B2700102 潮入川	児湯郡 川南町	妻ノ木		0.35		10	C			S63.5.25追加 農林 (405-20)
11	北山川	北山川	B9904601 北山川	児湯郡 川南町	通山村		1		20	A			S63.5.25追加 農林 (405-40) (405-170)
12	中谷川	中谷川	B9904501 中谷川	児湯郡 川南町	通山村		0.45		20	A	15		S63.5.25追加 農林 (405-50)
13	B27 平田川	B27 平田川	B2700402 細打川	児湯郡 川南町	大 迫		0.55		15	C			S63.5.25追加 農林 (405-90)
14	B03005 切原川	B03 小丸川	B0300503 細池川	児湯郡 川南町	白 鬚		1.1		25	C			S63.5.25追加 農林 (405-80)
15	B03005 切原川	B03 小丸川	B0300504 切原川	児湯郡 川南町	大 内		1		20	C			S63.5.25追加
16	B03005 切原川	B03 小丸川	B0300505 西ヶ谷川	児湯郡 川南町	大内敷		1.5		20	C			S63.5.25追加 農林 (405-70)
17	B27 平田川	B27 平田川	B2700107 青鹿川	児湯郡 川南町	青 鹿		1		25	C			S63.5.25追加 農林 (405-100)
18	B27 平田川	B27 平田川	B2700108 掛迫川	児湯郡 川南町	掛 迫		2.2	1.93	11	C	3		土木 (08-405-2003) 農林 (405-120)
19	B27 平田川	B27 平田川	B2700601 弥次郎川	児湯郡 川南町	登り口		0.6	0.67	7	B	1		土木 (08-405-2004) 農林 (405-130)
20	大谷川	大谷川	B9904401 大谷川	児湯郡 川南町	通 浜		1.5		20	A			H7.2.28追加 農林 (405-30)
21	名貫川	名貫川	西細川	児湯郡 川南町	細		0.3	0.05	27	B	2		H16度追加 土木 (08-405-2005)
22	名貫川	名貫川	水無川	児湯郡 川南町	細		0.35	0.12	27	B	2		H16度追加 土木 (08-405-2006)

注) 流域面積の () は、溪床勾配15° 以上の面積

■土砂災害警戒区域等マップ



本サイトの地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図50000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)を複製及び数値地図(空間データ基盤)を使用したものです。(承認番号 平18総複、第103号)(承認番号 平18総使、第63号)

【4.2.1.4 河川危険箇所】（資料引用：宮崎県）

		市町村名 川南町									
県	市町村	溪流名 (河川名)	管理	右・左 岸の別	延長 (km)	所在地 (目標・被害 区域を含む)	危険箇所の状況	水防計画 による重点 要水防区 域の有無	危険 度	被害の種類	備 考
	1	袋谷川	川南町	左岸	3.5	大字川南宇細	勾配12°の谷地形を呈し、左岸下流域に19戸の住宅が点在する。	無	C	一般住宅 19戸 冠水耕地面積 55.6ha 県道 尾鈴～川南停車場線 325m	S62.6.15 (新規) H5.6.3 C→B H13.6.4 B→C 工事完了のため
	2	名貫川	宮崎県	右岸	4.5	大字川南宇名貫	急流河川で右岸壁を侵食し、家屋田畑の崩壊の危険がある。	無	A	一般住宅 4戸	S62.12 (追加)
	3	平田川	宮崎県	両岸	6.1	大字平田宇伊倉	下流域が蛇行しており、集中豪雨時の瞬時に流入する水量に排水しきれず流域の耕作地がしばしば冠水の危険にさらされている。	無	A	一般住宅 50戸 冠水耕地面積 3.6km ² 県道 宮の本～都農線 100m	S62.12 (追加)
	4	黒鯛川	川南町	両岸	2.5	大字川南宇黒鯛	川幅が狭く蛇行しており、護岸整備状況も悪いいため豪雨時には各所で崩壊し田畑が冠水する。	無	A	一般住宅 12戸	S62.12 (追加)

【4.2.1.5 ため池危険箇所】（資料引用：宮崎県）

た め 池

市町村名		川南町							
番号	溜池名	所在地	施設管理者名	貯水量 (m ³)	状況	危険度	被害の種類		
1	湯牟田溜池	大字川南字湯牟田	川南町	40,000	堤の老朽化により大雨が続くと、余水路がないため溜池周辺に被害を引き起こすおそれがある。	A	一般住宅 3戸		
2	新茶屋溜池	大字川南字綱ヶ別府	新茶屋溜池組合	19,731	堤の老朽化により大雨が続くと、堤防に被害を引き起こすおそれがある。	A	一般住宅 6戸		
3	内野田溜池	大字川南字松ヶ迫	野田原水利組合	15,000	堤の老朽化により大雨が続くと、堤防に被害を引き起こすおそれがある。	A	一般住宅 5戸		
4	須田久保溜池	大字川南字大迫	須田久保溜池組合	50,000	堤の老朽化により漏水があり、堤決壊のおそれがある。	A	一般住宅 8戸		

【4.2.1.6 重要水防箇所（海岸）】（資料引用：宮崎県水防計画）

事務所名	海岸名	位置	水防管理団体	延長	理由	予想される事態	背後資産の状況
中部港湾事務所	川南漁港海岸（北地区）	川南町通浜	川南町	1,269m	高潮、津波	浸水等	住宅地
	川南漁港海岸（南地区）	川南町通浜	川南町	793m	高潮、津波	浸水等	住宅地、公園

【4.3.1.1 警報・注意報発表基準一覧表】（資料引用：気象庁）

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年3月16日現在
発表官署 宮崎地方気象台

川南町	府県予報区	宮崎県		
	一次細分区域	北部平野部		
	市町村等をまとめた地域	西部・高鍋地区		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	198
			流域雨量指数基準	名貴川流域=19.1, 平田川流域=15
	洪水		複合基準 ^{*1}	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	128
			流域雨量指数基準	名貴川流域=15.2, 平田川流域=12
	洪水		複合基準 ^{*1}	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.7m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上		
	低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期: 平野部で最低気温-5℃以下 山沿いで最低気温-8℃以下		
	霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下		
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

【4.3.1.2 特別警報発表基準】（資料引用：気象庁）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

【4.3.1.3 警報注意報基準一覧表の解説】（資料引用：気象庁）

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照。
- (10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全

体の基準値は別添資料

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

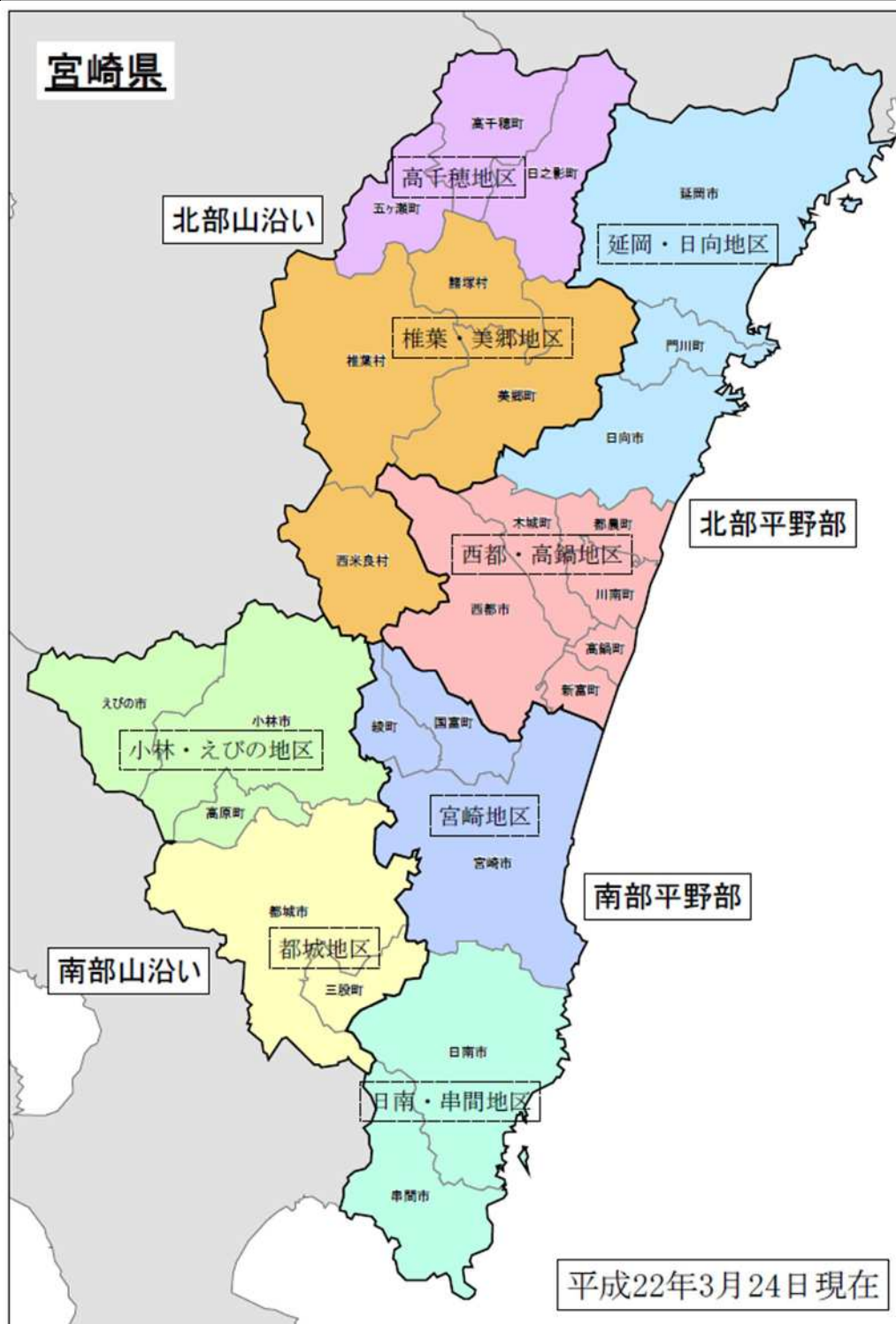
(14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、() 内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表１及び３の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表２及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報または氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

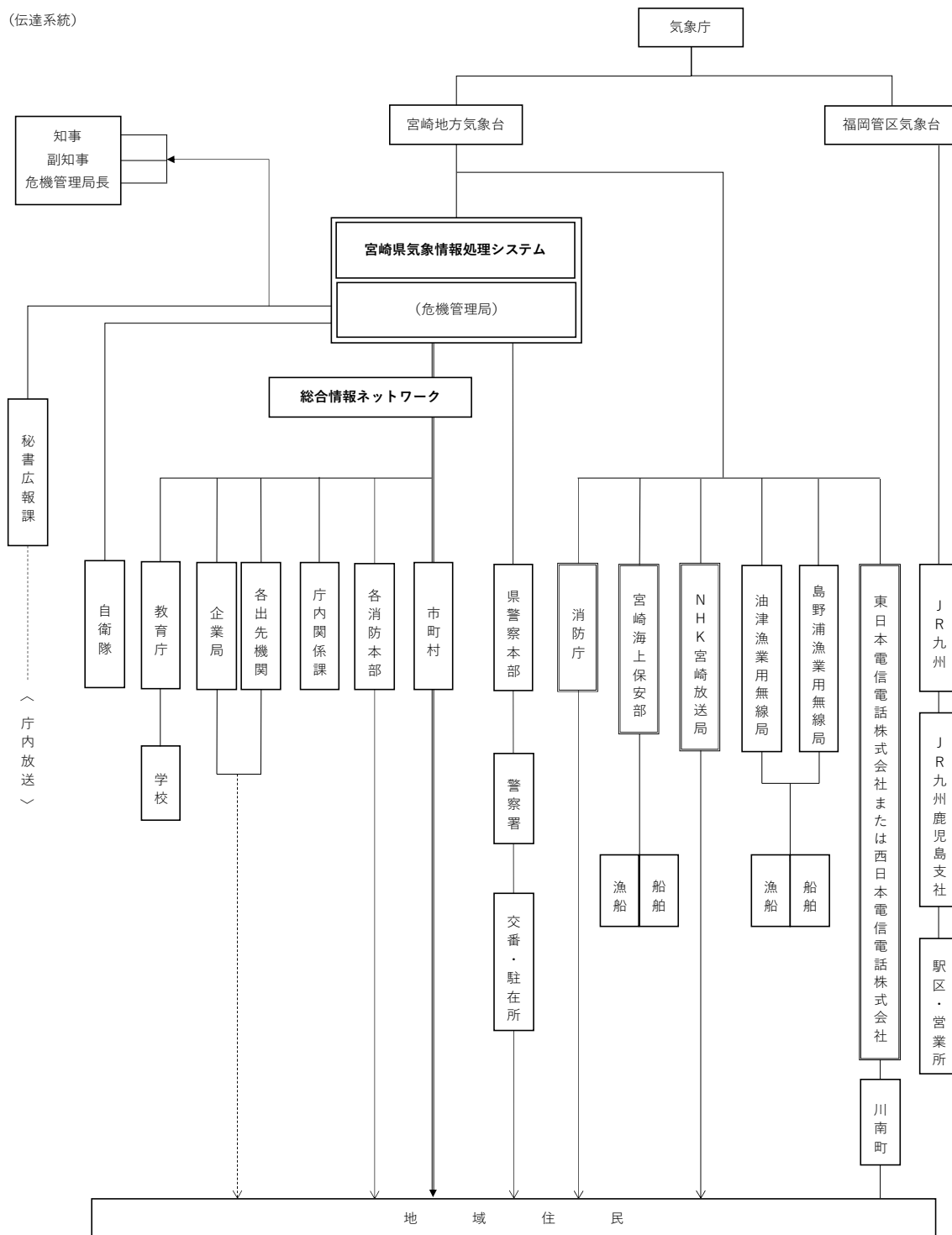
【4.3.1.4 宮崎県の細分区域図】（県防引用）

一次細分区域	市町村をまとめた区域	二次細分区域
北部平野部	延岡・日向地区 西都・高鍋地区	延岡市、日向市、門川町 西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
北部山沿い	高千穂地区 椎葉・美郷地区	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町
南部平野部	宮崎地区 日南・串間地区	宮崎市、国富町、綾町 日南市、串間市
南部山沿い	小林・えびの地区 都城地区	小林市、えびの市、高原町 都城市、三股町



【4.3.1.5 気象警報等の伝達系統】（県防引用）

（伝達系統）



注）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

台風の定義	
台風	北西太平洋または南シナ海に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速がおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上のもの
熱帯低気圧	熱帯または亜熱帯地方に発生する低気圧。気象情報等では低気圧域内の最大風速がおよそ17m/s未満のものを指す

台風情報の種類	発表内容
進路・強度予報 台風経路図 全般台風情報 (位置情報)	台風や発達する熱帯低気圧（24時間以内に台風になると予想した熱帯低気圧）が存在する期間中、台風の位置や強さの実況と予報を発表 ■ 実況^{*2} ■ 12時間先^{*1}、24時間先の予報^{*2} ■ 5日先までの1日刻みの予報^{*2} なお、台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合は、24時間先までの詳細な位置や強さの予報を発表 ■ 1時間後の推定値^{*3} ■ 24時間先までの3時間刻みの予報^{*2}
全般台風情報 (総合情報)	台風や発達する熱帯低気圧の見通しや予想雨量など防災にかかわる情報や災害への留意点、台風の発生や上陸などの情報（随時発表）
暴風域に入る確率	市町村等をまとめた地域毎の確率と格子毎の確率の分布について、120時間先まで3時間刻みの各時間帯と24、48、72、96、120時間以内の確率 ^{*4}

(*1) 台風の動きが遅い場合は、省略することがある

(*2) (0), 3, (6), 9, (12), 15, (18), 21時（正時）の観測時刻から約50分後に発表。ここで、カッコ内の時刻では実況と24時間先までの予報のみ発表（発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約70～90分後になることがある）

(*3) 毎正時の観測時刻から約50分後に発表

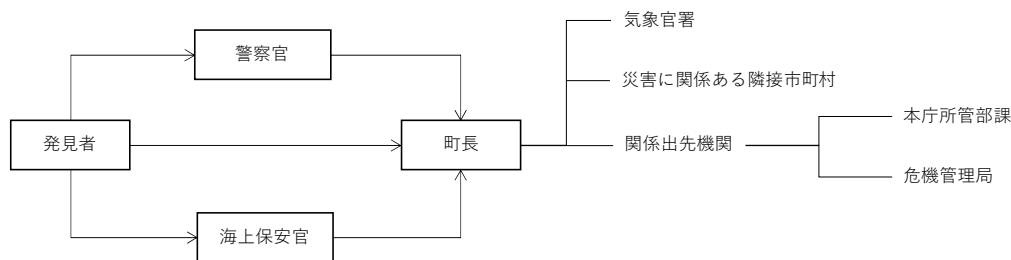
(*4) 3, 9, 15, 21時（正時）の観測時刻から約60～70分後に発表（発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約80～120分後になることがある）

台風情報で用いられる用語	
予報円	台風の中心が予報時刻に到達すると予想される範囲（確率はおよそ70%）
強風域	台風周辺で風速15m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲
暴風域	台風周辺で風速25m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲
暴風警戒域	台風の中心が予報円内に進んだときに暴風域に入るおそれがある範囲

台風の強さの表現	最大風速（台風域内の10分間平均風速の最大値）
（表現しない）	33m/s未満
強い台風	33m/s以上 44m/s未満
非常に強い台風	44m/s以上 54m/s未満
猛烈な台風	54m/s以上

台風の大きさの表現	強風域の半径
（表現しない）	500km未満
大型（大きい）	500km以上 800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

【4.3.1.7 異常現象通報系統】（県防引用）



【5.2.5.1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件】（資料引用：気象庁）

■南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

【6.1.3.1 対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード】(県防引用)

噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに 留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲にお ける厳重な警戒 居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺にお ける警戒 入山危険	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	火口から少し離れた所まで の火口周辺における警戒 火口周辺危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

海底火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
警報	噴火警報 (周辺海域)	周辺海域	海底火山及びその周辺海 域における警戒 周辺海域警戒	海底火山の周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	直上	活火山であることに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。

【6.1.3.2 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル】（県防引用）

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の 状況	住民等の行動及 び登山者・入山 者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 ●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 [過去事例] 観測事例なし
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 (可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 [享保噴火(1716～1717年)の事例] 1717年2月：火砕流が火口から約3kmまで流下
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね2kmを超え4kmまで大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下するような噴火が予想される。 [2008～2011年噴火の事例] 2011年1月19日：霧島山を挟むGNSSの基線が伸びている中で、火山灰に新鮮なマグマ物質が含まれる噴火の発生 ●噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が流下。 [2008～2011年の噴火の事例] 2011年2月1日：大きな噴石が火口から最大約3.2kmに飛散 警戒が必要な範囲は、火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなります。
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。 [過去事例] 2008年8月20日、2010年12月5日、2017年10月6日：火山性地震の増加 ●小噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。 [2008～2011年の噴火の事例] 2010年7月10日：火砕サージが約300m流下。 警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね1kmとなります。
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁に影響する程度の火山灰の噴出の可能性あり。

注) ここでいう大きな噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとす。_____

【6.1.3.3 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル】（県防引用）

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1235 年 1 月 25 日：火砕流が火口から約 3km まで到達 ●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1235 年 1 月 25 日：溶岩流が火口から約 5km まで到達
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火砕流が火口から概ね 2.5km 以内に到達する可能性。 【過去事例】 明確な記録なし ●火口から概ね 2.5km 以内に噴石飛散。 【過去事例】 1900 年 2 月 16 日：約 1.8km に噴石飛散 1895 年 10 月：約 2km まで噴石
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●小噴火が発生し、火口から概ね 1km 以内に噴石飛散。 【過去事例】 1923 年 7 月：噴火 1896 年 3 月：噴火 ●小噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2003 年 12 月：火山性微動、噴気活動活発 1899 年 7 月、10 月：黒煙噴出
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁に影響する程度の火山灰の噴出の可能性あり。

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

【6.1.3.4 霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の噴火警戒レベル】（県防引用）

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の 状況	住民等の行動及 び登山者・入山 者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】なし
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流が到達、または発生が予想される。 【過去事例】 9000年前：不動池溶岩が約4km流下 ●噴火が発生し、火口から概ね2km内に大きな噴石の飛散や火砕流(低温)が到達、または発生が予想される。 【過去事例】 16～17世紀：大きな噴石が硫黄山から約2km飛散
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動により、小噴火の発生が予想される。 【過去事例】なし ●小噴火が発生し、火口から概1km内に大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1768年の水蒸気噴火：大きな噴石の飛散距離は不明。
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。	●状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。 【過去事例】 2016年の火口終戦の熱異常域の拡大 ●火山活動は静穏

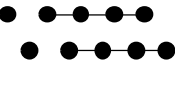
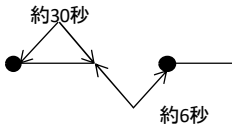
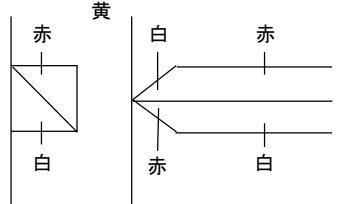
注)「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

【6.1.3.5 霧島山（大幡池）の噴火警戒レベル（県防引用）】

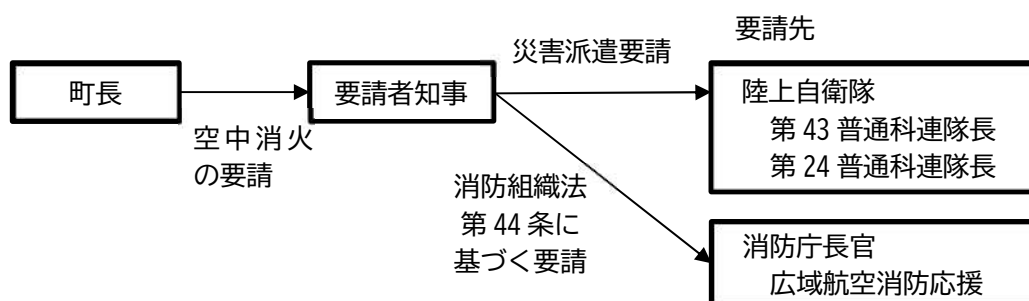
名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】なし
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 【過去事例】 約 7,100 年前：溶岩流が大幡山から約 4km 流下
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火砕流が火口から概ね 2.5km 以内に到達する可能性。 【過去事例】 明確な記録なし ●火口から概ね 2.5km 以内に噴石飛散。 【過去事例】 1900 年 2 月 16 日：約 1.8km に噴石飛散 1895 年 10 月：約 2km まで噴石
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動、火山ガスの増加等により、小噴火の発生が予想される。 ●小噴火が発生し、火口から概ね 2km 以内に大きな噴石の飛散や概ね 1km 以内に火砕流の到達。 【過去事例】 約 6,500～7,000 年前の水蒸気噴火（大幡山）：大きな噴石の到達距離は不明 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね 2km、火山活動の状況に応じ概ね 1km となる。
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内及び西側斜面の割れ目で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内、西側斜面の割れ目付近及び火口縁への立入規制等。	●火山活動は静穏。地震の増加が認められたりする等、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

【6.8.2.1 火災警報信号】（県防引用）

＜火災警報信号＞

打 鐘 信 号	余 い ん 防 止 付 サイレン 信号	そ の 他 の 信 号
 火災警報 発令信号 1点と4点のまだら打ち	 約30秒 約6秒	 赤 白 赤 白 吹き流し

【6.8.3.1 空中消火の要請手続き】（県防引用）



【7-1 様式 1 緊急通行車両等事前届出済証】（県防引用）

災害防犯法 緊急対策用 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証		第 号 年 月 日 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 宮崎県公安委員会 印	
宮崎県公安委員会 殿 緊急通行車両等事前届出書 届出者住所 (電話) 氏名		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき交通規制が行われたときは、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
番号標に表 示されている番号	車 両 の 用 途 （緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）	住 所 () 局 番	出 発 地
使用者	氏 名		(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。
備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することによって署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。			

【7-2 様式2 規制外車両事前届出済証】（県防引用）

災害応急対策用 原子力災害保護措置用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証		第 号	
左記のとおり事前届出を受けたことを証する		年 月 日	
宮崎県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		宮崎県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事 態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交 通規制が行われたときは、この届出済証を最寄りの警察本部、 警務署、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてく ださい。	
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 又は品名)		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届 出て再交付を受けてください。	
住 所		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両が廃車となつたとき。 (2) 規制除外車両が廃車となつたとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなつたとき。	
氏 名			
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することによって署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

【7-3 第4号様式（その1）（被害概況即報）】

第4号様式（その1）

(災害概況即報)		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)			
災害名 (第 報)		報告者名			

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分				

被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟			
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数													

応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)	
	自衛隊派遣要請の状況		
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

<第4号様式－その1（災害概況即報）>

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

【7-4 第4号様式（その2）（被害状況即報）】

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

<第4号様式－その2（被害状況即報）>

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

【7-5 災害派遣要請書様式】（県防引用）

<災害派遣要請書様式>

（陸上自衛隊第43普通科連隊長）殿

文書番号

年 月 日

宮崎県知事

自衛隊の災害派遣について(要請)

自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

【7-6 派遣要請（知事への要求書様式）】（県防引用）

宮崎県知事殿

文書番号
年 月 日

川南町長

⑩

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

【7-7 撤収要請（知事への要求書様式）】（県防引用）

宮崎県知事殿

文書番号
年 月 日

川南町長

⑩

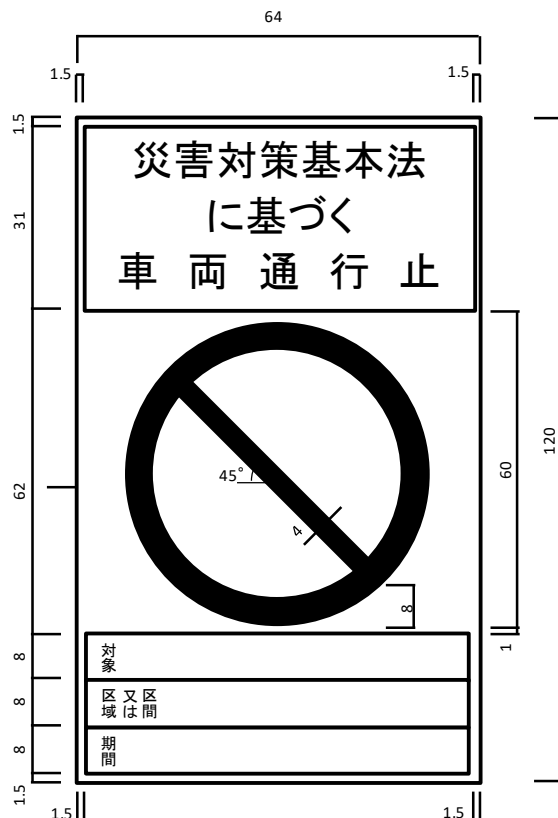
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。

記

1. 撤収開始日時
2. 撤収の理由等

【7-8 様式 1 (標示)】(県防引用)



備考

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【7-9 様式 2 (標章)】(県防引用)



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【7-10 様式3（証明書）】（県防引用）

様式3（証明書）

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
宮崎県公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 過		出 発 地	目 的 地
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

【7-11 様式4（確認申請書）】（県防引用）

様式4（確認申請書）

地 震 防 災 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書 年 月 日 宮崎県公安委員会 殿 申請者住所 （電話） 氏 名 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 過		出 発 地	目 的 地
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

【7-12 第2号様式（特定の事故）】

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 {	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分	
	2 危険物等に係る事故	都道府県		
	3 原子力施設等に係る事故	市町村 (消防本部名)		
	4 その他特定の事故	報告者名		
消防庁受信者氏名				
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気 象 状 況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人(人)
			重 症	人(人)
			中等症	人(人)
			軽 症	人(人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所		
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消防本部(署)	台 人	
		消 防 団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海上保安庁	人	
警戒区域の設定	月 日 時 分	自 衛 隊	人	
使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【7-13 第1号様式（火災）】

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他														
出 火 場 所															
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮 圧 日 時)</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮 火 日 時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分								
月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)	(月 日 時 分)													
(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分													
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)														
出 火 箇 所	出 火 原 因														
死 傷 者	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由	負傷者 重症	人	中等症	人	軽症	人					
死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由													
負傷者 重症	人														
中等症	人														
軽症	人														
建 物 の 概 要	<table border="1"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	構造	建築面積	m ²	階層	延べ面積	m ²								
構造	建築面積	m ²													
階層	延べ面積	m ²													
焼 損 程 度	<table border="1"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">計 棟</td> <td rowspan="4">焼 損 面 積</td> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>焼損 半 焼 棟</td> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>棟数 部分焼 棟</td> <td>林野焼損面積</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²	焼損 半 焼 棟	建物焼損表面積	m ²	棟数 部分焼 棟	林野焼損面積	ha	ぼ や 棟		
全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積			建物焼損床面積	m ²									
焼損 半 焼 棟					建物焼損表面積	m ²									
棟数 部分焼 棟					林野焼損面積	ha									
ぼ や 棟															
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況														
消 防 活 動 状 況	<table border="1"> <tr> <td>消防本部 (署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他 (消防防災ヘリコプター等)</td> <td>台・機</td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部 (署)	台	人	消 防 団	台	人	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人					
消防本部 (署)	台	人													
消 防 団	台	人													
その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人													
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況															
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況															
その他参考事項															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）